

おやまごどもプラン

令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

令和7年3月
小山市



はじめに

小山市は、市の中心部を思川が流れ、農地や平地林が広がる豊かな田園環境を有するとともに、国道・鉄道が交錯する交通の要衝でもあり、首都圏でも有数の都市環境と田園環境が調和した「田園環境都市」です。



この魅力ある「田園環境都市おやま」を、より良い姿で未来に引き継ぎ、誰もが住みやすく、住み続けたいと感じられる持続可能なまちづくりを進めていくためには、小山市で育つ子どもたちが夢や希望を持って健やかに成長し、将来大人になっても小山市で子育てがしたいと思えるような、安心感を得られる子育て環境を整えていくことが重要となります。

一方、国内外の情勢が日々変化していく現代において、若者の結婚観や子どもを生み育てることへの意識は多様化しており、子どもを取り巻く課題は年々深刻さを増しています。

急速な少子化と人口減少に歯止めをかけるため、国は令和5年4月に子ども基本法を施行し、子ども家庭庁は「こどもまんなか社会」の実現を掲げて、次元の異なる少子化対策を推進するために様々な取組が行われています。

こうした状況を鑑み、小山市においても日々の中で子どもたちが幸せを感じながら暮らせるよう、子どもや若者を権利の主体と捉えて、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実を通して、子ども・子育て当事者の方だけでなく、地域で子どもを見守る方にも子どもへの理解が広がっていくような、新たな子ども・若者・子育て政策に取り組むこととしました。

この政策を実現するため、令和7年度から小山市教育委員会に市のこどもに関連する部署を集約し、一元的に施策を推進できる組織体制に改編した他、「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」の終了に伴い、令和7年度から令和11年度を計画期間とするこども基本法に基づく新たな子ども・若者・子育て支援施策の総合的な計画として「おやまこどもプラン」を策定したものです。

小山市の子どもたちが安心して健やかに成長できるよう、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行い、誰一人取り残さない良好な成育環境を整えるとともに、地域、学校、子育て支援に関わる団体、企業など、様々な方々と行政が一体となり、市民のウェルビーイングにつながる「こどもを主体とした好循環なまちづくり」を目指してまいります。

結びに、本計画策定にあたりまして、子どもや若者、子育て当事者の声を丁寧にうかがいながら実効性のある計画とするため、多大なご尽力と貴重なご意見をいただきました多くの市民の皆様や関係者の方々、そして小山市子ども・子育て会議委員の皆様に対しまして、心より感謝とお礼を申し上げますとともに、今後も小山市の子ども・若者・子育て施策の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年3月

小山市長 浅野正富





目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間・対象	3
4 統計データから見る小山市の現状	4
5 アンケート調査から見る小山市の現状	11
6 小山市のこどもを取り巻く課題	32
7 こども政策の目指す将来像	34
第2章 計画ビジョンと体系	35
1 基本理念	35
2 基本目標	35
3 計画の体系	36
4 体系のイメージ	37
第3章 施策の展開	39
1 施策の目標と主な取組	44
目標1 すべてのこどもがすこやかに育つまち	44
目標2 支援が必要なこどもを支えるまち	62
目標3 みんなでこどもを育てるまち	76
2 計画の進捗状況を示す指標	81
第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」	83
1 区域の設定	83
2 教育・保育における量の見込みと確保方策	83
3 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策	85
第5章 新・放課後子ども総合プランの推進	93
1 これまでの取組	93
2 現状と課題	93
3 施策の方針	95
4 施策の展開	95
第6章 計画の推進体制と進捗管理	97
1 計画の推進体制	97
2 計画の進捗管理・評価	97
第4次 小山市保育所整備計画	99
資料編	121
1 小山市子ども・子育て会議条例	121
2 小山市子ども・子育て会議委員名簿	123
3 小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会設置要領	124
4 小山市子ども・子育て会議 開催状況	126
5 こども・若者への意見聴取結果	127
6 小山市子ども・子育て支援事業計画ワーキンググループ	129
7 令和5年度小山市ひとり親家庭アンケート調査	131
8 令和5年度小山市子どもの生活実態調査（資源量調査）	140
9 第2次健康都市おやまプラン2.1最終評価のためのアンケート調査	148
10 本計画（案）に対するパブリック・コメント（意見募集）の実施結果	153





第1章 計画の概要

1 計画策定の背景

我が国では、急速な少子化の進行に伴う労働力人口の減少や社会保障負担の増加に加え、核家族化や地域社会の希薄化等、こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しています。

また、貧困や虐待、いじめや自殺といったこども・若者の健全な育成を妨げる社会問題も深刻化しています。

国では、こうしたこども・若者・子育て家庭を取り巻く社会情勢の変化を受け、令和4(2022)年6月、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」を公布し(令和5(2023)年4月施行)、本法に掲げられたこども施策の立案、実施を担う行政機関としてこども家庭庁が発足、令和5(2023)年12月には、こども基本法に基づき、こども政策を総合的に推進するため、こども施策の基本的な方針等を定める「こども大綱」と「こども未来戦略」を閣議決定しました。

こども大綱では、全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神に基づき、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。また、こども大綱は、これまで別々に作成・推進されてきた、「少子化社会対策基本法」、「子ども・若者育成支援推進法」及び「子どもの貧困対策の推進に関する法律」(令和6年9月より法律名が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に変更)に基づく3つのこどもに関する大綱を一つに束ね、こども施策に関する基本的な方針や重要事項を一元的に定めています。そして、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができ「こどもまんなか社会」を目指すことが掲げられています。

さらに、若い世代が希望どおり結婚し、希望する誰もがこどもを持ち、安心して子育てできる社会、こどもたちが笑顔で暮らせる社会の実現を目指すこども未来戦略の「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、「子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が令和6(2024)年6月に成立しました。この法改正により、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育での推進に資する施策の実施に必要な措置を講じることとされました。

小山市においても、平成27(2015)年3月に「子ども・子育て支援法」に基づく「小山市子ども・子育て支援事業計画」、令和2(2020)年3月には「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、少子化に歯止めをかけるために、「出会い」から「結婚」、そして「妊娠」、「出産」、「子育て」を着実に支援していく等、こどもの育ちや子育てをめぐる課題に対して様々な施策を推進してきました。

この度、「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」が最終年度を迎えるとともに、こども基本法においてこども大綱を勘案し、こども関連の施策と一体的なものとする「市町村こども計画」の策定について定められたことから、「子ども・子育て支援事業計画」をはじめとする「児童虐待対策基本計画」、「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画(以下、「こどもの貧困対策計画」という。）」、「成育医療等基本方針に基づく計画」等を内包し、こども・子育て施策の総合的な計画として「おやまこどもプラン」を策定するものです。

本計画では「こどもの最善の利益」が実現される社会を目指し、全てのこどもの育ちと全ての子育て家庭を支援し、一人ひとりのこどもが健やかに成長できるよう、こども施策を総合的に推進します。



2 計画の位置づけ

おやまこどもプランは、市制100周年を迎える2054年の小山市のあるべき姿を描く「田園環境都市おやまビジョン」の実現に向け、市政運営の最上位計画である「小山市総合計画」に基づく部門別計画として「小山市地域福祉計画」、「小山市障がい福祉計画・小山市障がい児福祉計画」、「健康都市おやまプラン21」、「いのち支える小山市自殺対策計画」等の関連計画との整合性を図りながら策定いたしました。

本計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画として、国のこども大綱及び栃木県こども計画を勘案した、こども・若者・子育て支援施策の総合的な計画であり、同条第5項の規定では、市町村が策定するこども施策に関する事項を定める各種計画と一体的に作成できるとされていることから、前期計画を受け継ぐ「子ども・子育て支援事業計画」、「児童虐待対策基本計画」、「こどもの貧困対策計画」、「成育医療等基本方針に基づく計画」を内包した計画としています。

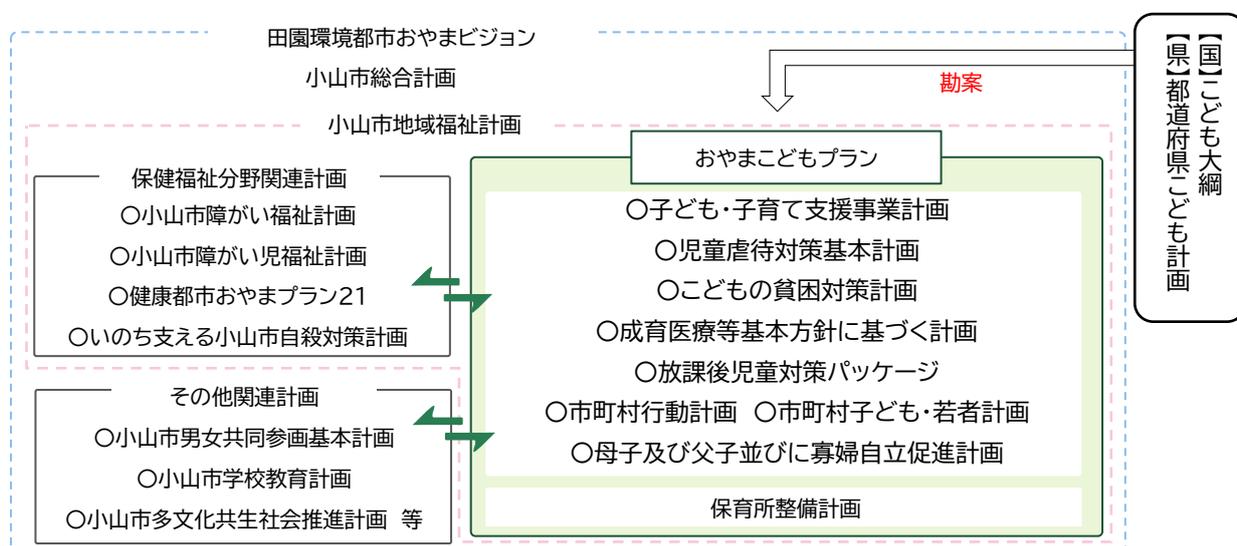
おやまこどもプランに内包した計画のうち、「子ども・子育て支援事業計画」は、「次世代育成支援対策推進法」に基づき、次代の社会を担うこどもの健全な育成を支援することを目的とした「市町村行動計画」、母子家庭及び父子家庭の児童が、心身ともに健やかに育成されることを目的とした、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に基づいた「母子及び父子並びに寡婦自立促進計画」、放課後児童対策を一層強化し、こどものウェルビーイングの向上と共働き・共育ての推進を図ることを定めた「放課後児童対策パッケージ」の内容を含んでいます。具体的には、こどものための教育・保育を一体的に提供する体制とその確保、施設等利用給付の円滑な実施の確保、並びに地域子ども・子育て支援事業及び仕事・子育て両立支援事業の実施に関する基本的事項について定めたものとなっています。

また、「児童虐待対策基本計画」では、児童虐待の予防及び早期発見、児童虐待を受けた児童の迅速かつ適切な保護、並びに児童虐待を受けた児童が家庭で生活するために必要な指導及び支援、児童虐待の防止に資するための児童の人権、児童虐待が児童に及ぼす影響、児童虐待に係る通告義務等について必要な広報、その他の啓発活動等を行うための基本的事項について定めています。

「こどもの貧困対策計画」は、こどもが適切な養育及び教育、並びに医療を受けられないこと、こどもが多様な体験の機会を得られないこと、その他のこどもがその権利利益を害され、社会から孤立することのないようにするための基本的事項について定めています。

なお、「成育医療等基本方針に基づく計画」は、これまでの母子保健計画を引き継ぎつつ、成育過程にある者等に対し、成育医療等及びこれに関する情報が適切に提供され、社会的、経済的状況に関わらず安心して次代の社会を担うこどもを産み、育てることができる環境が整備されるための基本的事項について定めています。

おやまこどもプランでは、これらの各種計画を一体的に推進することで、こどもや若者、子育て世帯に対し、切れ目なく、かつ多面的・重層的な支援の充実強化を図ってまいります。



3 計画の期間・対象

(1) 計画の期間

本計画の期間は、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。

計画	年度	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
子ども・子育て支援事業計画		2020~2024年度 (5年間)		<div style="text-align: center;"> <p>おやまこどもプラン</p> <p>2025~2029年度 (5年間)</p> </div>				
児童虐待対策基本計画		2020~2024年度 (5年間)						
こどもの貧困対策計画		2020~2024年度 (5年間)						
成育医療等基本方針に基づく計画		2013~2024年度 (12年間) ^{※1}						
放課後児童対策パッケージ		2020~2024年度 (5年間) ^{※2}						
市町村行動計画		2020~2024年度 (5年間) ^{※2}						
母子及び父子並びに寡婦自立促進計画		2020~2024年度 (5年間) ^{※2}						
市町村子ども・若者計画		未策定						
保育所整備計画		第3次 2020~2024年度 (5年間) ^{※3}						

※1:第2次健康都市おやまプラン21に内包

< こども関連計画を一体化した市町村こども計画として策定 >

※2:第2次小山市子ども・子育て支援事業計画に内包

※3:内包はせず、同じ冊子に単独の計画として掲載

(2) 計画の対象

本計画の対象は、こども・若者・子育て当事者を対象とします。計画の対象となるこども・若者は原則として0歳からおおむね39歳までとします。

	0歳	15歳	18歳	29歳	39歳
こども	[Green Arrow]				
若者			[Green Arrow]		



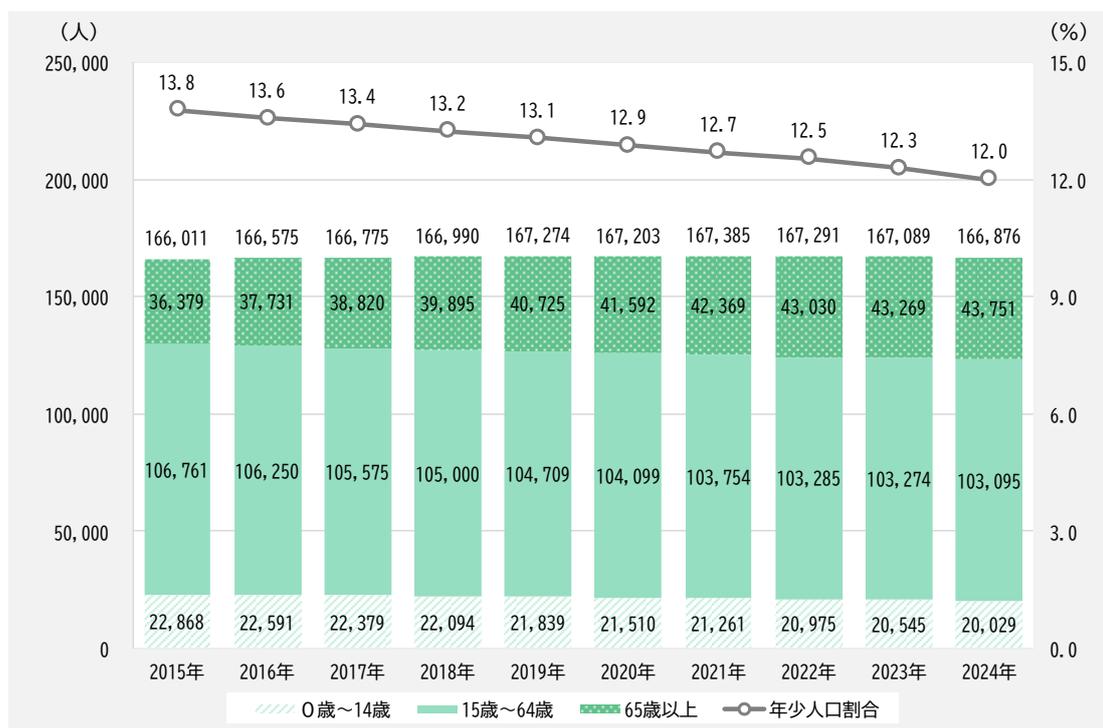
4 統計データから見る小山市の現状

(1) 人口の推移

平成27(2015)年から令和6(2024)年を比較すると、総人口はおおむね横ばいで推移し、令和6(2024)年は166,876人となっています。

0~14歳までの年少人口、15歳~64歳までの生産年齢人口はともに減少傾向で推移していますが、65歳以上の高齢者人口は増加しています。

【小山市の総人口】



※年齢不詳者がいるため、総人口と各年代の合計が一致しない場合があります。

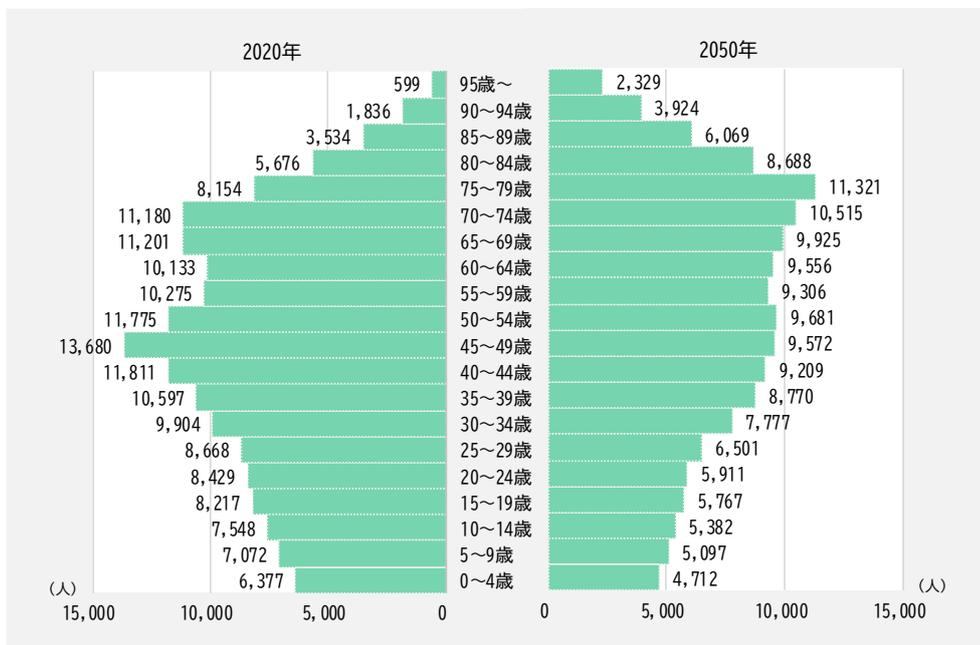
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(2) 30年後との人口比較

令和2(2020)年は45～49歳が最も多く、年齢が下がるとともに減少傾向となっています。30年後では75～79歳が最も多くなり、若年層が減り、少子高齢化がさらに進むことが見込まれます。

【2050年との人口比較】



資料：国立社会保障・人口問題研究所

(3) 学童期までの人口推移

学童期までの人口は年々減少傾向にあり、5年後には1,123人減少し15,848人になると推計されています。

【学童期までの人口推移】



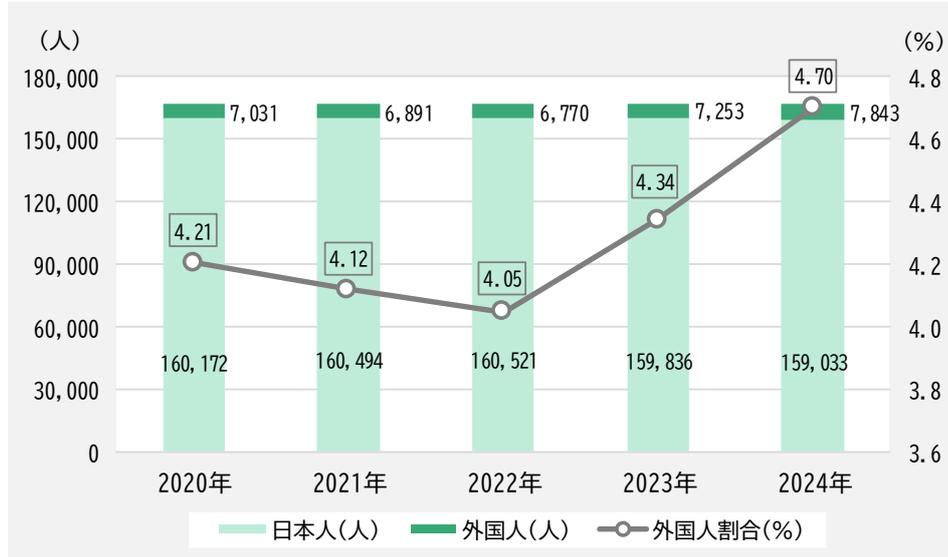
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）



(4) 外国人人口の推移

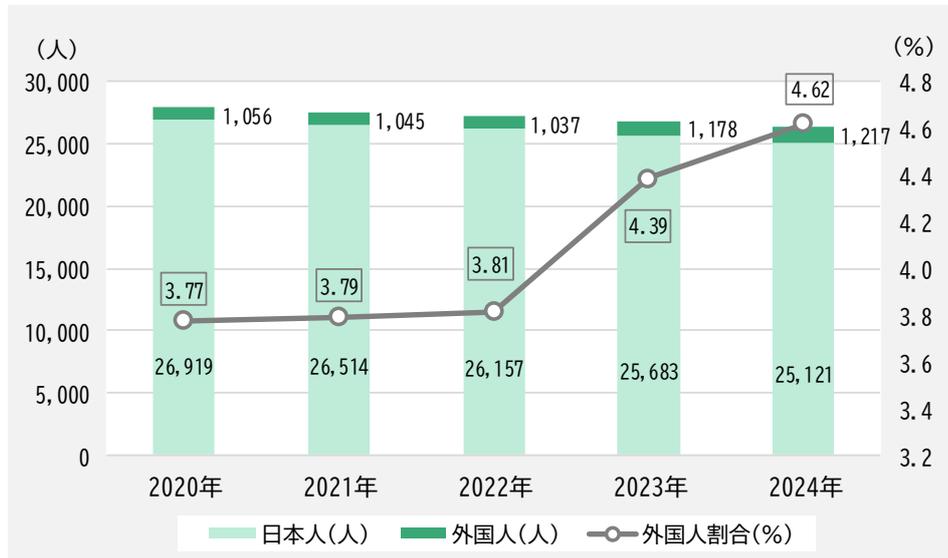
日本人は令和4(2022)年まで増加傾向にありましたが、同年以降は減少傾向となっています。一方、外国人は令和4(2022)年まで新型コロナウイルス感染症の影響等により減少傾向にありましたが、同年以降増加傾向となっています。18歳以下の世代でも外国人の割合が増えています。

【住民数及び外国人が占める割合の推移（集計年別／合計）】



資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)

【住民数及び外国人が占める割合の推移（18歳以下／集計年別／合計）】



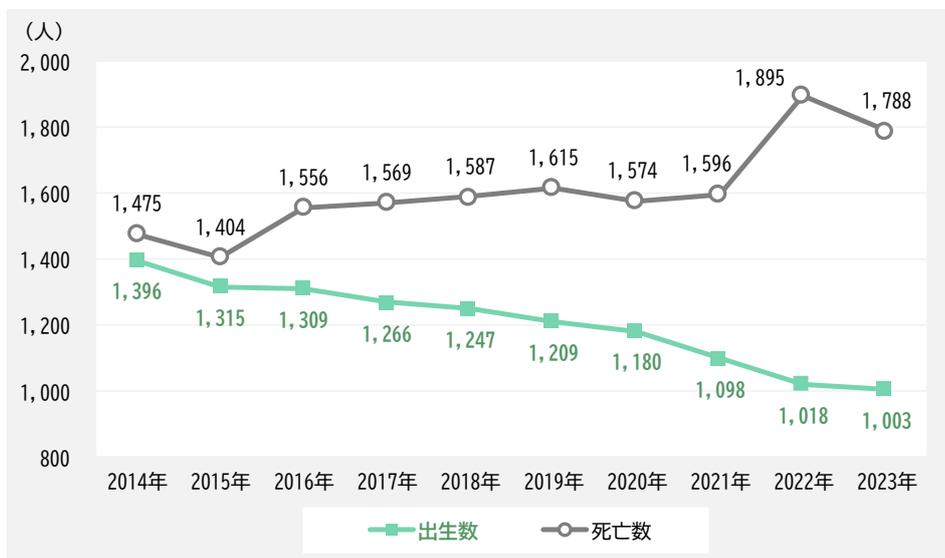
資料：住民基本台帳(各年4月1日現在)



(5) 出生・死亡数の推移と自然増減数

平成26(2014)年以降出生数の減少が進み、令和3(2021)年以降急激に自然減が進んでいます。

【小山市の出生数と死亡数の推移】



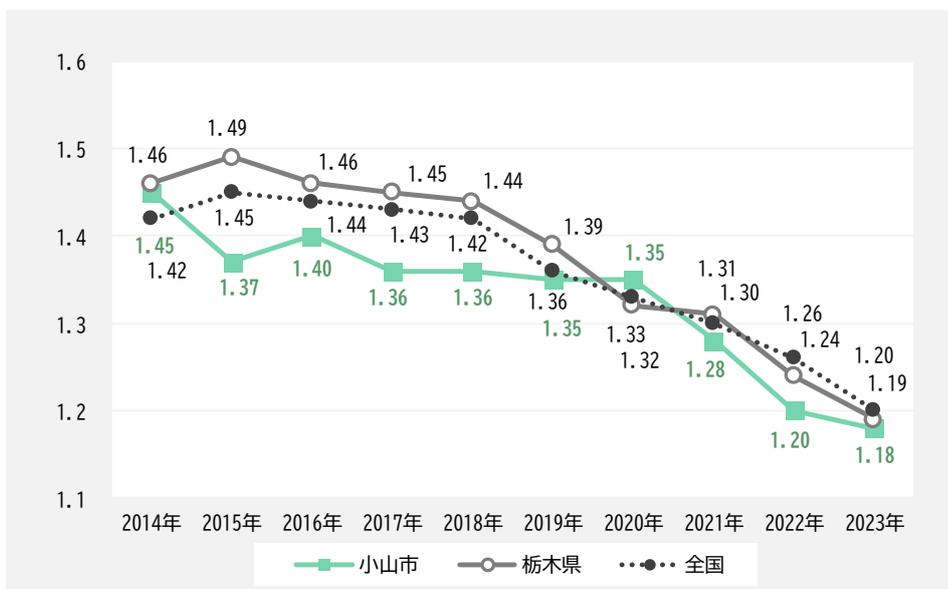
	2014年	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年
出生数(人)	1,396	1,315	1,309	1,266	1,247	1,209	1,180	1,098	1,018	1,003
死亡数(人)	1,475	1,404	1,556	1,569	1,587	1,615	1,574	1,596	1,895	1,788
自然増減(人)	-79	-89	-247	-303	-340	-406	-394	-498	-877	-785

資料：栃木県保健統計年報

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率¹は、国・県と比較すると低く、令和5(2023)年では1.18となっています。

【小山市の合計特殊出生率】



資料：栃木県保健統計年報

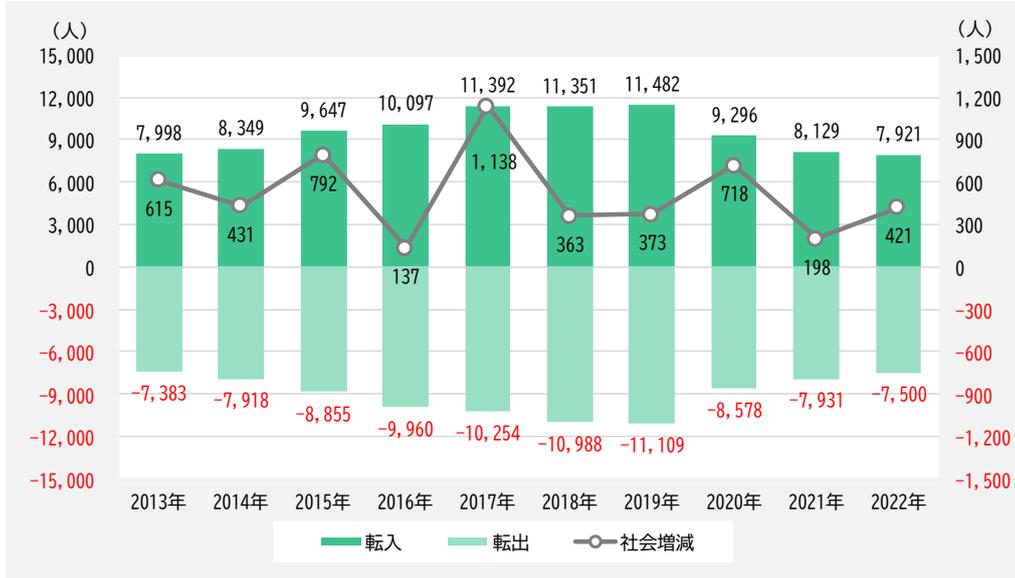
¹ 合計特殊出生率：15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、ひとりの女性が一生の間に産むこどもの数に相当します。(合計特殊出生率が1.20の場合、15歳から49歳の女性が生涯で1.2人のこどもを産む状況)



(7) 社会的人口増減

10年間の転入転出は、増減があるものの転出者より転入者が多く、令和4(2022)年は421人の増加となっています。

【社会的人口増減】

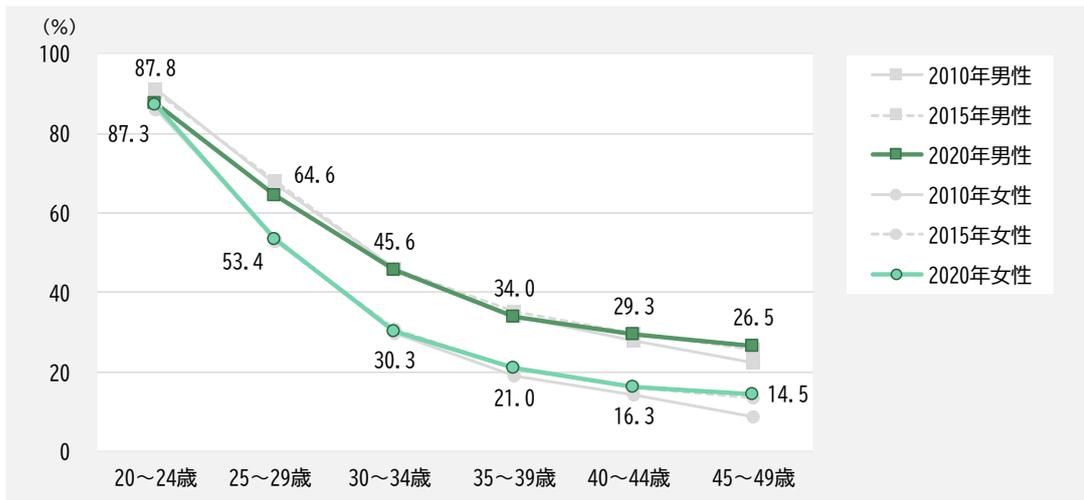


資料：小山市統計年報（令和5年度版）

(8) 男女の年代別未婚率

未婚率は、男女ともに増加傾向にあります。平成22(2010)年から令和2(2020)年の10年間で、45～49歳の男性では4.4ポイント、女性では5.8ポイント上昇しています。

【小山市の男女の年代別未婚率】



※2020年の数値のみグラフ内表記

	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳
2010年男性	91.0%	67.1%	45.8%	34.2%	27.7%	22.1%
女性	86.0%	53.4%	29.6%	19.0%	14.0%	8.7%
2015年男性	90.5%	68.0%	46.0%	35.2%	29.5%	25.5%
女性	86.7%	52.9%	30.9%	20.6%	15.9%	13.4%
2020年男性	87.8%	64.6%	45.6%	34.0%	29.3%	26.5%
女性	87.3%	53.4%	30.3%	21.0%	16.3%	14.5%

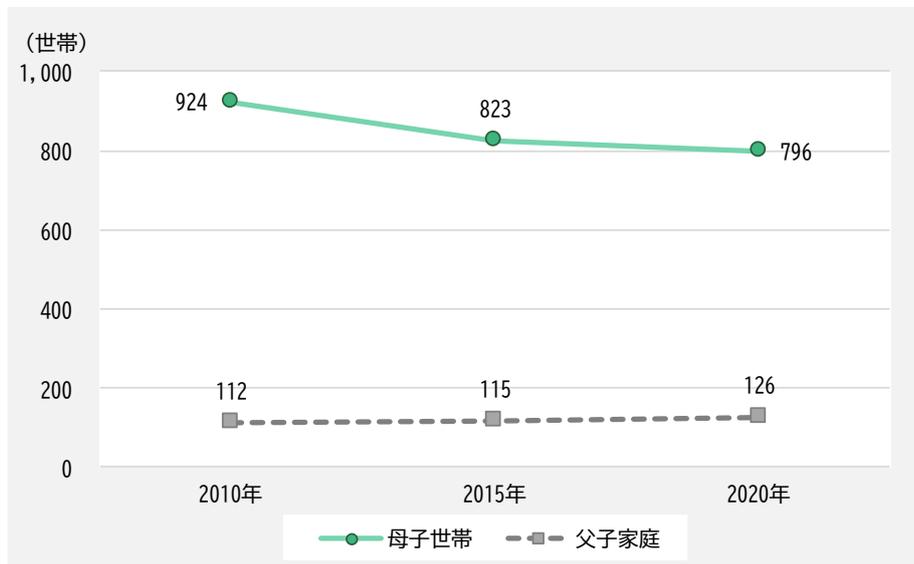
資料：国勢調査



(9) 母子・父子家庭数の推移

母子世帯数は減少傾向にあり、令和2(2020)年では796世帯ですが、父子世帯と比べると、依然として多くなっています。

【小山市の母子・父子家庭の推移世帯数】

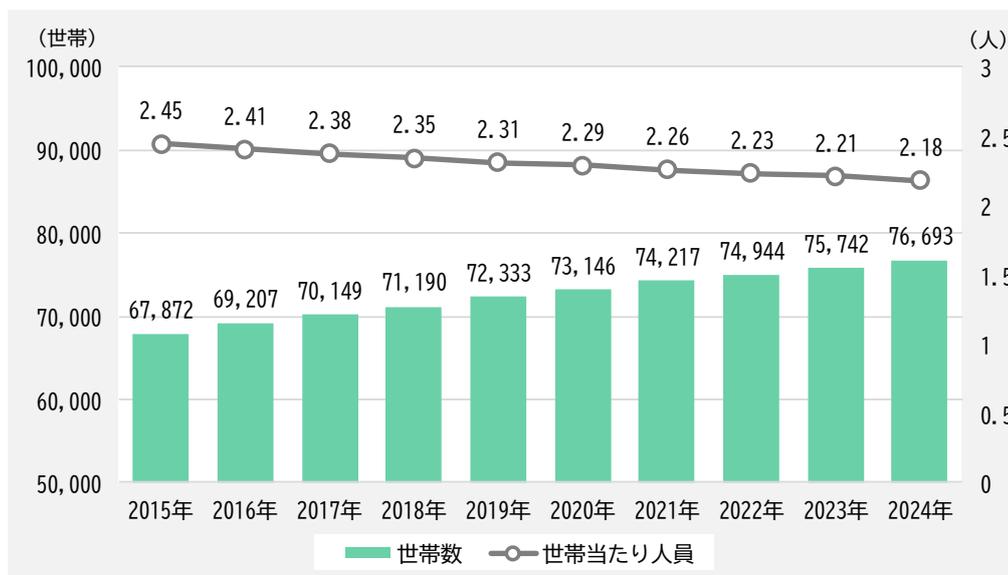


資料：国勢調査

(10) 世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員

世帯数は増加傾向にあります。世帯当たりの人員数は減少傾向にあることから、核家族化が進んでいることが読み取れます。

【小山市の世帯数及び一世帯あたりの平均世帯人員】



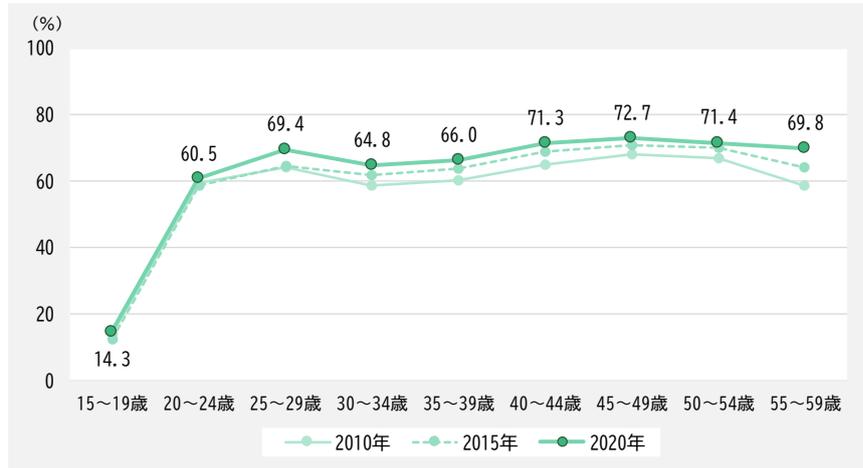
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(11) 女性の就業状況

女性の年代別就業率をみると、出産・育児期に低下し、40歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることが見て取れます。

また、就業率を令和2(2020)年と平成22(2010)年を比較すると、どの年齢でもおおむね増加傾向にあり、特に、30~34歳では6.1ポイント、35~39歳では6.0ポイント、40~44歳では6.4ポイント、55~59歳では11.2ポイントそれぞれ増加しています。

【小山市の女性就業率】



※2020年の数値のみグラフ内表記

	15~19歳	20~24歳	25~29歳	30~34歳	35~39歳	40~44歳	45~49歳	50~54歳	55~59歳
2010年	14.0%	59.2%	64.0%	58.7%	60.0%	64.9%	67.9%	66.9%	58.6%
2015年	12.1%	58.4%	64.3%	61.8%	63.5%	68.6%	70.8%	70.0%	64.0%
2020年	14.3%	60.5%	69.4%	64.8%	66.0%	71.3%	72.7%	71.4%	69.8%

資料：国勢調査

(12) 支援を要する妊婦の割合

医療的なリスクだけでなく、生活環境や心理社会的な要因によって支援が必要な要支援妊婦、特定妊婦の割合は、令和3(2021)年以降2割を超えています。

【小山市の支援を要する妊婦の割合】



資料：小山市要保護児童等対策地域協議会



5 アンケート調査から見る小山市の現状

(1) 調査目的

本計画の策定にあたり、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業に関する現在の利用状況や今後の利用意向、市の子育て支援等に関するご意見・要望について把握し、今後の市の子育て支援施策の検討の参考とするため、アンケート調査を実施しました。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止に関する調査も併せて実施し、計画策定の資料としました。

(2) 調査概要

調査名	調査期間	調査方法	対象	配布数	有効回収数	有効回収率
① 子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査	令和5(2023)年 12月1日～12月28日	郵送配布 オンライン回答	就学前児童 保護者	3,000	1,405	46.8%
		各小学校へ配布 オンライン回答	小学1～3年生 保護者	4,103	2,031	49.5%
② 子どもの生活実態調査	令和5(2023)年 12月1日～12月28日 (令和6(2024)年 1月7日)	各小・中学校へ 配布 オンライン回答	小学5年生	1,399	1,331	95.1%
			小学5年生 保護者	1,399	765	54.7%
			中学2年生	1,479	1,181	79.9%
			中学2年生 保護者	1,479	771	52.1%
		郵送配布 各高校へ配布 オンライン回答	高校2年生	1,500	841	56.1%
			高校2年生 保護者	1,500	562	37.5%
③ 若者の意識と生活に関する調査	令和5(2023)年 12月1日 ～令和6(2024)年 1月12日	郵送配布 オンライン回答 ※HP調査も実施	若者世代 18～29歳	3,000	843	28.1%

※表記について

小学5年生及び義務教育学校5年生は「小学5年生」と表記、

中学2年生及び義務教育学校8年生は「中学2年生」と表記しています。

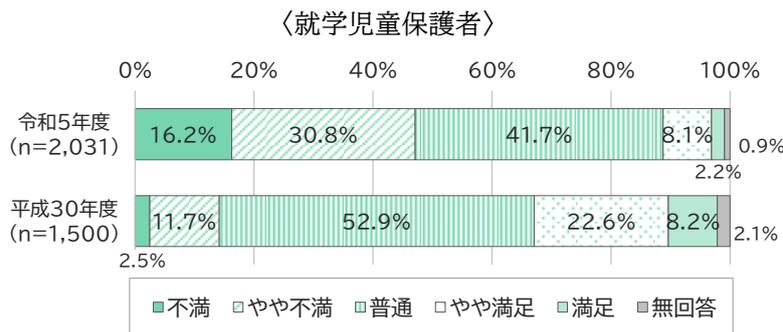
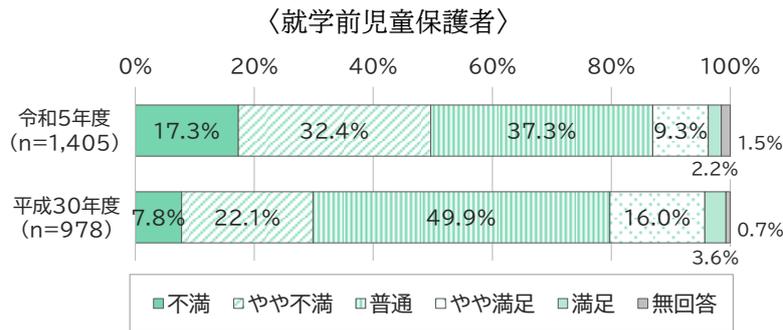


(3) 調査結果 ※複数回答と記載されている質問以外は単数回答です

①子ども・子育て支援事業計画に関するニーズ調査

(就学前・就学児童保護者)子育て環境や支援の満足度

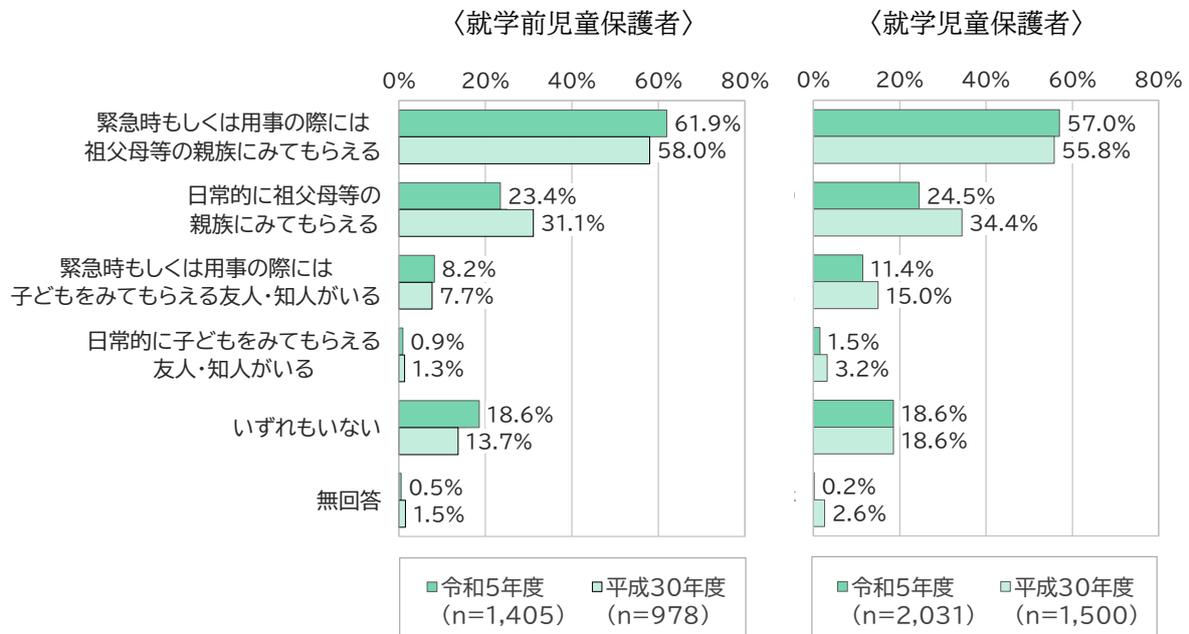
5年前と比較して、就学前児童保護者で「不満」「やや不満」を合わせた回答が19.8ポイント増加、就学児童保護者で32.8ポイント増加と、子育て環境や支援に対する満足度が大きく減少していることが分かります。このことから、子育て世帯のニーズを把握し、切れ目ない支援を行うことの重要性がうかがえます。



(就学前・就学児童保護者)日頃子どもをみてもらえる人の有無 (複数回答)

「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」との回答が就学前児童保護者で7.7ポイント、就学児童保護者で9.9ポイントと大きく減少しています。

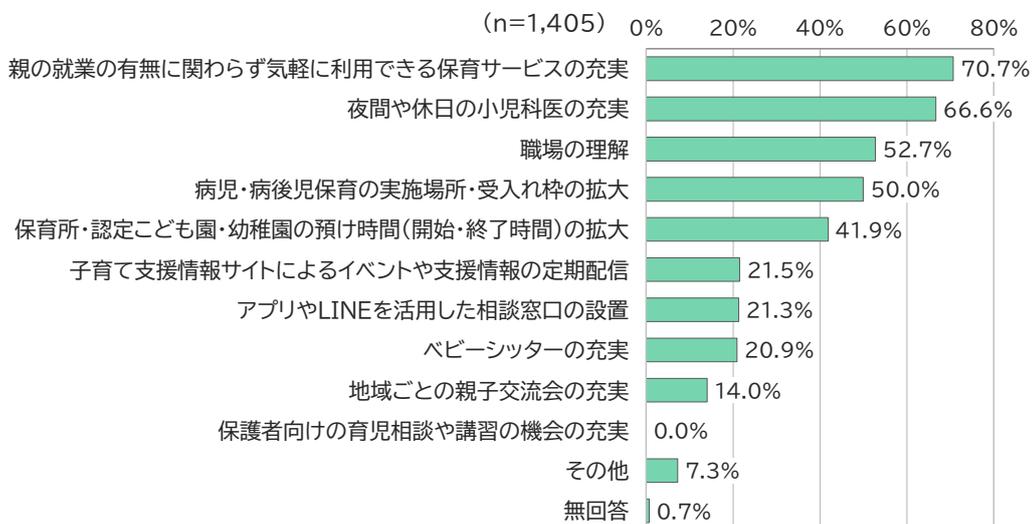
一方で、日頃子どもをみてもらえる人がいないことを意味する「いずれもない」との回答は就学前・就学児童保護者ともに増加しており、親のみで子育てをする世帯が増加していることが分かります。



(就学前児童保護者)子育てをする上で望むサポート (複数回答)

「親の就業の有無に関わらず気軽に利用できる保育サービスの充実」との回答が7割、「職場の理解」との回答が5割を超えており、日常的に子育てを親のみで行っている世帯の増加に伴い、保育に関するサービスの拡充や職場の理解を求める割合が高くなっています。

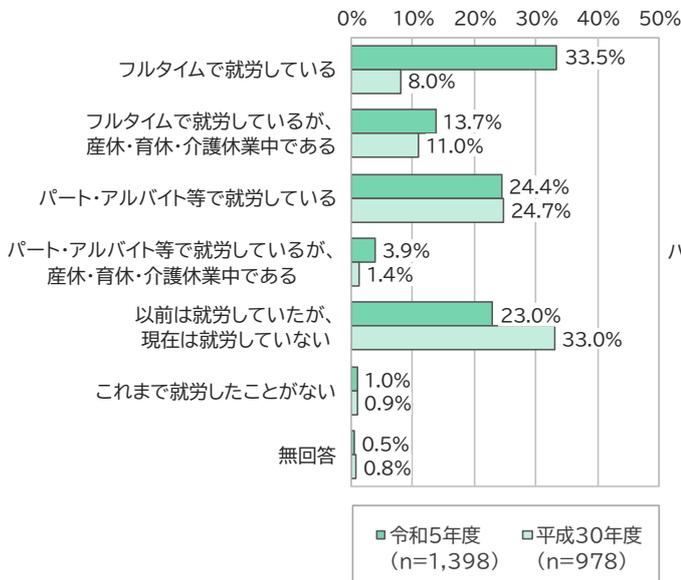
また、「夜間や休日の小児科医の充実」との回答が6割、「病児・病後児保育の実施場所・受入れ枠の拡大」との回答が5割を超えており、子どもが病気にかかった際のサポートも求められています。



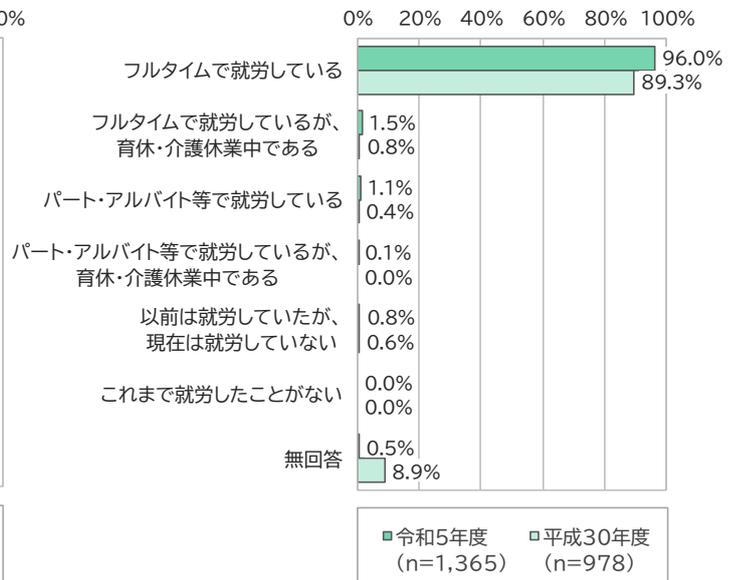
(就学前・就学児童保護者)就労状況

就学前児童の母親では、「フルタイムで就労している」「フルタイムで就労しているが、産休・育休・介護休業中である」との回答が増加し、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が10ポイント減少しています。5年前と比較して共働きをする子育て世帯が増加していることが分かります。

〈就学前児童保護者／母親〉

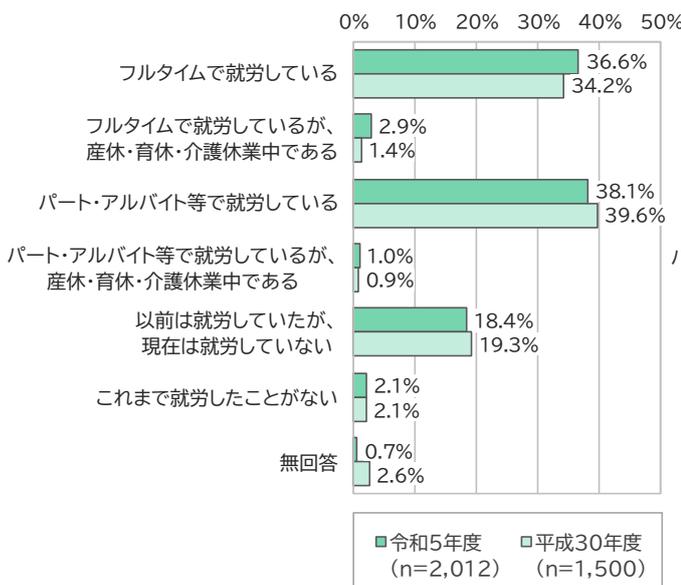


〈就学前児童保護者／父親〉

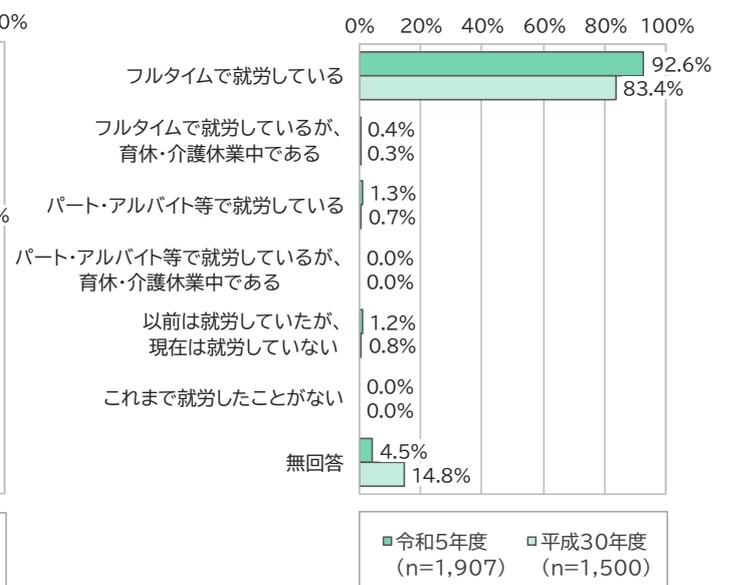


就学児童の母親では、「パート・アルバイト等で就労している」割合が最も多く、次いで「フルタイムで就労している」割合が多い状況となっています。就学前児童に比べて、「パート・アルバイト等で就労している」割合が13.7ポイント多いことから、こどもの学校の時間に合わせて就労形態を変更した可能性が考えられます。

〈就学児童保護者／母親〉

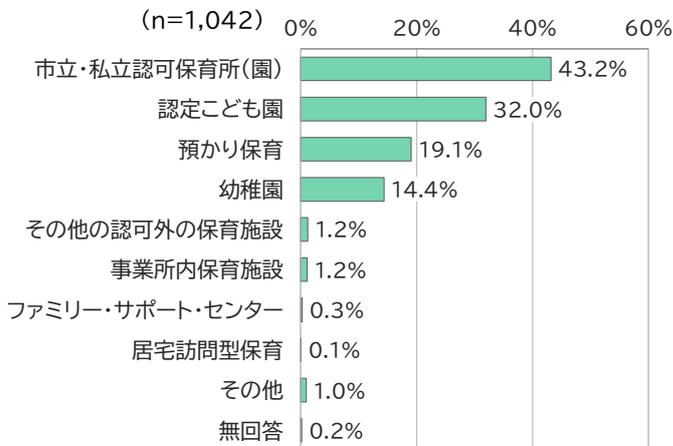


〈就学児童保護者／父親〉



(就学前児童保護者)利用している教育・保育事業 (複数回答)

「市立・私立認可保育所(園)」「認定こども園」を利用していると回答した割合が高く、共働きをする子育て世帯の増加により、保育ニーズが高いことが分かります。

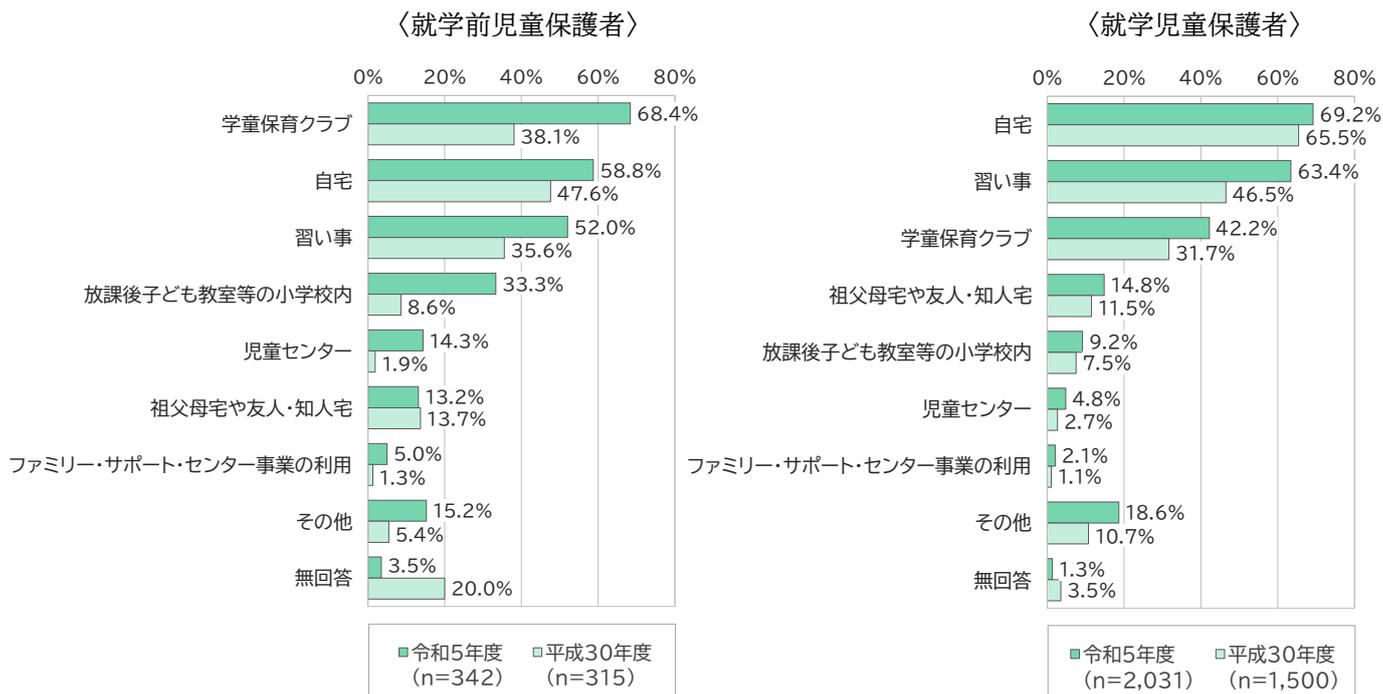


(就学前・就学児童保護者)希望する放課後の過ごし方 (複数回答)

低学年での放課後の過ごし方として、就学前児童保護者では、「学童保育クラブ」を利用している割合が5年前と比較し約30ポイント増加の68.4%と最多の回答となりました。就学児童保護者でも、「学童保育クラブ」は42.2%と5年前と比較して10.5ポイント増加しており、回答割合が6割を超える「自宅」「習い事」に次ぐ回答数でした。

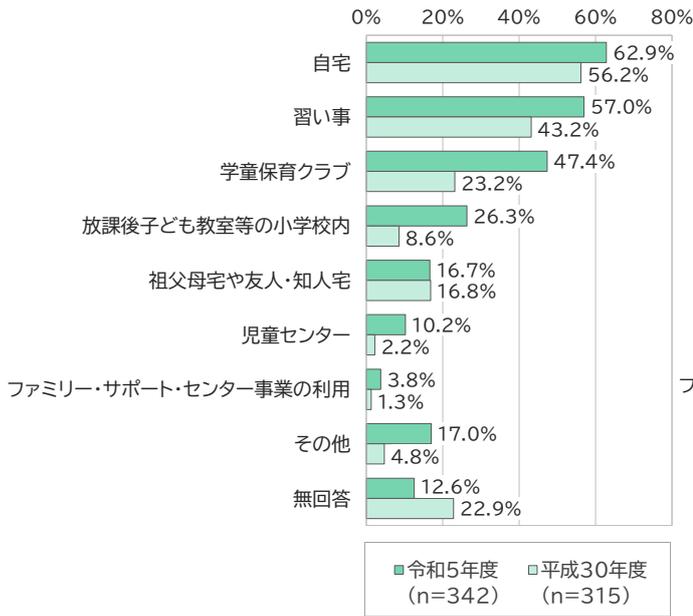
また、高学年での放課後の過ごし方として、就学前児童保護者では、「学童保育クラブ」が5年前と比較して約24ポイント増加の47.4%でした。就学児童保護者では「自宅」が6割を超えていますが、5年前と比較すると約13ポイント減少しており、一方で「学童保育クラブ」は26.7%と6ポイント増加し、高学年になっても学童保育クラブで過ごすことを希望する保護者が増えていることがうかがえます。

■低学年

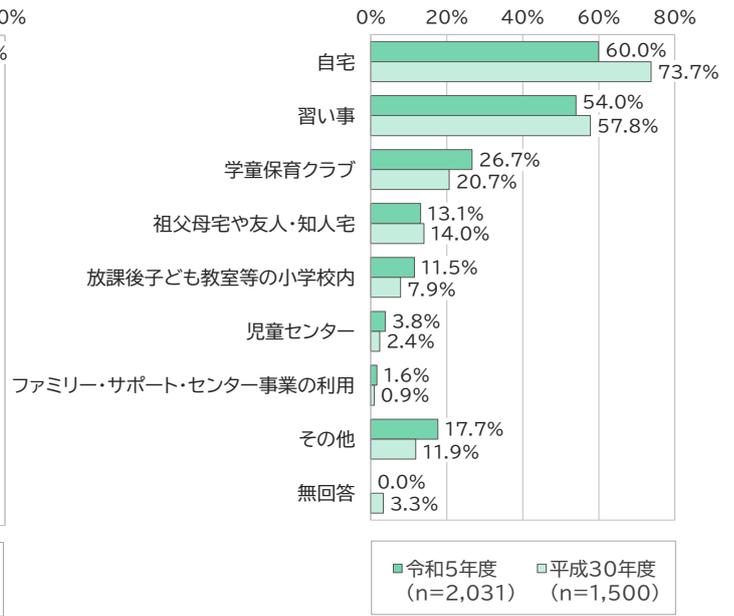


■高学年

〈就学前児童保護者〉



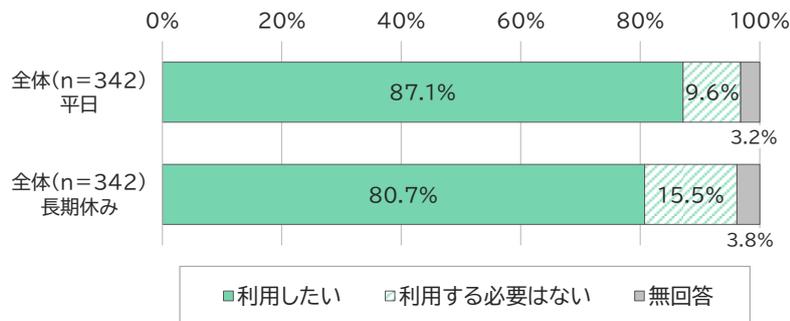
〈就学児童保護者〉



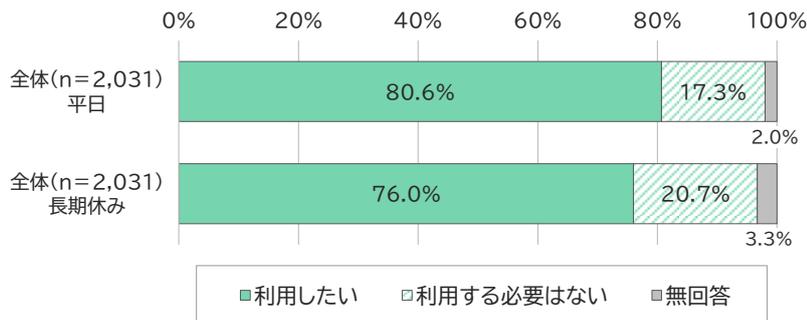
〈就学前・就学児童保護者〉親の就労に関わらない“放課後の居場所”の利用希望

就学前児童保護者では、平日・長期休みともに利用希望が8割を超えており、就学児童保護者でも平日・長期休みともに約8割が「利用したい」と回答していることから、放課後のこどもの居場所の需要が高いことが読み取れます。

〈就学前児童保護者〉

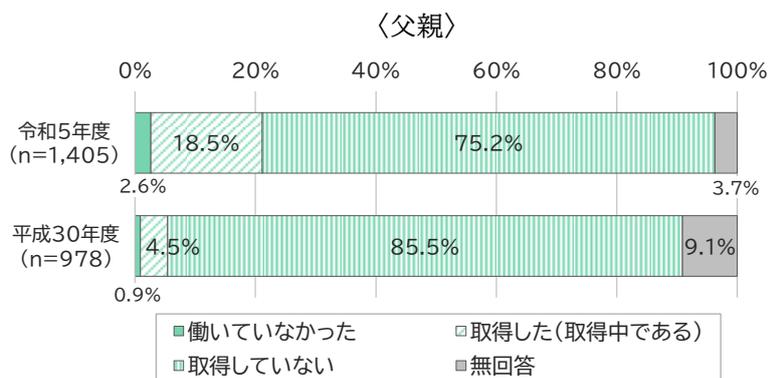
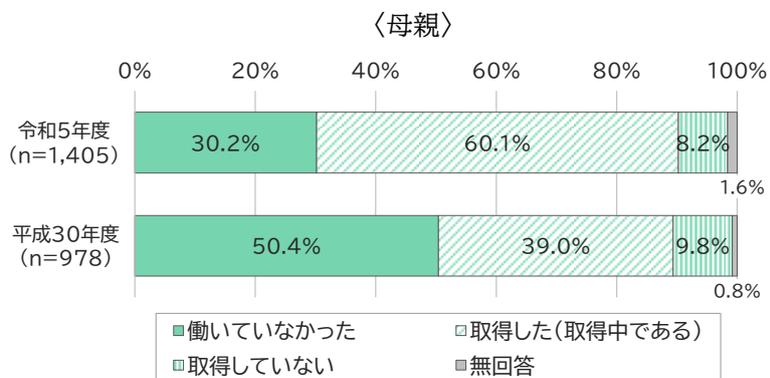


〈就学児童保護者〉



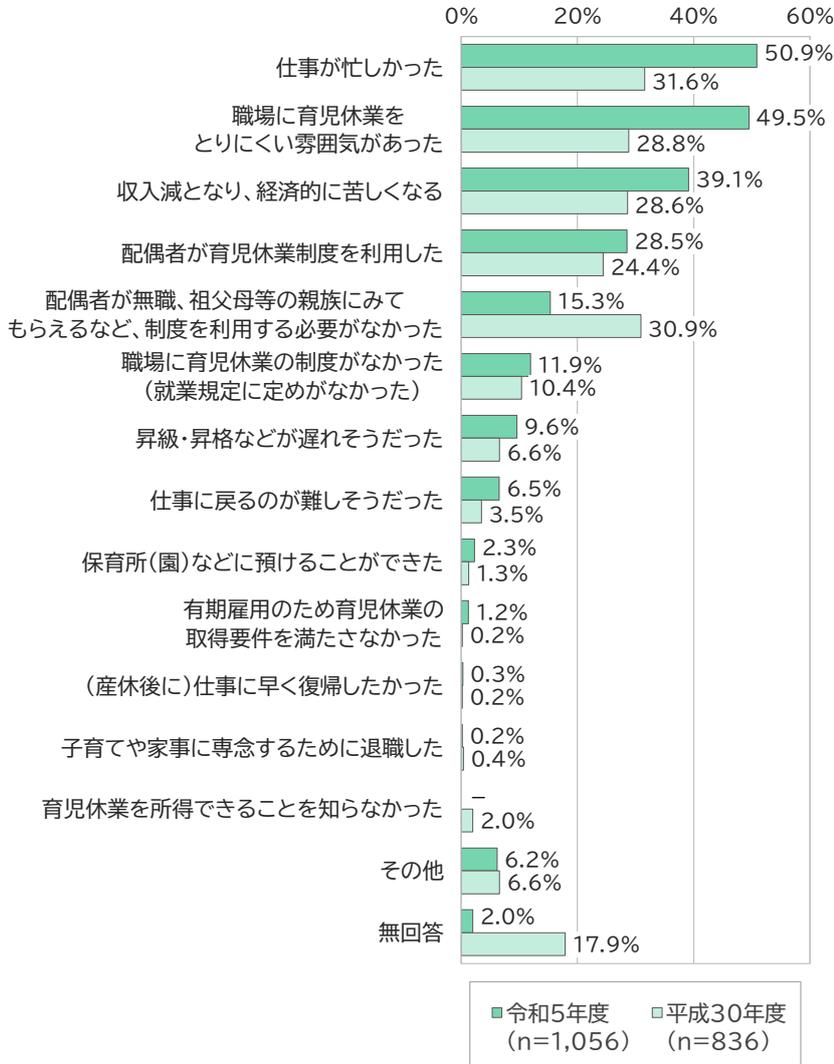
(就学前児童保護者)育児休業の取得状況

母親では「働いていなかった」との回答が20.2ポイント減少し、「取得した(取得中である)」との回答が21.1ポイント増加しています。一方で、父親では「取得していない」との回答が10.3ポイント減少し、「取得した」が14ポイント増加していることから、5年前と比較して共働き・共育て世帯が増えていることがうかがえます。



(就学前児童保護者)父親が育児休業を取得していない理由

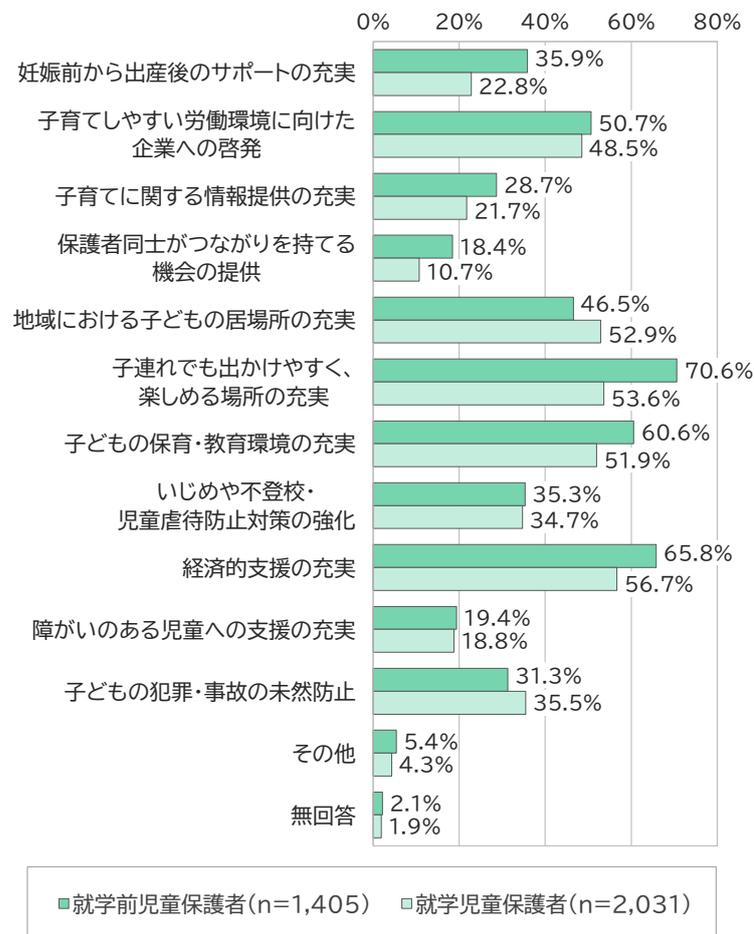
「制度を利用する必要がなかった」との回答が15.6ポイント減少し、「職場に取りにくい雰囲気があった」「仕事が忙しかった」との回答割合が大きく増加していることから、育休取得を検討したものの職場との調整がつかず断念した父親が一定数いることがうかがえます。



(就学前・就学児童保護者)充実して欲しい子育ての支援 (複数回答)

就学前・就学児童保護者ともに「子連れでも出かけやすく、楽しめる場所の充実」「経済的支援の充実」「子どもの保育・教育環境の充実」との回答が50%を超えており、包括的な子育て支援を求めていることがうかがえます。

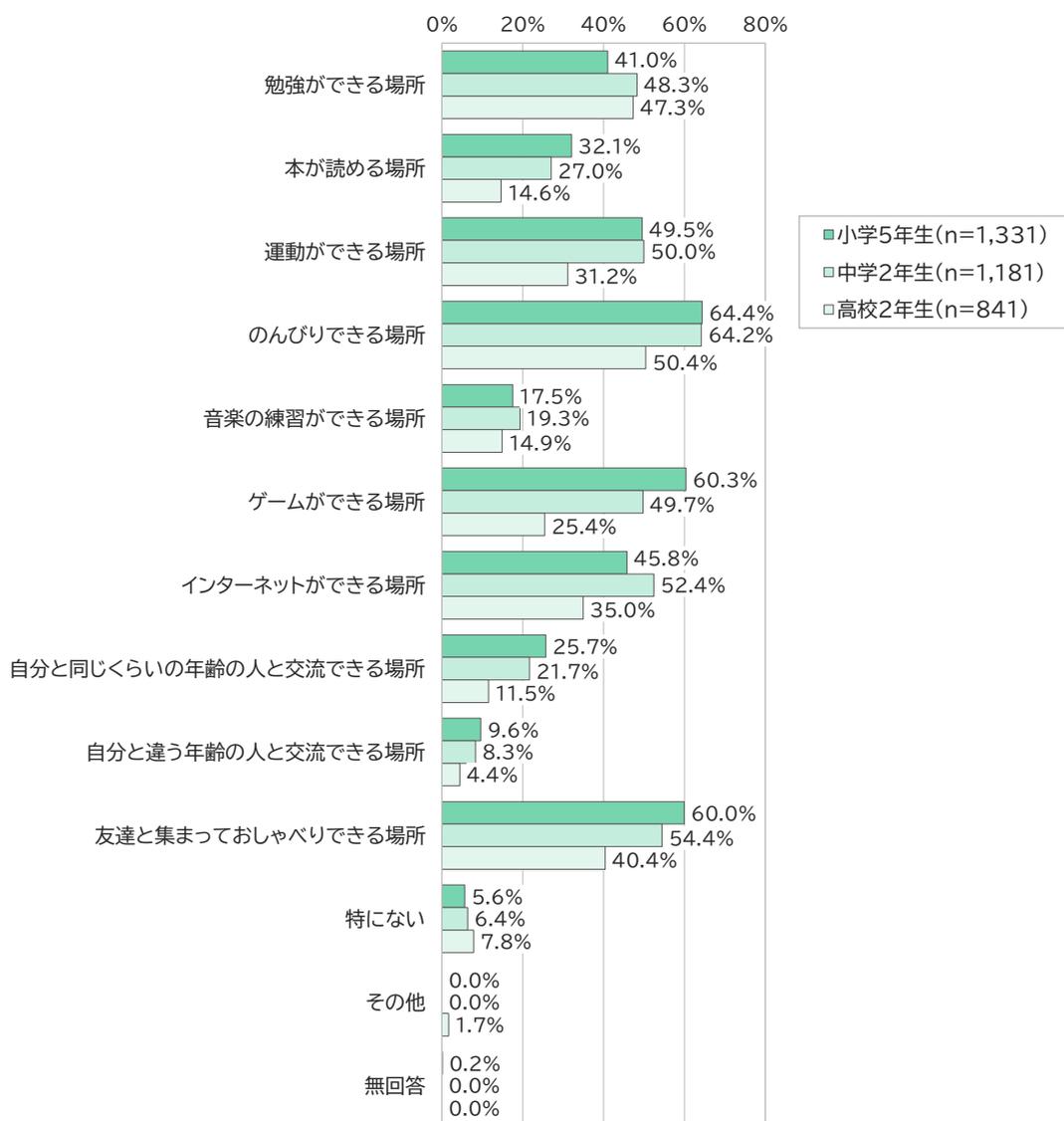
また、「いじめや不登校・児童虐待防止対策の強化」や「障がいのある児童への支援の充実」を求める回答も一定数あることから、困難を抱える子育て世帯への支援の重要性が読み取れます。



②子どもの生活実態調査

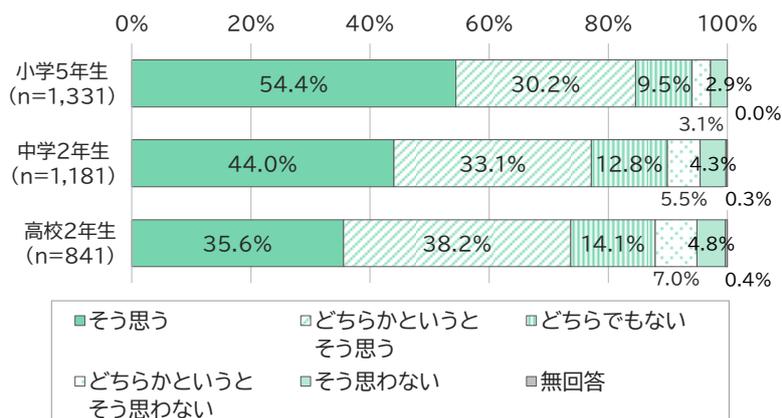
(小5・中2・高2)平日の放課後に過ごしたい希望の場所 (複数回答)

全ての学年で「のんびりできる場所」との回答が最多となっています。



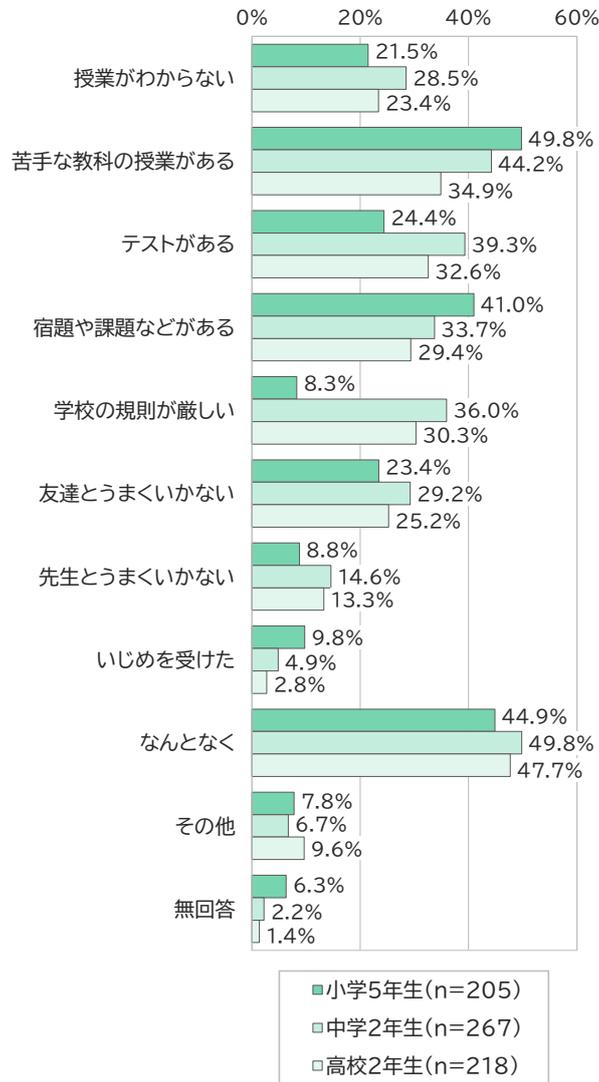
(小5・中2・高2)学校は楽しいか

学校を楽しんでいる「そう思う」「どちらかというと思う」を合わせた回答割合は年代が上がるとともに減少傾向となっています。



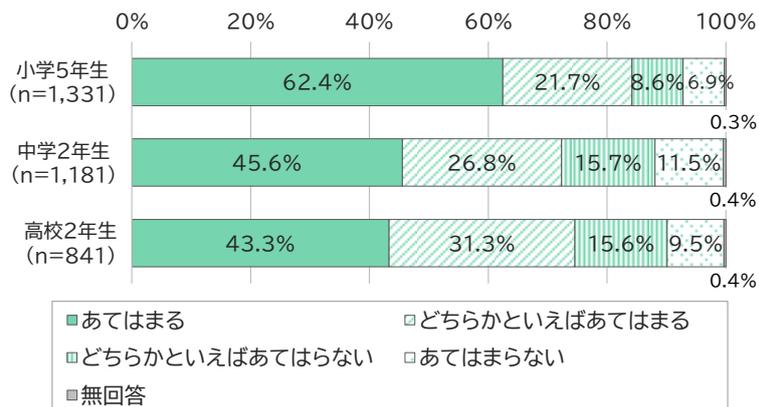
(小5・中2・高2)学校が楽しいと思わない理由 (複数回答)

「苦手な教科の授業がある」「テストがある」「宿題や課題などがある」といった勉強面が多く理由として挙がる一方で、「友達とうまくいかない」「いじめを受けた」との回答も一定数見られました。



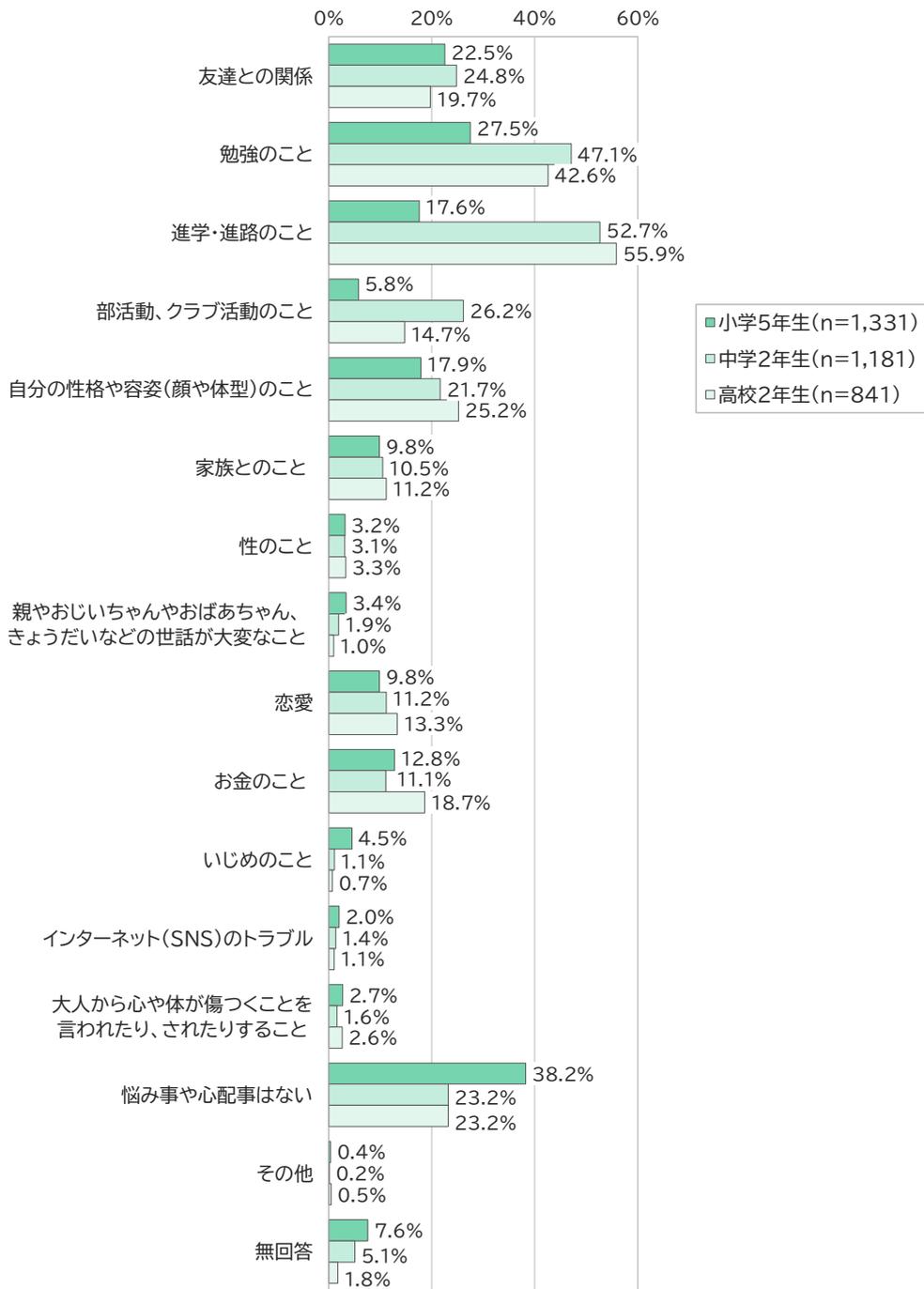
(小5・中2・高2)将来の夢や目標をもっている

小学5年生では「あてはまる」「どちらかというにあてはまる」との回答が8割を超えています。一方で、「どちらかといえばあてはまらない」「あてはまらない」を合わせた回答は、小学5年生で15.5%に対して、中学2年生で27.2%、高校2年生で25.1%と中高生になり将来の夢や目標をもてなくなるこどもが一定数いることがうかがえます。



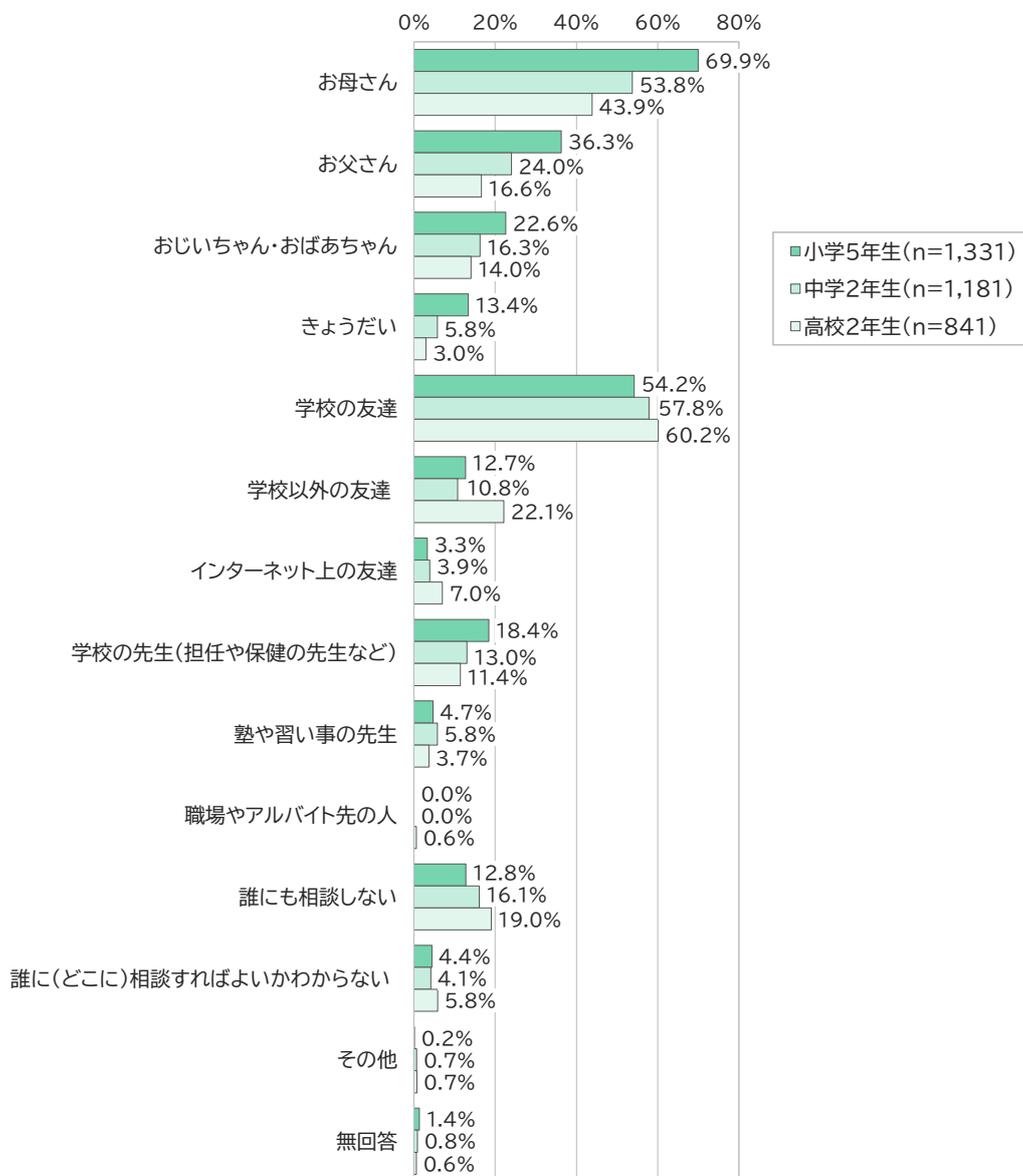
(小5・中2・高2)悩みや心配ごとの内容 (複数回答)

学年が上がるにつれて「勉強のこと」「進学・進路のこと」が多い一方、「友達との関係」「性格や容姿のこと」「家族のこと」「恋愛」「お金」のこと等様々な悩みや心配ごとがある様子がうかがえます。



(小5・中2・高2)悩みや心配ごとの相談先 (複数回答)

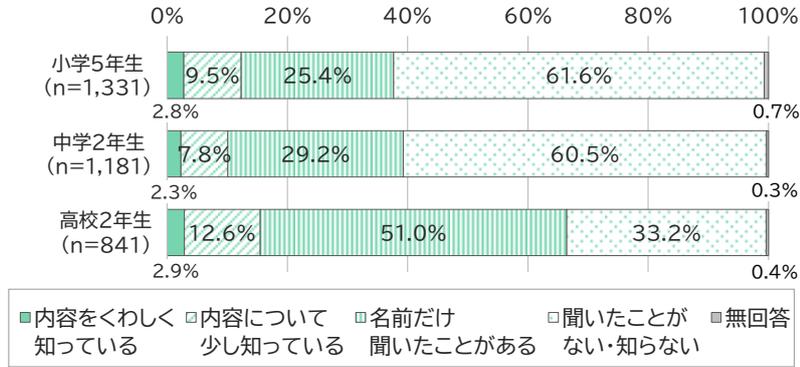
学年が上がるにつれて「お母さん」「お父さん」と回答する割合は減少し、「学校の友達」と回答する割合が増加しています。一方で、「誰にも相談しない」という割合が学年が上がるにつれて増加していることから、こどもが安心して相談できる体制を整えていく必要があります。



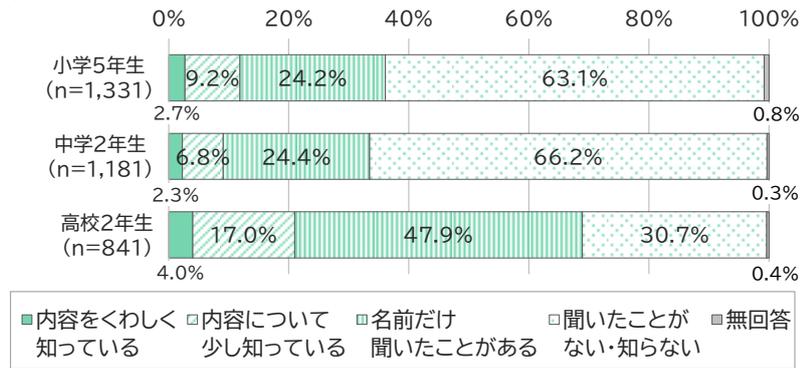
〔小5・中2・高2〕「こども基本法」「子どもの権利条約」のこどもの認知度

「こども基本法」「子どもの権利条約」ともに、小学5年生、中学2年生で「聞いたことがない・知らない」との回答が6割を超えています。こどもたちの健やかな成長のために、小さな頃から自分の権利について学ぶ機会を提供していく必要があります。

■こども基本法

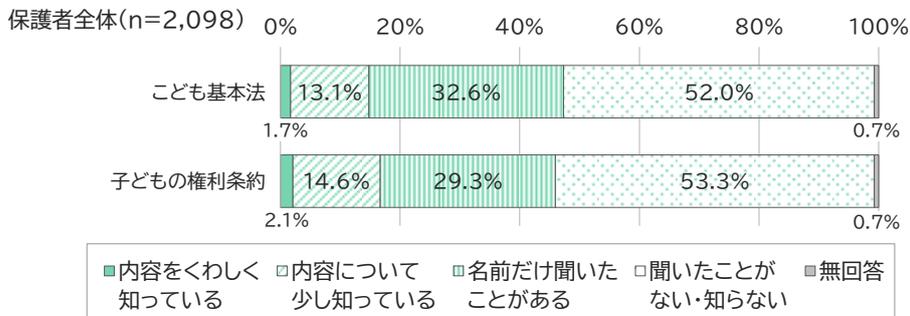


■子どもの権利条約



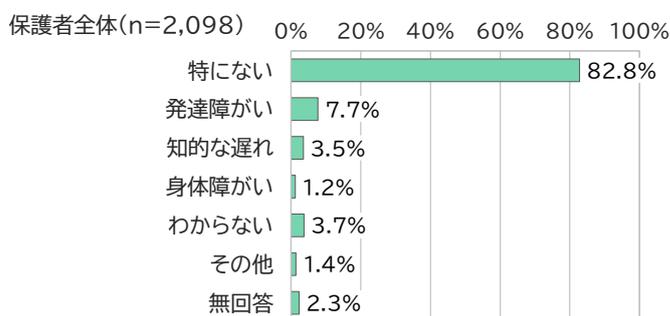
〔小5・中2・高2保護者〕「こども基本法」「子どもの権利条約」の保護者の認知度

「こども基本法」「子どもの権利条約」ともに、保護者の認知度は15~16%程度でした。まずは保護者がこどもの権利を理解することで、こどもたちの認知を加速させることが期待できます。



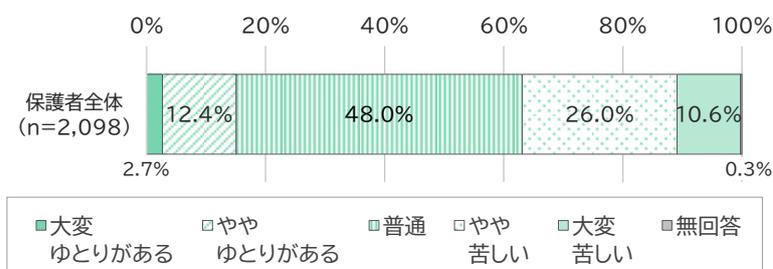
(小5・中2・高2保護者)こどもに障がい等があるか (複数回答)

全体の約8割が「特にない」と回答する一方で、「発達障がい」「知的な遅れ」「身体障がい」の順でこどもに障がいがある状況がうかがえます。



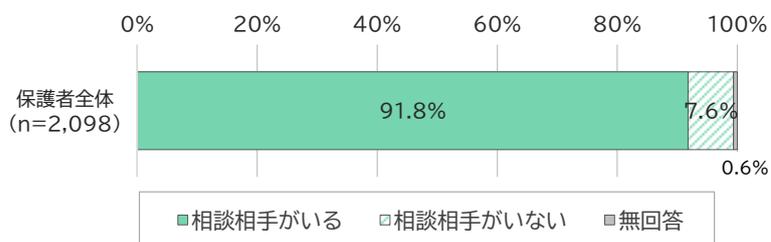
(小5・中2・高2保護者)現在の暮らしの状況

現在の暮らし向きの状況を「普通」との回答が約半数を占める一方で、「やや苦しい」「大変苦しい」を合わせた回答が36.6%と暮らしに経済的な困難を感じている子育て世帯の多さが読み取れます。



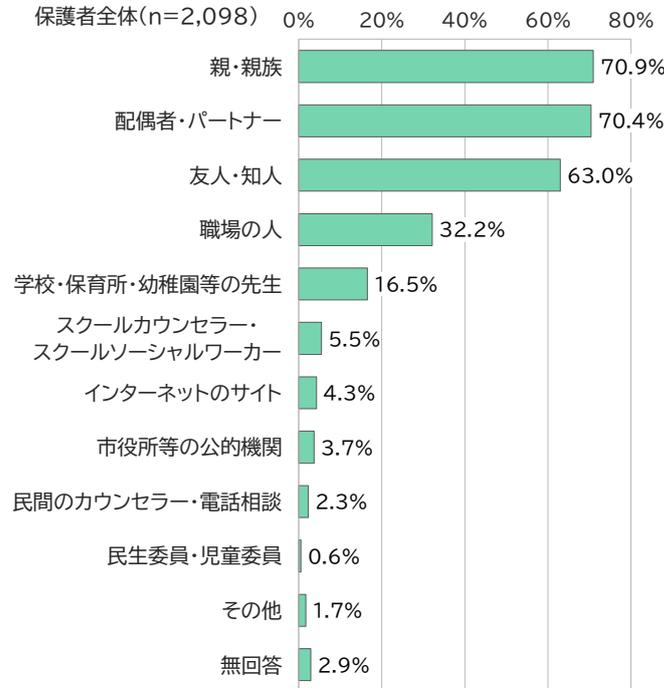
(小5・中2・高2保護者)子育ての相談相手の有無

「相談相手がない」と回答した方が7.6%いることから、相談先のさらなる充実や一元化、相談窓口の周知徹底を図る必要があります。



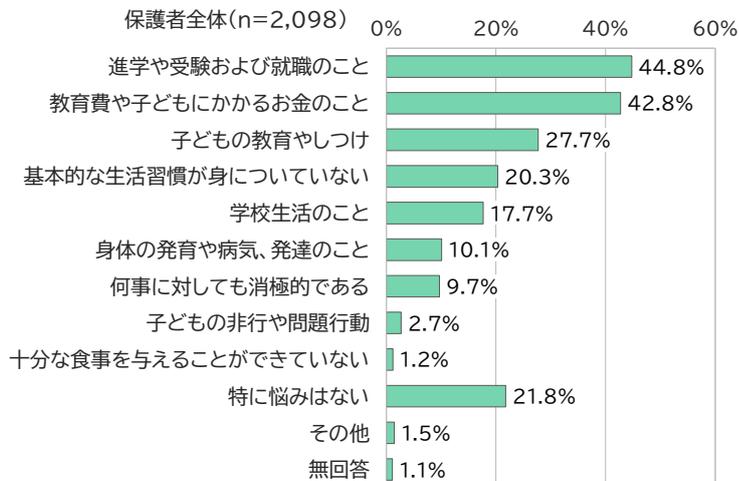
(小5・中2・高2保護者)子育ての相談相手 (複数回答)

「親・親族」「配偶者・パートナー」「友人・知人」といった身近な存在が相談相手として大多数を占めています。また、「学校・保育所・幼稚園等の先生」「スクールカウンセラー²・スクールソーシャルワーカー³」といった公的な存在を相談先として挙げる回答も一定数あることから、専門的な知識を有する公的な相談相手の重要性がうかがえます。



(小5・中2・高2保護者)子どもについての悩み

「進学や受験および就職のこと」「教育費や子どもにかかるお金のこと」との回答がそれぞれ4割を超えています。子どもの将来や子育てにかかる経済的負担を中心に、様々な悩みを抱えていることが分かります。



² スクールカウンセラー：心理についての専門性を持ち、学校において児童・生徒が抱える様々な課題の解決のため、児童・生徒や保護者だけでなく、教職員も含め、助言や指導等をおこなう専門家です。

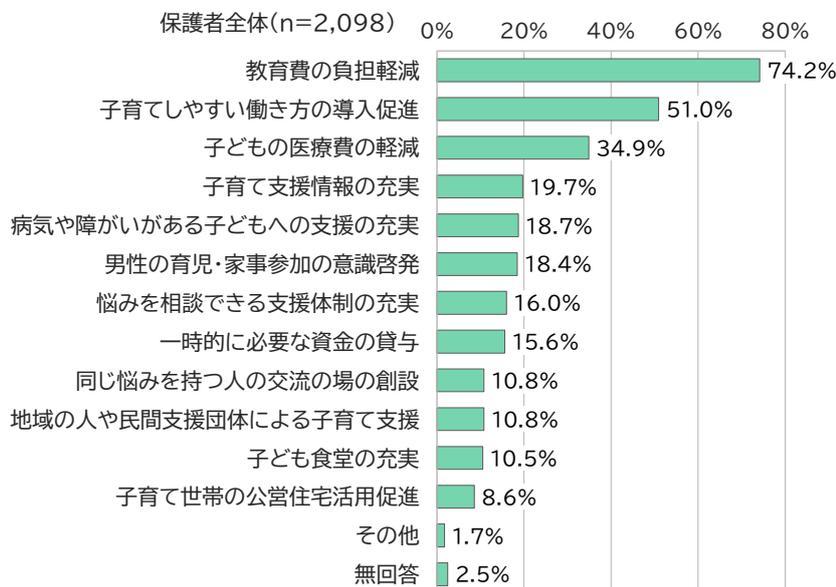
³ スクールソーシャルワーカー：福祉の専門性を持ち、児童・生徒の最善の利益を保障するために、学校等において児童・生徒が抱える問題の解決を図る専門家です。



(小5・中2・高2保護者)充実して欲しい子育て支援サービス (複数回答)

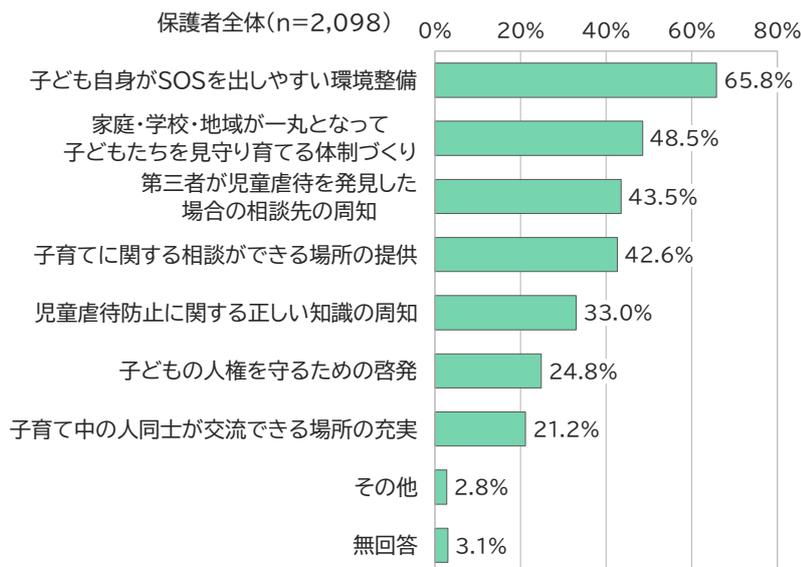
「教育費の負担軽減」との回答が7割を超えている他、「子どもの医療費の軽減」との回答も3割を超えていることから、経済面での子育て支援を求める声の大きさが読み取れます。

また、「子育てしやすい働き方の導入促進」が5割を超えており、仕事と子育ての両立を求める保護者の多さがうかがえます。



(小5・中2・高2保護者)児童虐待対策で市が最も力を入れるべきこと (複数回答)

「子ども自身がSOSを出しやすい環境整備」が6割を超えて最も高く、こどもが自身の困難な状況を外部に伝えやすくする環境整備が最も求められています。

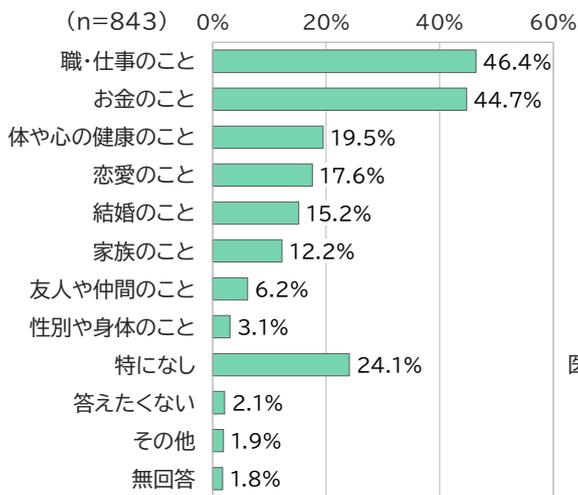


③若者調査

(18～29歳)現在の困りごとや悩みごと

(複数回答)

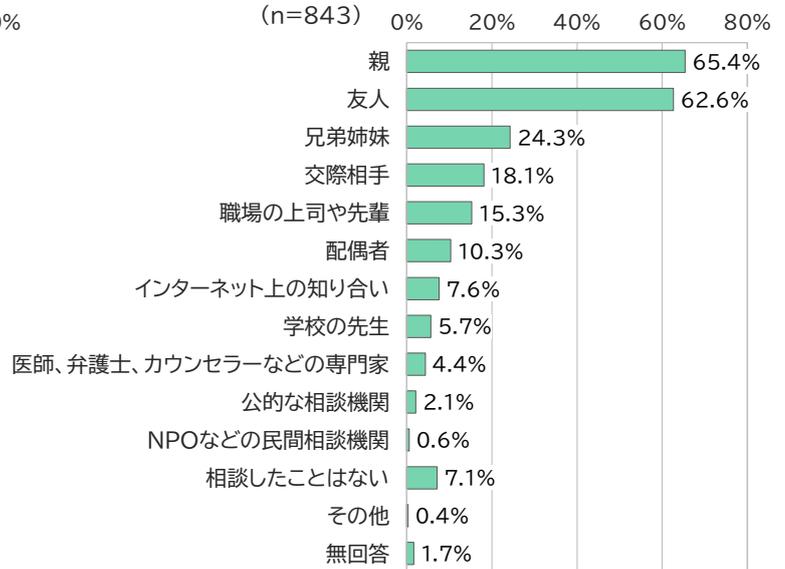
現在の困りごとや悩みごととして「職・仕事のこと」「お金のこと」との回答がそれぞれ4割を超えている他、「特になし」との回答は24.1%にとどまっています。このことから、生活の基盤となる職・仕事やお金のことを中心に、多くの若者が様々な困りごとや悩みごとを抱えていることが読み取れます。



(18～29歳)困りごとや悩みごとの相談先

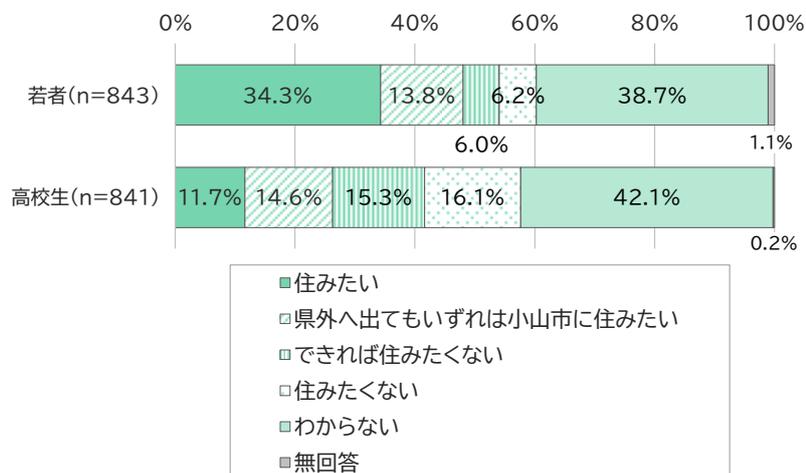
(複数回答)

困りごとや悩みごとの相談先として「親」「友人」との回答がそれぞれ6割を超えている他、「兄弟姉妹」や「交際相手」といった身近な存在が上位に挙がっています。一方で、「相談したことはない」と回答する割合が7.1%あることから、身近に相談先のない若者への支援が求められます。



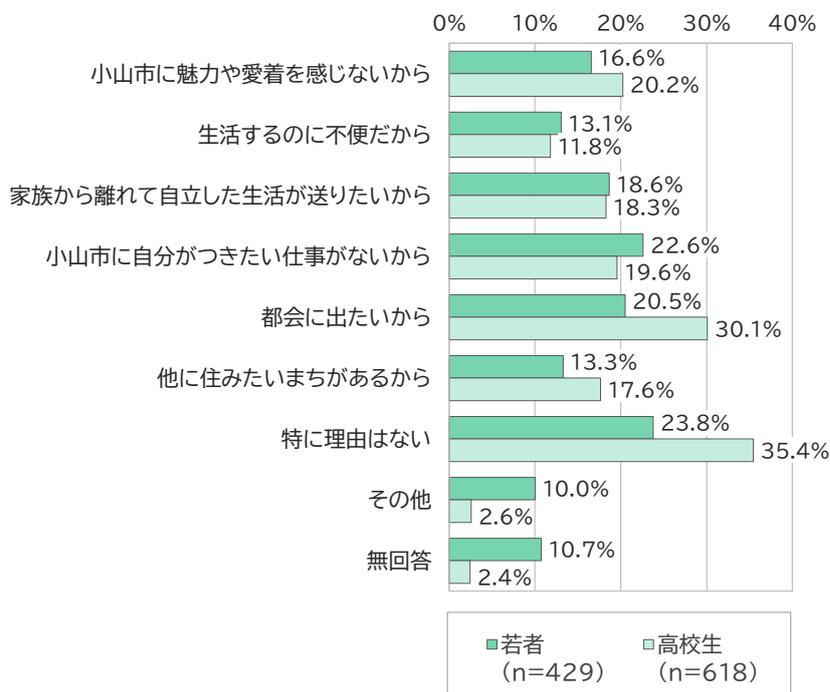
(高校生・18～29歳)将来小山市に住みたいか

「住みたい」「県外へ出てもしずれは小山市に住みたい」と回答した割合が、高校生と比較して若者では21.8ポイント高くなっています。一方で、「住みたくない」「できれば住みたくない」と回答した割合は高校生で19.2ポイント高くなっています。



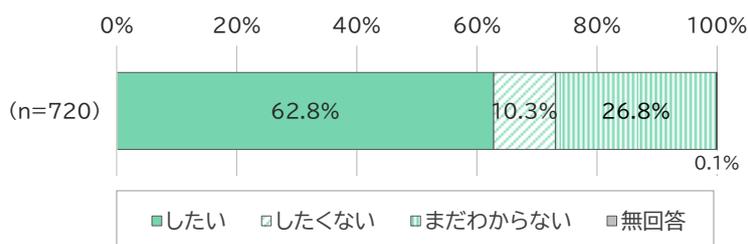
〔高校生・18～29歳〕将来小山市に住みたくない理由（複数回答）

若者と比較して高校生では、「都会に出たいから」との回答が9.6ポイント高くなっています。また、全ての選択肢の中で「特に理由はない」が高校生・若者のいずれでも回答割合が最も高くなっています。



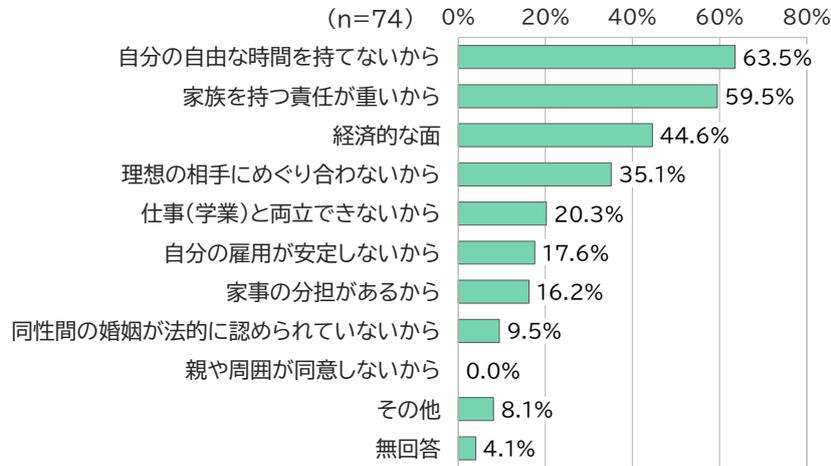
〔18～29歳〕将来結婚をしたいか

「したい」との回答が6割を超え、「したくない」は約1割にとどまっています。「まだわからない」との回答が26.8%を占めることから、将来を具体的にイメージすることが難しい若者が一定数いることが読み取れます。



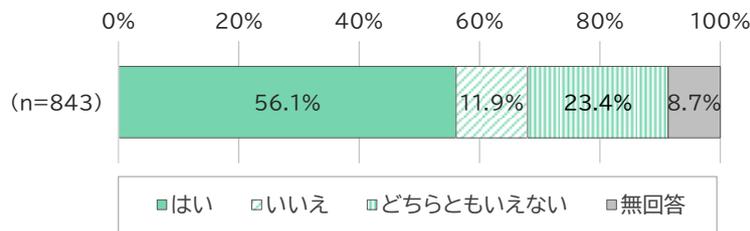
(18~29歳)結婚したくない理由 (複数回答)

「自分の自由な時間を持ってないから」「家族を持つ責任が重いから」との理由が約6割となっている一方で、「経済的な面」「自分の雇用が安定しないから」との理由も一定数挙がっていることから、将来の人生設計を考える機会を設け、具体的なイメージができるようサポートをすることが大切と考えます。



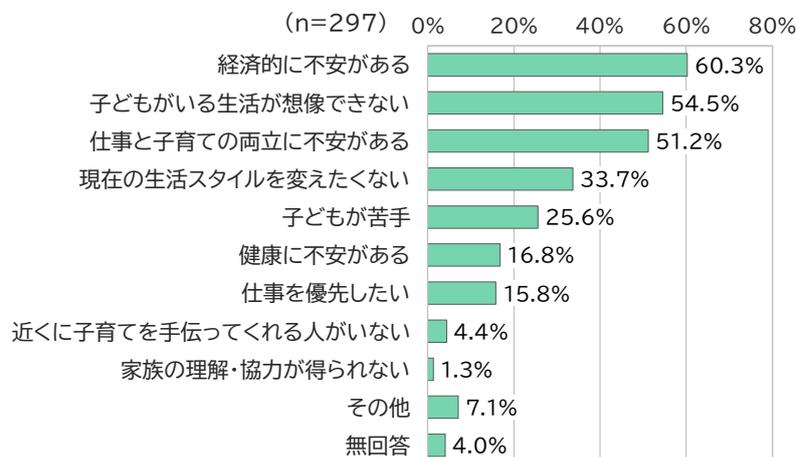
(18~29歳)将来子どもが欲しいか

「欲しい」との回答が5割を超え、「欲しくない」は約1割にとどまっています。「どちらともいえない」との回答が23.4%を占めることから、若い世代が将来子どものいる生活をイメージできないことがうかがえます。



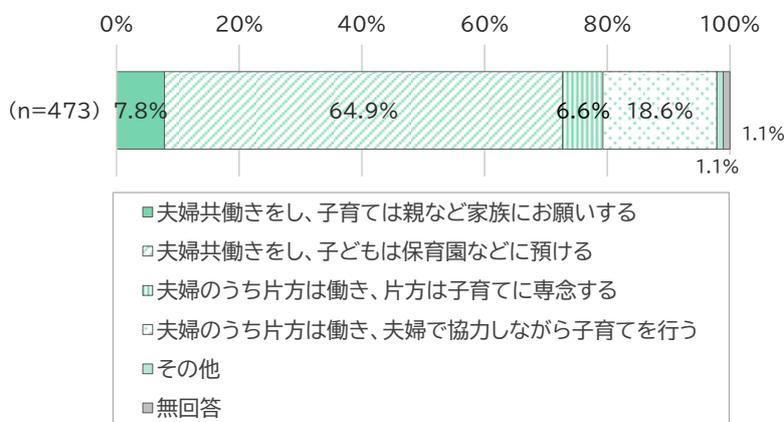
(18~29歳)子どもを欲しいと思わない理由 (複数回答)

「経済的に不安がある」との回答が6割を超える他、「子どもがいる生活が想像できない」「仕事と子育ての両立に不安がある」との回答が5割を超えています。



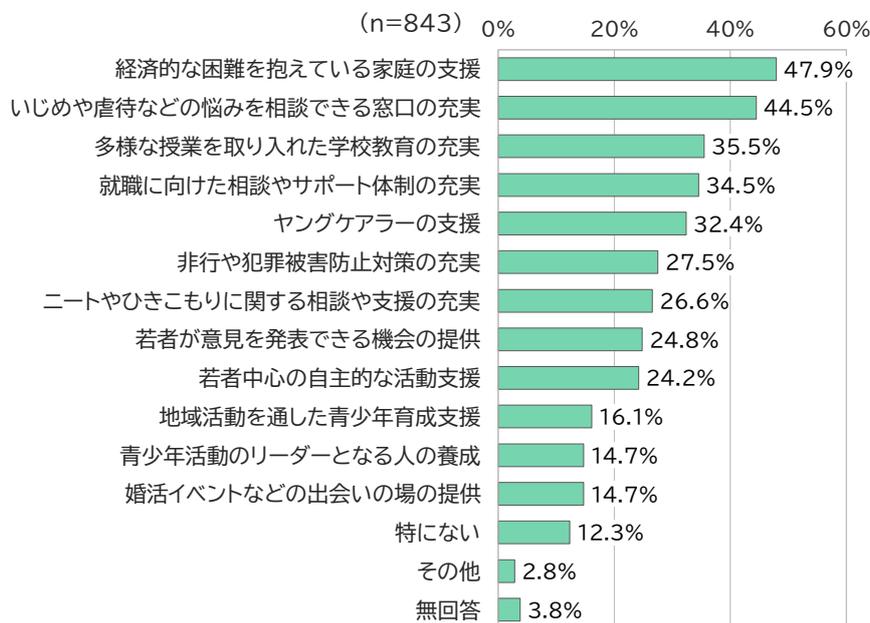
(18～29歳)理想とする仕事と子育ての形態

「夫婦共働きをし、子育ては親など家族にお願いする」「夫婦共働きをし、子どもは保育園などに預ける」と回答した「夫婦共働き」を理想とする若者の割合が7割を超えており、若者の中では共働きが一般的になっていることがうかがえます。



(18～29歳)市が力を入れるべき青少年や若者の政策 (複数回答)

「経済的な困難を抱えている家庭の支援」「いじめや虐待などの悩みを相談できる窓口の充実」が4割を超えている他、多くの政策が一定数の回答を得ていることから、包括的な支援が望まれていることが読み取れます。



6 小山市のこどもを取り巻く課題

統計データや各種アンケート調査（以下、「子ども・子育て調査」という。）等を踏まえて、小山市の状況や課題を以下のとおり整理しました。

● 子ども・若者やその家庭への切れ目のない伴走型支援

現在、妊婦の4人に1人は何らかの理由で支援が必要な状況となっています。妊婦や子ども、子育て家庭が抱える様々な課題に向き合い、子育ての不安や負担感を和らげるため、妊娠・出産から子育て、子どもから若者まで各段階に応じた切れ目のない支援を行っていくことが必要です。子どもや子育て家庭の状況に応じたきめ細かな相談支援と相談窓口の一元化、保育環境や健やかな心と体づくり、居場所や遊び・体験の機会の提供、的確な情報の発信等、子どもや若者と子育て家庭に対する総合的な子育て支援を通じて、安心して子どもを産み育てられ、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりが求められています。

● 保育ニーズの増加と多様化の対応

児童数が減少する一方で、共働き世帯の増加により保育ニーズは高いことがうかがえます。子ども・子育て調査結果からも、こどもの預け先やこどもの居場所の充実を求める声が多く聞かれ、需要の高さが明らかになりました。時間外保育や一時預かり保育、病児保育等、市民のニーズに対応した多様な保育サービスが求められています。

● 子ども・若者や子育て当事者の多様な居場所づくり

子どもや若者を取り巻く課題が複雑かつ多様化するなか、地域に子どもや若者が安心して過ごすことができる様々な居場所が求められています。子ども・子育て調査結果からも、放課後に過ごすこどもの居場所では、多くの小学生児童が利用する放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ等）や放課後子ども教室推進事業（放課後子ども教室）の充実を希望する声が多く、特に放課後や長期休業中の居場所のニーズが高まっています。一方で、いじめや不登校、ひきこもり等、困難な状況にある子どもや若者が安心して過ごすことができる身近な居場所づくりを望む声もあることから、社会情勢に合わせた多様な居場所の検討が必要になります。

● 多様な境遇にある子どもやその家庭への支援

こどもの貧困、児童虐待、障がい、不登校、いじめ、ひきこもり、外国にルーツがある子ども、育児不安や育児ストレスを抱える家庭等、多様な困難を抱える子どもとその家庭への支援は、こどもの良好な成育環境の基盤を整えるのに不可欠です。また、子ども・子育て調査結果では、特にひとり親家庭の貧困状態の割合が高い状況にあり、コロナ禍以降、社会情勢や物価高による経済的な困難から、子どもや家庭をめぐる様々な課題がさらに深刻化することが懸念されます。こどもの貧困は実態が見えにくく捉えにくいと言われており、その要因には家庭の経済的困窮だけでなく、子どもや親の健康状態、ヤングケアラー⁴、社会的孤立等複合的な要因を包含しており、家庭や本人の努力だけで改善することは困難なケースが多いと考えられます。また、何らかの心理的、身体的あるいは社会的要因や背景等から、学校に登校したくてもできない不登校児童生徒数についても年々増加傾向となっています。全ての子どもが皆等しく、教育を受けることができ、多様な学びや遊びの機会が得られるような場所の提供や、自己肯定感・自己有用感を高め幸せを感じられるよう、子どもやその家庭への細かい支援を行い、教育・生活・保護者の就労・経済支援等、幅広い支援を連携して行うことが必要になります。

⁴ ヤングケアラー：家族の介護やその他日常生活の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のことです。



● こども・若者が権利主体であることの共有、連携と協働の推進

こども基本法の趣旨や内容について理解し、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求められるよう、こどもの権利に関する理解を深めることが必要です。いじめや不登校、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害をさせないという意識を社会に浸透させ、こども・若者のみならず、保護者や幼児教育、保育、学校や青少年教育に携わる大人等に対しても、こども・若者が権利の主体であることを広く周知することが必要です。全てのこども・若者が幸せな生活を送ることができるこどもまんなか社会の実現のためには、様々な立場からこども・若者と関わりを持つ人々の連携強化と協働が不可欠であり、官民協働⁵・民民協働を推進し、さらなる子育て支援の充実を図ることが重要です。

● 仕事と子育てが両立できる環境づくり

仕事を続けながら、希望する方が結婚、出産及び子育てを可能とするためには、仕事と子育てを両立するための保育サービスの充実等、こども・子育て家庭への支援施策を充実させるとともに、柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備等、社会全体でワーク・ライフ・バランスの実現が不可欠です。子ども・子育て調査結果では、男性の育児休業の取得割合は前回調査時よりも増加していますが、一方で育児休業を取得しなかった理由としては、「育休を取りにくい雰囲気があった」、「仕事が忙しかった」の他、「収入減となり経済的に苦しくなる」等の理由が挙げられました。このような結果からも、子育て家庭が仕事と両立できるよう職場が応援し、地域社会で支援していく体制づくりが求められています。

● 専門的人材の確保による体制強化

保育園(所)・認定こども園・幼稚園等において、利用者数の増加や利用時間の長時間化、特別な配慮を必要とするこどもへの対応等が職員の業務負担の増加につながっている状況がうかがえます。各施設における職員の少なさが個々の業務負担を増加させている要因の一つとなっており、職員一人ひとりがこどもと向き合えるよう、専門的人材の確保による体制を強化し、保育サービスの質の確保・向上を図ることが求められています。

⁵ 官民協働：自治体と民間事業者が協力し、解決を目指すための取組です。

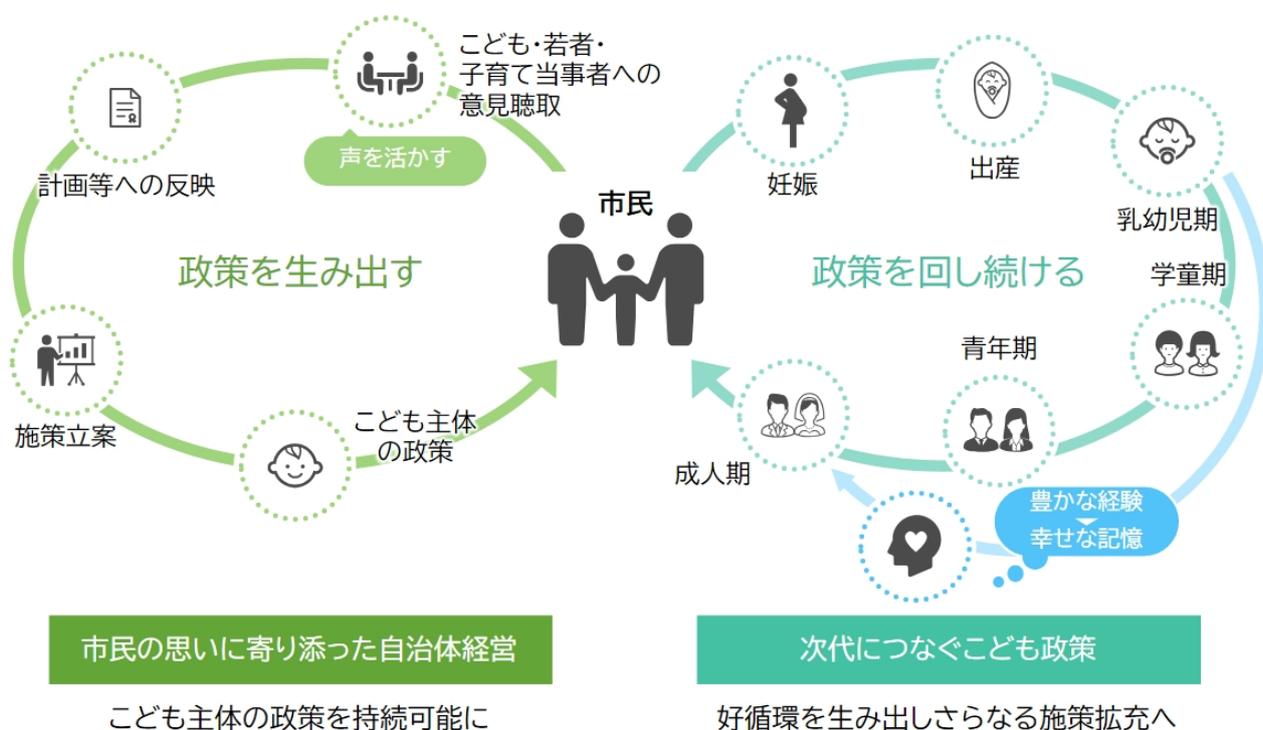


7 こども政策の目指す将来像

本計画においては、市町村こども計画として国のこども大綱及び県のこども計画を勘案し、「全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会の実現」を目指します。

市民の声を活かしたこども主体の政策の推進は、市民が安心して妊娠や出産、子育てをすることができ、小山市で経験した幸せな記憶が、これからも住み続けたい、また一度離れたとしても再び小山市に戻って暮らしたいという移住定住の希望を促進し、結果として社会全体に好循環を生み出すことが期待されます。

そのためには、市民・保育園(所)・認定こども園・幼稚園・学校・地域・子育て支援団体・企業・行政が一体となり、安全・安心な子育て環境の整備を進め、全てのこども・若者のウェルビーイング実現に向けた、「こどもを主体とした好循環なまちづくり」を目指します。



SDGs (持続可能な開発目標)

SDGs(エスディー・ジーズ)は、みんなでより良い世界をつくるための国際的な17の目標です。2015年に国連で採択され、各国、企業、団体、そして個人が2030年までに達成に向けた取組を進めています。小山市もこども計画の推進を通してSDGsのゴールのうち、以下の10の目標達成を目指します。



第2章 計画ビジョンと体系

1 基本理念

すべての子どもが幸せで みんながつながり だれもが安心して子育てを楽しめるまち

全ての子どもたちが、夢や希望をもって幸せな生活を送ることができるよう、子どもや若者を権利の主体と捉えて、子ども・若者・子育て当事者の声を聴きながら、ライフステージに応じた切れ目ない支援を続けることで、誰一人取り残さず、子どもたちが安心して健やかに成長できる良好な成育環境を整えるとともに、地域や社会全体で子どもたちを支える「子どもがまんなかのまち」の実現を目指します。

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現するために、以下の3つの目標を掲げて、総合的に施策を推進していきます。

目標1

すべての子どもがすこやかに育つまち

子どもたちの健やかな成長に必要な支援を充実することで、子ども・若者・子育て当事者の不安や負担感の軽減を図り、安心感や快適性を高め、暮らしの質の向上を目指します。

目標2

支援が必要な子どもを支えるまち

必要な相談・支援などの体制を強化することで、多様な境遇にある子どもや若者の生命や権利が守られ、安全に安心して暮らすことができる環境を目指します。

目標3

みんなで子どもを育てるまち

未来を担う子ども・若者が、幸せを感じながら成長できるよう、地域や社会全体で支える環境や取組を充実させることで、子ども・若者のみならず、全ての人の安心感や幸福感につながる社会を目指します。



3 計画の体系

目標1

すべてのこどもがすこやかに育つまち

- 施策 1-1 総合的な子育て支援の充実
- 1-2 相談情報の連携・一元化
- 1-3 子育て相談体制・情報提供の充実
- 1-4 経済的負担の軽減
- 1-5 健やかな心と体づくり
- 1-6 こども・若者の居場所づくり
- 1-7 多様な遊びや体験ができる機会の創出

こどもの
誕生前
～
幼児期

- 1-8 妊産婦及びこどもや保護者の健康支援
- 1-9 保育サービスの充実
- 1-10 架け橋期の充実

学童期
思春期

- 1-11 教育の充実
- 1-12 放課後のこどもの居場所づくり

青年期

- 1-13 就学・就労支援の充実
- 1-14 結婚を希望する方への支援

目標2

支援が必要なこどもを支えるまち

- 施策 2-1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進
- 2-2 ひとり親家庭への支援
- 2-3 こどもの貧困対策の推進
- 2-4 いじめ対策・不登校支援
- 2-5 ひきこもり状態にある方への支援の推進
- 2-6 障がい児・医療的ケア児等への支援
- 2-7 外国にルーツを持つこどもへの支援
- 2-8 自殺防止対策の推進

目標3

みんなでこどもを育てるまち

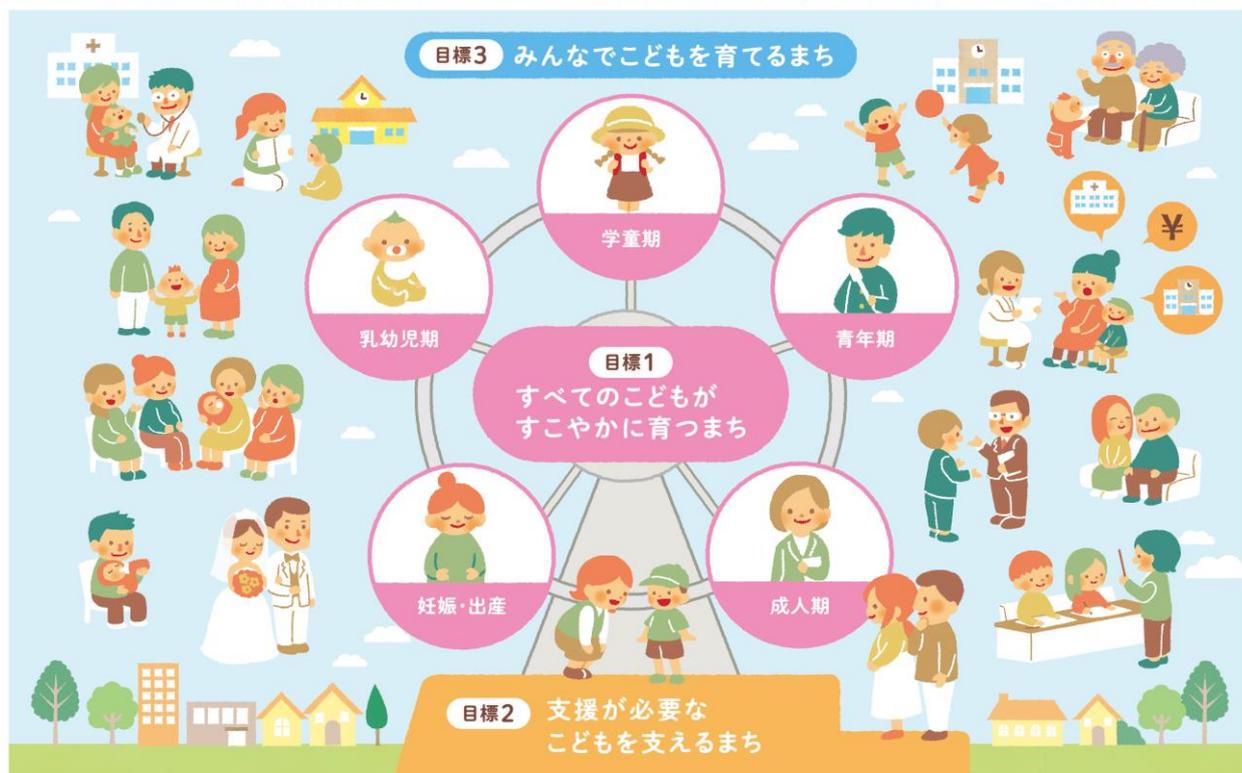
- 施策 3-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有
- 3-2 安全・安心な環境の整備
- 3-3 共働き・共育ての推進
- 3-4 こども・若者を支える人材育成



4 体系のイメージ

基本理念

すべての子どもが幸せで みんながつながり だれもが安心して子育てを楽しめるまち



このイラストは、本計画の基本理念である『すべての子どもが幸せで みんながつながり だれもが安心して子育てを楽しめるまち』を目指し、体系に沿った施策を行うことで実現する「まち」のイメージを表しています。

中央の観覧車は、ゴンドラがゆっくりと回転する様子をこどもの成長過程に見立て、観覧車の下に子どもたちを見守り、導いている人々を描くことで、ライフステージを通じて子どもたちが安心して健やかに成長できる「まち」を表しており、次の世代にもつながり続ける希望が込められています。

また、観覧車の土台は、多様な境遇にあるこども・若者をしっかりとサポートし、健やかな成長につなげるための基盤となる相談支援体制を強固にすることで、安全に安心して暮らすことができる「まち」を表しています。

さらに、見上げた空には、こども・若者・子育て当事者が、ライフステージの様々な場面で安心や幸せを感じながら暮らしている様子を描いており、地域や社会全体で子どもたちを見守り、支え、育てていく輪が広がることで、全ての人々が安心や幸せを感じて暮らせる「まち」を表しています。



第3章 施策の展開

第3章では、「第2章 計画ビジョンと体系」で掲げた各目標を達成するための、主要な施策を載せています。施策によっては内包されている「児童虐待対策」「こどもの貧困対策」「成育医療等基本方針」の複数の性格を併せ持っていることから、下記一覧で明示してあります。

重点事業の考え方は、こども・若者・子育て当事者を取り巻く様々な課題解決のため、計画期間内で小山市が特に優先的に取り組む施策を重点事業と位置付けています。

■施策一覧

	重点	新規	拡充	継続	No.	取組内容	性格		
		★	●	○			虐待	貧困	成育
目標1 すべてのこどもがすこやかに育つまち									
施策1-1 総合的な子育て支援の充実									
	★				1	子育て支援情報発信の充実	■	■	■
			●		2	おやまっ子子育てナビ			■
	★				3	母子保健業務のデジタル化			■
				○	4	子育て支援総合相談事業	■	■	■
				○	5	地域子育て支援拠点事業・子育てひろば			■
				○	6	ファミリー・サポート・センター事業			■
				○	7	屋内遊び場の充実			■
				○	8	行政手続きのオンライン申請			■
1-2 相談情報の連携・一元化									
	★				9	相談業務管理システムの導入	■	■	■
				○	10	関係機関等の連携			■
1-3 子育て相談体制・情報提供の充実									
			●		11	こども家庭センター機能の充実	■	■	■
				○	12	育児支援家庭訪問事業	■	■	■
				○	13	家庭児童相談事業	■	■	
				○	14	母子・父子自立支援員による相談・支援	■	■	
1-4 経済的負担の軽減									
	★				15	おむつ等育児物品購入支援事業			■
				○	16	不妊治療費助成事業			
				○	17	不育症治療費助成事業			
				○	18	妊産婦健康診査助成事業			■
				○	19	妊産婦歯科健診助成事業			■
				○	20	妊産婦医療費助成事業			■
				○	21	児童手当給付事業			
				○	22	こども医療費助成事業			
1-5 健やかな心と体づくり									
			●		23	包括的性教育の推進			■
	★				24	絵本を活用した性教育			■
	★				25	SRHR(性と生殖に関する健康と権利)の啓発			■
				○	26	思春期保健講座			■
				○	27	プレコンセプションケアの周知及び講座の開催			■
				○	28	地域住民への食育の推進			
				○	29	おやま禁煙ジュニアサポーターズ養成講座			



	重点	新規	拡充	継続	No.	取組内容	性格		
		★	●	○			虐待	貧困	成育
施策1-6 こども・若者の居場所づくり									
	★				30	生涯学習センターへのユースセンター機能の新設(若者の居場所づくり)			
	★				31	生涯学習センター内ユースセンターへのユースワーカー配置			
	★				32	若者の居場所づくり			
				○	33	児童センターの充実			
1-7 多様な遊びや体験ができる機会の創出									
	★				34	多世代交流施設の検討			
				○	35	こども・若者の遊び・体験活動プログラムの推進			
				○	36	こども・若者向けのイベントの開催			
				○	37	図書館でのおはなし会			
				○	38	地域医療健康大学			
1-8 妊産婦及びこどもや保護者の健康支援									
				○	39	妊産婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付の一体的実施		■	■
				○	40	産後ケア事業	■		■
	★				41	妊産婦のメンタルヘルス対策			■
	★				42	こども医療電話相談(#8000)の周知及び医療機関案内			■
				○	43	周産期医療・小児医療環境の充実			■
				○	44	予期せぬ妊娠へのサポート	■		■
				○	45	マタニティクラス			■
				○	46	多胎支援クラス			■
				○	47	産前・産後サポート事業			■
				○	48	父親支援クラス			■
				○	49	妊娠期や乳幼児の望ましい食習慣の普及啓発			■
				○	50	妊産婦・新生児訪問事業	■	■	■
				○	51	乳児家庭全戸訪問事業	■	■	■
				○	52	乳幼児健康診査事業・乳幼児健康相談事業	■	■	■
				○	53	健診等未受診家庭への受診勧奨	■		■
				○	54	歯科保健対策			■
				○	55	フッ素塗布事業			■
				○	56	幼児の肥満対策			■
1-9 保育サービスの充実									
	★				57	乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)			
	★				58	公立保育所ICT化事業			
			●		59	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	■		
			○		60	保育園(所)の整備			
			○		61	一時預かり事業(幼稚園型)			
			○		62	一時預かり事業(幼稚園型を除く)			■
			○		63	時間外保育事業(延長保育)			
			○		64	病児保育事業			
			○		65	認可外保育施設等無償化事業			
			○		66	保育所等における使用済みおむつ施設処分費補助事業			



	重点	新規	拡充	継続	No.	取組内容	性格			
		★	●	○			虐待	貧困	成育	
施策1-10 架け橋期の充実										
		★			67	架け橋期の支援体制の整備				
			●		68	幼保小の関係職員による情報交換				
			●		69	公開授業、公開保育の実施				
1-11 教育の充実										
				○	70	インクルーシブ教育システムの推進				
				○	71	DXの積極的活用の推進				
				○	72	「小山授業スタンダード」の活用				
				○	73	「考え、議論する道德」の授業づくり				
				○	74	ライフデザインに対する意識啓発				
				○	75	中学生職場体験				
				○	76	児童・生徒・その保護者に対する食育の推進				■
				○	77	未来へつなげる学習支援事業(学びの教室)				
1-12 放課後のこどもの居場所づくり										
		★			78	放課後こどもの居場所事業				
				○	79	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)				
				○	80	放課後子ども教室推進事業				
1-13 就学・就労支援の充実										
				○	81	小山市奨学金・おやまふるさとみらい奨学金				■
				○	82	地域若者サポートステーションやハローワークとの連携・周知				
1-14 結婚を希望する方への支援										
				○	83	とちぎ結婚支援センター小山運営事業				
			●		84	婚活イベント、スキルアップセミナーの開催				

目標2 支援が必要な子どもを支えるまち

施策2-1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

			○	85	オレンジリボン・キャンペーン				■	
			○	86	オレンジリボン・キャンペーン市民ワークショップ				■	
			○	87	要支援児童生活応援事業				■	■
	★			88	妊産婦等生活援助事業				■	■
	★			89	子育て世帯訪問支援事業				■	
	★			90	親子関係形成支援事業				■	■
			○	91	特定妊婦・要支援妊婦への支援				■	■
			○	92	居住実態が把握できない児童の調査				■	■
			○	93	ヤングケアラーの理解促進				■	■
			○	94	子供SOS窓口の周知				■	
			○	95	虐待通告窓口の周知				■	
			○	96	緊急時安全確保事業				■	
			○	97	要保護児童等対策地域協議会の充実				■	
			○	98	一時保護における関係機関との連携				■	
			○	99	児童虐待防止活動を行う市民団体との連携				■	
			○	100	社会的養護体制の推進				■	



	重点	新規	拡充	継続	No.	取組内容	性格		
		★	●	○			虐待	貧困	成育
施策2-2 ひとり親家庭への支援									
			●		101	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター 利用料助成事業		■	
				○	102	児童扶養手当給付事業		■	
				○	103	ひとり親家庭医療費助成		■	
				○	104	ひとり親家庭学童保育料助成金		■	
			●		105	ひとり親家庭自立支援給付金事業		■	
				○	106	ひとり親家庭通学定期券助成		■	
				○	107	市営住宅優先入居		■	
				○	108	母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業		■	
				○	109	家計・生活事前相談支援		■	
				○	110	養育費確保支援事業補助		■	
2-3 こどもの貧困対策の推進									
		★			111	こどもの生活・学習支援事業		■	
				○	112	就学援助制度		■	
				○	113	生活困窮者の就労支援		■	
				○	114	幼児教育・保育の無償化		■	
				○	115	副食費の無償化		■	
				○	116	赤い羽根緊急生活支援商品券支給事業		■	
				○	117	緊急食料等支援事業		■	
				○	118	こども食堂への支援		■	
				○	119	フードドライブ		■	
				○	120	制服バンクへの支援		■	
				○	121	支援対象児童等見守り強化事業	■	■	
2-4 いじめ対策・不登校支援									
		★			122	多様な学びの機会や支援体制の充実			
				○	123	いじめ未然防止啓発活動			
				○	124	いじめ防止推進事業の強化			
				○	125	いじめゼロ子どもサミット			
				○	126	スクールソーシャルワーカーによる 教育相談体制の充実			
				○	127	スクールカウンセラーの活用			
2-5 ひきこもり状態にある方への支援の推進									
				○	128	ひきこもり状態にある方やご家族等への 相談支援			
				○	129	相談窓口の明確化・周知等の促進			
				○	130	本人の集い			
				○	131	家族の集い			
				○	132	ひきこもりに関する理解促進			
2-6 障がい児・医療的ケア児等への支援									
		★			133	児童発達支援センターの設置			■
				○	134	すこやか保育加配事業			
				○	135	発達支援相談			■
				○	136	相談支援体制の充実・強化			■
				○	137	重度心身障がい者医療費助成			



	重点	新規	拡充	継続	No.	取組内容	性格			
		★	●	○			虐待	貧困	成育	
施策2-7 外国にルーツを持つ子どもへの支援										
				○	138	外国人児童生徒適応指導教室かけはし				
				○	139	日本語指導の実施				
				○	140	通訳体制の充実				
				○	141	外国人ふれあい子育てサロン		■		■
				○	142	通訳支援に関する情報提供の強化				
				○	143	地域日本語教育事業				
2-8 自殺防止対策の推進										
				○	144	自殺対策ゲートキーパー養成講座				
				○	145	自殺対策普及啓発				■
				○	146	こどもの自殺予防				■

目標3 みんなで子どもを育てるまち										
施策3-1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有										
			●		147	子ども基本法や子どもの権利条約の周知	■			
		★			148	官民協働の場 「子どもまんなかラウンドテーブル」	■			
			●		149	子ども会議の開催				
			○		150	子ども参画の推進				
3-2 安全・安心な環境の整備										
			○		151	公園の整備及び適切な維持管理				
			○		152	防犯対策の推進				
			○		153	交通安全対策の推進				
			●		154	インターネット利用に関する能力・ 情報リテラシーの習得支援				
		★			155	妊産婦タクシー利用助成事業				■
		★			156	おーバスへのノンステップバス導入				
			○		157	赤ちゃんの駅登録事業				■
			○		158	移動式赤ちゃんの駅の貸し出し				■
3-3 共働き・共育での推進										
			○		159	女性の職業生活における活躍推進事業				
			○		160	男性の家庭参画への支援				
			○		161	ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業				
			○		162	ワーク・ライフ・バランスの企業への啓発・推進				
3-4 子ども・若者を支える人材育成										
			○		163	保育士等就業奨励金交付事業				
			○		164	看護師等就業奨励金交付事業				
			○		165	保育士再就職支援研修事業				



1 施策の目標と主な取組

目標1 すべてのこどもがすこやかに育つまち



こどもたちの健やかな成長に必要な支援を充実することで、こども・若者・子育て当事者の不安や負担感の軽減を図り、安心感や快適性を高め、暮らしの質の向上を目指します。

施策 1-1 総合的な子育て支援の充実

核家族化が進み、地域のつながりも希薄となるなか、家庭や地域における子育て機能の低下や子育て中の親の孤独感や不安感の増大が問題となっています。

地域において子育てのための情報交換ができる場を提供し、子育て中の親子の交流や仲間づくりを促進するとともに、子育てについての不安や悩みの相談の場をさらに充実させていきます。

また、子育ての不安や負担感を軽減できるよう、必要な情報がすぐに届く情報発信、多言語対応、気軽に問合せができるオンラインでの支援等を行います。

新規	1	子育て支援情報発信の充実	こども政策課 子育て家庭支援課 保育課
	市ホームページに掲載している子育て関連情報の充実を図ります。地域や民間企業との協働による「子育てガイドブック」を発行し、制度や支援の利用について、必要な情報や支援をまとめて分かりやすく発信します。		
拡充	2	🔴 おやまっ子子育てナビ	子育て家庭支援課
子育てナビでは子育て情報をきめ細かく提供できるよう、サービスを集約して掲載しています。子育てナビと連携して、チャット等のオンライン相談受付も開始できるよう検討していきます。			
新規	3	🔴 母子保健業務のデジタル化	子育て家庭支援課 健康増進課 情報政策課
	妊産婦健診や乳幼児期・学童期の健診・予防接種等の健康情報を本人や保護者が電子親子健康手帳で確認できるようにする等、デジタル化を進めます。		
継続	4	子育て支援総合相談事業	子育て家庭支援課
	子育て支援総合センター内「子育て支援相談室ほほえみ」に、子育て支援総合相談員を配置し、地域の子育て情報の集約及び情報の発信や子育て支援サービスに関する相談等のサポートを行います。相談対応等で様々な困難を抱えているこどもやその家族を把握した場合、必要な支援につなげます。		



継続	5	地域子育て支援拠点事業・子育てひろば	保育課 子育て家庭支援課
	こどもや子育て世帯が、他の家族や保育士等と交流を図ることで、子育ての不安・負担を軽減します。また、開催内容を充実させることで、参加しやすい環境を整えます。		
継続	6	ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭支援課
	子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人が会員となり、相互援助活動による育児の援助を行います。運営体制及び会員同士のマッチングの充実により、仕事と子育ての両立を支援します。		
継続	7	屋内遊び場の充実	子育て家庭支援課
	暑い日や雨の日でも遊べる屋内での遊び場の充実を図るとともに、地域でこどもたちが安全に楽しく遊ぶ環境づくりのため、新たな遊び場の検討を行います。		
継続	8	行政手続きのオンライン申請	保育課 子育て家庭支援課
	子育て世帯の負担軽減と行政手続きの簡素化に向け、オンライン申請を推進していきます。		

おやまっ子子育てナビ

妊娠・出産・子育て等に関する総合的な情報や、市内の医療機関等の閲覧の他、お子さんの生年月日や性別等を基に自動的に予防接種スケジュールが作成できる、「予防接種スケジュール機能」が利用できます。

【主な機能】

- お子さんの予防接種スケジュール管理
- マタニティクラス、産前・産後サポート事業の予約
- 子育てひろば、子育てサロンの予約
- 乳幼児健康相談、離乳食教室等各種教室の予約
- 小山市のイベントや子育て支援情報
- 市内の医療機関、保育園等の施設案内
- 小山市からのお知らせ 等

ファミリー・サポート・センター

ファミリー・サポート・センターは、子育ての援助を行いたい人（提供会員）と子育ての援助を受けたい人（依頼会員）が会員となって、お互いに助けたり、助けられたりしながら会員相互による育児の援助活動を行う組織です。援助活動の内容は、お子さんの保育施設や塾等への送迎、学校の放課後や保育施設の保育開始前や終了後の預かり等です。

※援助を受けた依頼会員は、その援助をした提供会員に援助報酬を支払います。

施策 1-2 相談情報の連携・一元化

小学校入学前に保育園(所)・認定こども園・幼稚園や市役所等で発達に関する支援を受けていたこどもが、小学校入学後も安心して学び、成長することができるようにするためには、切れ目のない情報の連携が必要となります。

ライフステージが変化しても必要な支援につながることができるよう、関係機関との連携や情報の一元化を図り、支援体制の充実に取り組みます。

新規	9	Ⓜ 相談業務管理システムの導入	こども政策課 子育て家庭支援課 青少年支援課 情報政策課
	こどもの発達や虐待、貧困等のこどもに関する相談情報を一元管理するシステムを導入し、個人情報等の適正な取扱いを確保するとともに、支援等に必要な情報の連携を図ります。		
継続	10	関係機関等の連携	こども教育課 子育て家庭支援課 福祉総務課
	小学校入学後も必要な支援等が受けられるよう、関連部署の担当が集まる機会を設ける等、関係機関等の連携を図ります。		



施策 1-3

子育て相談体制・情報提供の充実

小山市では、子育て家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、妊娠や出産に関する相談にとどまらず、虐待や貧困、ヤングケアラー等、子育てに関するあらゆる相談に対応するワンストップ相談窓口として「小山市こども家庭センター」を令和6年4月から設置しています。

子ども・子育て調査によると、市の子育て支援サービスを利用したことがない理由として、約2割の方が「サービスの情報を知らなかった」と回答していることから、支援を必要としている子ども・若者・子育て当事者に必要な情報が届くよう、相談窓口の体制整備、周知等に取り組みます。

拡充	11	Ⓜ こども家庭センター機能の充実	子育て家庭支援課
	こども家庭センターでは、妊産婦、子どもや保護者、若者等のニーズを確認し、最初の相談窓口として保健師や栄養士等専門職が相談に対応します。虐待や貧困等のより支援を要する相談には、関係機関との連携を図ることで、必要な支援を切れ目なく継続していきます。また、子育てに関する情報等が子ども・若者・子育て当事者に届くよう、情報を集約し、周知します。		
継続	12	育児支援家庭訪問事業	子育て家庭支援課
	育児不安や育児困難を抱える家庭に育児支援家庭訪問員が訪問し、育児についての相談や育児手技の助言を行うことで、保護者の不安感・負担感の軽減や虐待の未然防止、貧困の早期発見に努めます。		
継続	13	家庭児童相談事業	子育て家庭支援課
	18歳未満の子どもに関するあらゆる問題について、各関係機関と連携し、家庭相談員が相談に応じます。		
継続	14	母子・父子自立支援員による相談・支援	子育て家庭支援課
	母子・父子自立支援員による、母子家庭や父子家庭の生活自立のための相談・情報提供の充実に努めるとともに、家庭内で起こる様々な悩み等の相談対応を行います。		

小山市こども家庭センター

安心して妊娠・出産・子育てができるよう、保健師・助産師等の専門職員が継続的にサポートします。

- 妊娠の届出、親子健康手帳の交付
- マタニティクラス、産後ケア
- 乳幼児健康診査
- 保健師・助産師・管理栄養士・公認心理士等の個別相談
- 児童家庭相談
- 児童虐待に関する相談
- ひとり親家庭相談
- 女性相談 等

小山市こども家庭センター
小山市中央町1-1-1 小山市役所3階
TEL.0285-22-9525 22-9626
開所日時：平日8:30～17:15



施策 1-4 経済的負担の軽減

子育てにかかる経済的な負担は長期間にわたり続き、家計に大きな影響を与えます。

この負担が、理想のこどもの数を持たない大きな理由の一つとなっているとの声があり、実際に子ども・子育て調査では、理想のこどもの数を持たない理由として「子育て・教育にかかる費用負担が大きい」と回答した方の割合が高くなっています。

子ども・若者の力は、まちの持続可能性に直結することから、子育て家庭を社会全体で支援し、経済的な負担を軽くするための取組を推進します。

新規	15	おむつ等育児物品購入支援事業	子育て家庭支援課
	子育て中の経済的負担の軽減とこどもの健やかな成長を見守り応援するための支援として、おむつ等育児物品の購入支援を行います。		
継続	16	不妊治療費助成事業	保育課
	国内医療機関での不妊症に係る保険適用・保険診療適用外の検査及び診療費に対し、2分の1を助成します。助成診療期間は治療開始日から5年間(申請は1年度に1回)、助成限度額は100万円です。		
継続	17	不育症治療費助成事業	保育課
	保険適用外の不育症の治療費用の2分の1を助成します。助成診療期間は治療開始日から5年間(申請は1年度に1回)、助成限度額は50万円です。		
継続	18	妊産婦健康診査助成事業	子育て家庭支援課
	妊娠中の異常を早期に発見し、適切な保健指導を行うこと及び、出産後の産婦が健康に子育てを行えるよう、産後の心身の状態を診ることを目的とした妊産婦健診の受診勧奨のため、一定額を助成します。		
継続	19	妊産婦歯科健診助成事業	子育て家庭支援課
	妊娠期の歯科疾患の予防とともに、妊婦及び生まれてくる子の歯科保健の向上を図ることを目的に、歯科健診の助成を行います。		
継続	20	妊産婦医療費助成事業	保育課
	妊娠届出月の初日または転入日から出産した翌月までの妊産婦に対し、保険診療分の医療費を助成します。		
継続	21	児童手当給付事業	保育課
	18歳になる年度の末日までのこどもを養育する家庭に、生活の安定とこどもの健全育成のため児童手当を支給します。		
継続	22	こども医療費助成事業	保育課
	こどもの医療費の保険適用分を助成することにより、保護者の経済的負担を軽減し、こどもの病気の早期発見・治療を促し、健全育成を図ります。		



施策 1-5

健やかな心と体づくり

SRHR（性と生殖に関する健康と権利）は、全ての人の「性」と「生き方」に関わる重要なことであり、子どもや若者が、自ら責任ある選択ができるよう、知識やスキルを学ぶことが求められています。そのため、生殖器官や妊娠についての知識の教育だけでなく、性交、避妊、ジェンダー⁶、人権、多様性、人間関係、性暴力の防止等も含めた「包括的性教育⁷」が必要です。

現在、中学生に対して思春期保健講座やプレコンセプションケアの周知等を行っていますが、さらに幼児期からの包括的性教育を推進していきます。

また、健やかな体づくりに向けた食育や喫煙対策の推進も行います。

拡充	23	④ 包括的性教育の推進	子育て家庭支援課 こども教育課
	「国際セクシュアリティ教育ガイダンス」に基づき、年齢発達に合わせたカリキュラムを繰り返し、継続的に学ぶことで、自分と他者の安全・安心をしっかりと守り、自分たちの性を大切にすることを学んでいきます。		
新規	24	絵本を活用した性教育	子育て家庭支援課 こども教育課 中央図書館
	厚生労働省で推奨している「乳幼児期の子どもを持つ保護者におすすめの本」を活用し、プライベートゾーンや自分の身体を大切にすること、嫌な意思の伝え方等、幼児期から学ぶことの大切さを啓発します。		
新規	25	SRHR（性と生殖に関する健康と権利）の啓発	人権・男女共同参画課
	SRHRに対する知識を深められるよう、SRHRに関する情報発信や啓発を行います。		
継続	26	思春期保健講座	子育て家庭支援課 こども教育課
	中学生に妊娠について講義し、妊婦疑似体験や赤ちゃん人形の抱っこを通して、命の大切さや相手を想う気持ちを学び、性の健康教育を行います。		
継続	27	④ プレコンセプションケアの周知及び講座の開催	子育て家庭支援課
	健康な生活習慣を身につけることや、将来の妊娠を考えながら女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるように支援していきます。		

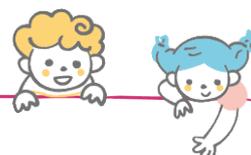
⁶ ジェンダー：社会的・文化的につくられる「男らしさ」「女らしさ」のことで、生物学上の性差とは異なります。

⁷ 包括的性教育：性をめぐるさまざまな要素を含む教育です。具体的には、生殖や性的行動におけるリスク、性に関する疾病について教えることにとどまらず、性を「権利」として捉え、人権を基盤におき、コミュニケーションやジェンダー・セクシュアリティ平等、差別や暴力、社会的・文化的要因、メディアリテラシー等も含まれます。



継続	28	地域住民への食育の推進	健康増進課 農政課
	地域で望ましい食生活を広く啓発・浸透させていくため、食生活改善推進員と連携し、教室等を開催します。また、赤ちゃんの誕生を機に、食生活やそれを支える農業、食育に関心をもってもらうため、各家庭に「ふゆみずたんぼ米」を贈ります。20歳を祝う会では、リーフレットを配布し、バランスのとれた食事や適正体重について情報提供を行います。		
継続	29	おやま禁煙ジュニアサポーターズ養成講座	健康増進課
	小・中学校、義務教育学校で、たばこの害についての講演会等を行うことで、身近な人へたばこの害の普及啓発や禁煙のきっかけづくりを行う人材を育成し、喫煙対策の推進を図ります。		

SRHR（性と生殖に関する健康と権利）



Sexual and Reproductive Health and Rights（セクシャル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の頭文字をとって、「SRHR」と呼称されます。

自分の体、性や生殖について、誰もが十分な情報を得られ、自分の望むものを選んで決められること。そのために必要な医療やケアを受けられること。私たちが心も体も健やかに、自分らしく充実した人生を生きるうえで欠かせない「基本的人権」です。

出典元：公益財団法人 ジョイセフ

プレコンセプションケア



「プレコンセプションケア」とは、プレ(pre)は「～より前の」、コンセプション(conception)は「妊娠・受胎」の意味で、「妊娠前の健康管理」を表しています。

早い段階から正しい知識を得て健康的な生活を送ることで、将来の健やかな妊娠や出産につながり、未来のこどもの健康の可能性を広げます。

今は妊娠や結婚を考えていなくても、プレコンセプションケアを実施することで今の自分ももっと健康になって、人生100年時代の満ち足りた自分(well-being)の実現につながります。

出典元：国立研究開発法人国立成育医療研究センター



施策
1-6

こども・若者の居場所づくり

地域のつながりの希薄化、少子化によるこども・若者同士の育ち合い・学び合いの機会の減少等により、「こども・若者が地域コミュニティ⁸の中で育つ」ことが困難になっています。

小山市では、地域において、こどもや若者が自由な意思で選択ができ、多様な遊びや活動、様々な人との交流ができる居場所づくりを進めていきます。また、必要に応じて相談支援を行う体制を整備します。

新規	30	④ 生涯学習センターへのユースセンター機能の新設 (若者の居場所づくり)	生涯学習文化課
	生涯学習センターに、学校でも家でもない、「若者の第3の居場所」として、ユースセンター機能を新設します。		
新規	31	④ 生涯学習センター内ユースセンターへのユースワーカー配置	生涯学習文化課
	若者の居場所の推進を図るため、若者に寄り添い、若者の成長や変化に伴走する存在として、ユースワーカーを配置します。ユースワーカーは、青少年の成長に寄り添い、必要に応じて地域の人材、企業、団体や行政各所へ接続し、青少年の意欲と創造性を引き出します。		
新規	32	若者の居場所づくり	中央図書館 資産経営課
	図書館、市役所のフリースペースを活用し、安心して自由に過ごせるよう居場所づくりを推進します。		
継続	33	児童センターの充実	こども政策課
	児童センターは、放課後に小学生が遊び場として利用しています。対象年代の拡大や、イベントを増やすことで、活動を活発化していきます。		

ユースセンター

若者の居場所として、学校でも家でもない「第3の居場所」を生涯学習センターに設置し、10代が行きたいと思う仕掛け、意欲と創造性を引き出す仕掛けが多様にある場所です。勉強や読書ができ、リラックスできる空間のフリースペースを作り、中高生、大学生や若者等を対象とした年齢層を受け入れます。また、若者向けのイベントやプログラムの開催も検討しています。

ユースセンターには、こどもたちの可能性を信じ、個別の年齢や特性に寄り添い、成長や変化に伴走する存在である、ユースワーカーを配置します。

⁸ 地域コミュニティ：地域をより良くするために住民同士が協力し合う集団です。情報共有やイベントの開催、地域問題の解決を通じて人々のつながりを強化し、地域の持続可能性を向上させることを目的とします。



施策 1-7

多様な遊びや体験ができる機会の創出

社会体験や自然体験が豊富な子どもほど、社交性や挑戦意欲、自己肯定感が高い傾向が見られます。自然や人・社会等と関わる体験は、未来の社会を担う全ての子ども・若者の成長に重要な要素であり、社会を生き抜く力を養うための貴重な経験となることから、そうした体験の機会を充実させていくことが必要です。

新規	34	④ 多世代交流施設の検討	子ども政策課
	<p>子どもを中心に子どもから高齢者まで、多世代間の交流を図ることができる複合施設のあり方の検討を進めていきます。</p>		
継続	35	④ 子ども・若者の遊び・体験活動プログラムの推進	ゼロカーボン・ネイチャー・ポジティブ推進課 生涯学習文化課(公民館他社会教育施設を含む) 生涯スポーツ課 文化財課(博物館を含む) 中央図書館
	<p>子ども・若者の全てのライフステージにおいて、年齢や発達に応じて、自然・文化芸術体験等地域資源も活用した様々な遊び・体験の場づくりを推進します。また、子ども同士や地域の大人・若者との世代間交流もできる場を提供します。</p>		
継続	36	子ども・若者向けのイベントの開催	子ども政策課 商業観光課
	<p>子どもや若者が、様々な遊びや体験、経験をする場として、多様なイベントを検討していきます。</p>		
継続	37	図書館でのおはなし会	中央図書館
	<p>子どもとその保護者を対象に、絵本の読み聞かせや紙芝居を楽しむ「おはなし会」を定期的を開催することで、本に親しむ機会を作ります。</p>		
継続	38	地域医療健康大学	健康増進課
	<p>小山の地域医療を守り育てるため、児童とその保護者が健康と医療について学び、医療職業体験を行います。</p>		



..... こどもの誕生前 ～ 幼児期

施策 1-8

妊産婦及び子どもや保護者の健康支援

未婚化、晩婚化、晩産化、核家族化や育児の孤立化等が進む中、安心して妊娠・出産ができ、質の高い母子保健サービスが受けられ、全ての子どもが健やかに育つ社会を目指します。

妊娠時期からの健康教育や相談事業を通して、育児不安の軽減を図り、健診未受診の乳幼児や妊産婦については、状況把握を行い、支援が必要な場合は適切な支援につなげます。

継続	39	④ 妊産婦等包括相談支援事業・妊婦のための支援給付の一体的実施	子育て家庭支援課
	全ての妊婦・子育て世帯が安心して出産・子育てができるよう、親子健康手帳の交付時や出産後のご自宅訪問時等に、丁寧な説明・相談対応を行います。また、安心した出産・子育てを行うための環境を整える支援として、経済的な支援も一体的に行います。面談や訪問等で、妊産婦・子育て世帯が様々な困難を抱えていることを把握した場合、必要な支援につなげます。		
継続	40	④ 産後ケア事業	子育て家庭支援課
	産後ケア委託施設の助産師が、出産されたお母さんに心身のケアや子育てのアドバイスをし、安心してご家庭で育児ができるようサポートすることで、産後うつや虐待の予防につながります。必要な時にケアが受けられるよう、施設や内容の充実を図っていきます。		
新規	41	④ 妊産婦のメンタルヘルス対策	子育て家庭支援課
	地域関係機関との連携体制を強化するため、精神科医療機関を含めたネットワーク会議を開催し、産後うつやメンタルヘルス(心の健康)に不調のある妊産婦への対応を強化していきます。		
新規	42	子ども医療電話相談(#8000)の周知及び医療機関案内	健康増進課
	子ども医療電話相談(#8000)の周知と小児科医療機関を案内するパンフレットを作成します。		
継続	43	周産期医療・小児医療環境の充実	健康増進課
	安心して妊娠・出産及び子育てができるよう、医療環境の充実を図ります。		
継続	44	予期せぬ妊娠へのサポート	子育て家庭支援課
	予期せぬ妊娠により、精神的・経済的不安を抱える若い妊婦や所得が少ない妊婦等を早期に把握し、必要な支援につなげます。		
継続	45	マタニティクラス	子育て家庭支援課
	妊婦やその家族が、妊娠や出産、子育て等についての正しい知識の理解を深めます。また、マタニティクラスに参加することで、妊婦及びその家族が他の参加者と交流し、ママ友、パパ友作りのきっかけとなるよう支援します。		
継続	46	多胎支援クラス	子育て家庭支援課
	同時に2人以上の妊娠・出産・育児をすることに伴う、身体的・精神的な負担や経済的な問題、社会からの孤立等、多胎児ならではの困難さに直面する場合も少なくありません。不安を共有できる場を設けるとともに、家事・育児のサポート等必要な支援につなげます。		



継続	47	産前・産後サポート事業	子育て家庭支援課
	妊産婦や赤ちゃん、その家族が集まって、運動したりゆっくりお話しをして過ごします。利用期間後も子育てひろば等につなげることで、子育て家庭の孤立を防ぎます。		
継続	48	父親支援クラス	子育て家庭支援課
	育児についての不安や悩みは多様化してきていることから、父親同士の交流の場を持つことで父親ならではの悩みや不安の軽減につなげ、孤立を防ぎます。また、仕事と子育てを両立しながら、子育てを家族で行なうことの大切さを啓発します。		
継続	49	妊娠期や乳幼児の望ましい食習慣の普及啓発	子育て家庭支援課
	妊娠中や産後の健康回復のために必要な栄養や、乳幼児期のこどもの発達や成長に合った正しい栄養の知識を、乳幼児健診や各教室等で周知・啓発します。		
継続	50	妊産婦・新生児訪問事業	子育て家庭支援課
	希望される妊産婦に対し、助産師や保健師が家庭訪問を実施します。妊娠や出産、育児等の相談に対応することで、不安感・負担感の軽減や児童虐待の未然防止、貧困の早期発見に努めます。		
継続	51	乳児家庭全戸訪問事業	子育て家庭支援課
	生後4か月未満の乳児がいる全ての家庭に訪問し、こどもの健やかな成長・発達と安心して子育てができるよう、必要な助言を行います。また、訪問時の様子から、児童虐待や貧困の早期発見に努めます。		
継続	52	乳幼児健康診査事業・乳幼児健康相談事業	子育て家庭支援課
	法定健診、市独自の健康相談等を通じて、心や体が健やかに成長するよう、適切な情報提供や保健師・栄養士等による助言を行います。また、乳幼児やその家族の様子や発言から、児童虐待や貧困等の早期発見に努めます。		
継続	53	健診等未受診家庭への受診勧奨	子育て家庭支援課
	各種健診・相談事業の未受診家庭に対し訪問等を行い、受診勧奨及び当該家庭の養育状況の把握に努めます。		
継続	54	歯科保健対策	子育て家庭支援課
	こどもの乳歯と永久歯は、母親のおなかの中にいるときに作られ、妊娠中のお母さんの健康状態や食事の内容が、こどもの歯の形成に大きく関係します。妊娠中から歯の健康に家族が関心を持ち、こどもが生まれた後も関心が継続されるよう、働きかけていきます。		
継続	55	フッ素塗布事業	子育て家庭支援課
	こどもの口腔衛生の増進や知識の普及、乳歯・永久歯をむし歯から守ることを目的にフッ素塗布を行います。		
継続	56	幼児の肥満対策	子育て家庭支援課
	3歳児健診で、肥満傾向にある幼児を対象に栄養指導を行い、適正体重を目指します。		





こども医療電話相談（#8000）

保護者の方が、休日・夜間のこどもの症状にどのように対処したらよいのか、病院を受診した方がよいのか等判断に迷った時に、小児科医師・看護師に電話で相談できるものです。この事業は全国統一の短縮番号#8000をプッシュすることにより、お住いの都道府県の相談窓口へ自動転送され、小児科医師・看護師からお子さんの症状に応じた適切な対処の仕方や受診する病院等のアドバイスを受けられます。

出典元：厚生労働省



施策 1-9 保育サービスの充実

小山市でも共働き家庭、共働きを希望する家庭が増えていることから、高い保育ニーズの充足を図ります。

また、全ての乳幼児に対して、家庭と異なる環境に触れ、家族以外の多様な人と関わる機会等を提供するとともに、保護者・養育者の孤立感・不安感の解消や育児負担の軽減を図るため、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付（「こども誰でも通園制度」）の創設等サービスの拡充を進めていきます。

新規	57	㊦ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	保育課
	保育所等に通っていない家庭のこどもを対象に、保護者の方の就労要件等を問わず保育所等の施設を利用することができる制度です。令和7年度は試行的に実施し、令和8年度から開始します。		
新規	58	㊦ 公立保育所ICT化事業	保育課
	公立保育所における保護者の利便性と保育の質の向上を図るため、保護者と園との双方向のコミュニケーションツールである保育支援システムを導入します。		
拡充	59	子育て短期支援事業（ショートステイ事業）	子育て家庭支援課
	保護者の出産や病気、休息等の理由により、家庭での養育が一時的に困難になった児童を、乳児院や児童養護施設、NPO法人 ⁹ 等で預かります。今後、保護者がこどもとともに利用、またはこどもが自ら利用を希望した場合等柔軟な対応を推進します。		
継続	60	保育園（所）の整備	保育課
	保育需要に応じた認可保育園（所）の整備を推進します。		
継続	61	一時預かり事業（幼稚園型）	保育課
	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、幼稚園・認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において、一時的に預かり、必要な保育を行います。		
継続	62	一時預かり事業（幼稚園型を除く）	保育課 子育て家庭支援課
	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児について、主として昼間において、保育園（所）・認定こども園・その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。希望日に利用できるよう、利用枠の適正化や利便性の向上に努めます。		

⁹ NPO法人：Non-Profit Organization（非営利団体）の頭文字をとったもので、「営利を目的とせず社会貢献をする団体」を指し、正式名称は「特定非営利活動法人」といいます。



継続	63	時間外保育事業(延長保育)	保育課
	保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間を超えて、保育園(所)・認定こども園において保育を実施します。		
継続	64	病児保育事業	保育課
	保育を必要とする乳児・幼児または保護者の労働もしくは病気、またはその他の事由により、家庭において保育を受けることが困難となった小学校に就学している児童について、病院・保育所等で、保育を行います。今後、利用したい時にすぐ利用ができるよう、手続きの簡素化や施設、定員数の増加に努めます。		
継続	65	認可外保育施設等無償化事業	保育課
	認可外保育施設利用者が施設利用した際の利用費助成を行います。		
継続	66	保育所等における使用済みおむつ施設処分費補助事業	保育課
	保護者の負担を軽減するため、使用済みおむつの家庭持ち帰りを廃止し、処分を行う施設に対しおむつ処分費用の補助を行います。		

施策 I-10 架け橋期の充実

幼児教育と小学校教育には、こどもの発達の段階に応じた様々な違いがあります。そのため、これらの違い等を認識しながら、円滑な接続に取り組むことが必要です。全てのこどもが格差なく質の高い学びへと接続できるよう、架け橋期(5歳児から小学校1年生の2年間)の教育の充実に取り組んでいきます。

新規	67	重 架け橋期の支援体制の整備	こども教育課
	こどもたちが安心して小学校生活を始められるよう、幼児教育から小学校教育へ円滑に移行する取組の強化・促進のため、市の関係組織を一体的な支援ができる体制に整備します。		
拡充	68	幼保小の関係職員による情報交換	こども教育課
	保育園、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校等、幼児教育と小学校教育の円滑な接続を目指し、情報交換の機会を確保します。		
拡充	69	公開授業、公開保育の実施	こども教育課
	入学して間もない児童の様子や卒園(所)間近な幼児の様子の参観を通して、こどもの育ちや学びの連続性のため、各段階に応じた指導や保育の充実に努めます。		



施策
1-11 教育の充実

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全・安心に過ごし、他者と関わりながら育つ、大切な居場所の1つです。

全てのこどもが、自分の良さや可能性を認識するとともに、多くの人々と協働し様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り開き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、多様な取組を強化していきます。

継続	70	インクルーシブ ¹⁰ 教育システムの推進	こども教育課
	「インクルーシブ教育システム」とは、障がいのある児童生徒が、その年齢及び能力に応じて、可能な限り障がいのない児童生徒とともにその特性を踏まえた十分な教育を受けることのできる仕組みのことです。一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導や、必要な支援の充実を図ります。		
継続	71	DX ¹¹ の積極的活用の推進	こども教育課
	育てたい資質・能力やねらいを明確にし、これまでの教育実践の蓄積とDXを適切に組み合わせ、より分かりやすく理解が深まる授業づくりに努めます。		
継続	72	「小山授業スタンダード」の活用	こども教育課
	「確かな学力」を保証するため、「小山授業スタンダード」の活用を図り、ねらいを明確にしたり、その実現状況を把握したりする等、個々に応じた指導に努めるとともに、授業の改善・充実につなげます。		
継続	73	「考え、議論する道徳」の授業づくり	こども教育課
	「考え、議論する道徳」とは、こどもが常に自己の生き方を見つめ、みんなで多様な視点で話し合い、語り合うことを通して自己のより良い生き方を考えていくことを重視した学習です。答えが1つではない道徳的な課題を、一人ひとりの児童生徒が自分自身の問題と捉え、向き合っていきます。		
継続	74	ライフデザインに対する意識啓発	こども教育課
	こども・若者が就学や就職、結婚、子育て等のライフイベントを具体的にイメージし、自らの将来を思い描けるよう、学校教育を通してライフデザインに対する意識啓発を行います。		
継続	75	中学生職場体験	こども教育課
	中学生を対象に職場体験を実施し、こどもたちが様々な仕事に触れる機会や社会人と交流できる場を創出します。		

¹⁰ インクルーシブ：多様な背景や人々の違いを尊重し、認め、活かすことを目的としています。異なる性別、年齢、人種、民族、宗教、性的指向、障がいの有無等の多様な背景を持つ人々を受け入れ、認めることが含まれます。

¹¹ DX：Digital Transformationの略で、デジタル技術で仕組みを大きく変えていくことです。



継続	76	児童・生徒・その保護者に対する食育の推進	学校支援課
	食に関する正しい知識と、望ましい食習慣を身に付けられるよう、指導の充実に努めます。また、地場農畜産物への関心と地産地消の意識を高め、郷土愛の醸成に努めます。		
継続	77	未来へつなげる学習支援事業(学びの教室)	生涯学習文化課
	学習習慣の確立と基礎学力の定着を図るため、中学生対象に学習支援を行います。		

施策 1-12 放課後のこどもの居場所づくり

こどもたちが放課後等に安全・安心に過ごすための多様な居場所づくりについて、共働き等の家庭状況に関わらず、こどもたちが学びや遊び、体験活動をして過ごせる場所を小学校・義務教育学校前期課程内に作ることで、こどもの健全育成と安心できる子育て環境の実現を推進します。

一方で、放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)の需要は依然高い状態が続いており、地域の状況に応じて、児童が楽しく安全に放課後等の時間を過ごせるよう、学校施設等を活用し設置することで、保護者の就労と安心を支えています。

新規	78	Ⓜ 放課後こどもの居場所事業	こども政策課
	放課後の学校施設を活用し、小学校・義務教育学校前期課程のこどもたちが安心して学びや遊び、体験活動ができる放課後の居場所について、放課後子ども教室と学童保育クラブの連携型や校内交流型により開設し、豊かな体験学習と新たな出会い、地域の人との関わり等を通じて、こどもたちの学びと成長につながる事業を推進していきます。		
継続	79	放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)	こども政策課
	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校・義務教育学校前期課程に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。		
継続	80	放課後子ども教室推進事業	こども政策課
	放課後や週末、夏休み等の長期休業中等に、こどもたちの安全・安心な活動拠点(居場所)を設け、勉強やスポーツ、遊び、文化活動、地域住民との交流活動等の取組により、こどもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する事業です。放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型への移行を推進していきます。		



施策
1-13 就学・就労支援の充実

青年期は、個人の成長と社会的な役割を確立する重要な時期です。若者が、家庭の経済状況に関わらず、大学等の高等教育機関に進学するチャンスを確保できるよう、就学支援を実施していきます。

また、若者の不本意な早期離職を抑制し、離職しても早期に再就職ができるよう、キャリアの自立に向けた支援を推進していきます。

継続	81	小山市奨学金・おやまふるさとみらい奨学金	青少年支援課
	経済的な理由により就学が困難な学生等に対し、奨学資金を貸与します。		
継続	82	地域若者サポートステーションやハローワークとの連携・周知	工業振興課
	とちぎ県南若者サポートステーションやハローワークによる若者支援についてホームページ等で周知し、連携を図っていきます。		

地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション(愛称:サポステ)では、「働く」への一歩を踏み出したい15歳~49歳までの現在、お仕事をされていない方や就学中でない方たちとじっくりと向き合い、本人やご家族の方々だけでは解決が難しい「働き出す力」を引き出し、「職場定着するまで」を全面的にバックアップする厚生労働省委託の支援機関です。

キャリアコンサルタント等による専門的な相談、コミュニケーション訓練等によるステップアップ、協力企業への就労体験等により、就労に向けた支援を行っています。

とちぎ県南若者サポートステーション
小山市中央町2-2-21 小山市総合福祉センター3階
TEL.0285-25-7002
開所日時:月曜日~金曜日(土・日・祝休み)
9:00~17:00



施策

1-14

結婚を希望する方への支援

結婚を希望する方にとって、理想的なパートナーと出会い、その願いを実現するための支援はとても重要です。少子化対策や地域の定住促進にもつながるよう、結婚を応援する事業に取り組んでいきます。

継続	83	とちぎ結婚支援センター小山運営事業	青少年支援課
	結婚を望む20歳以上の独身の男女に出会いの機会を提供し、効果的・効率的な結婚支援を行うため、「とちぎ未来クラブ」のマッチングシステムを活用したパートナー探しを実施しています。		
拡充	84	婚活イベント、スキルアップセミナーの開催	青少年支援課
	とちぎ結婚支援センター小山では毎年婚活イベントを開催していますが、出会いの場や機会をさらに拡充し、結婚に向けた取組のさらなる充実を図ります。		

とちぎ結婚支援センター小山

とちぎ結婚支援センター小山では、結婚を希望する20歳以上の男女に対して、1対1の出会いをサポートする会員登録制のマッチングシステムを活用し、結婚相談員が寄り添い、きめ細かなサポートをしています。

自分のプロフィール情報をマッチングシステムに登録すると、お相手のプロフィール情報を検索したり、気になる方のお引き合わせ（お見合い）を申込むことができます。

お引き合わせは、結婚相談員立ち会いの下、センター内の専用ブースで行っていますので、初めての方でも安心です。交際中も、不安や困りごとがあれば、結婚相談員がサポートしますのでいつでもご相談できます。

とちぎ結婚支援センター小山
小山市中央町3-7-1ロブル6階（小山駅側エレベーター隣）
TEL.0285-38-7213
開所時間：10:00～18:00
※水曜日・お盆・年末年始休み



目標2 支援が必要な子どもを支えるまち



必要な相談・支援等の体制を強化することで、多様な境遇にある子どもや若者の生命や権利が守られ、安全に安心して暮らすことができる環境を目指します。

施策 2-1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進

虐待の児童相談所への通告件数は全国的にも年々増加しています。

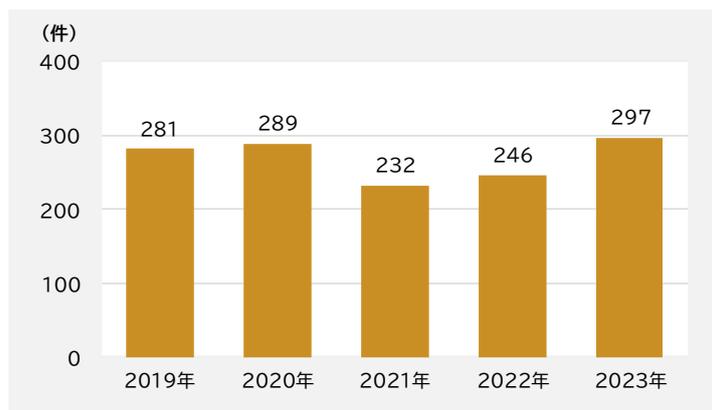
ネグレクト・心理的な虐待等多様化・複雑化する相談に対して、子どもに向き合い、様々な状況に対応できる専門性の高い体制や、子育て支援から要保護児童対策まで児童福祉施策を一貫して行うことができる、「総合的な支援体制」の確立が求められています。

児童虐待の早期発見・対応を目指し、関係機関と情報や課題を共有し、様々な相談・支援の対応を実現するとともに、児童虐待の防止に向け、地域の共助¹²活動団体との連携を強化し、官民協働で取り組んでまいります。

また、社会的養護¹³を必要とする全ての子どもが適切に保護され、養育者との愛着関係を形成し、心身ともに健やかに養育されるよう関係機関の支援等を通じた社会的受け皿の確保・充実を進めるとともに、さらに、社会的養護経験者が段階を経て自立していけるような地域社会とのつながりをもてるよう支援していきます。

一方、本来は大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまう等、個人の権利に重大な侵害が生じているにも関わらず、子ども本人や家族に自覚がない場合もあり、問題が顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、子どもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていきます。

【虐待通告件数】



資料：小山市要保護児童等対策地域協議会

¹² 共助：地域の住民が協力し合い互いに助け合うことです。

¹³ 社会的養護：保護者のない児童や、保護者に監護させることが適当でない児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に大きな困難を抱える家庭への支援を行うことです。



継続	85	重 オレンジリボン・キャンペーン	子育て家庭支援課
	<p>児童虐待撲滅を目指し、オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン啓発活動を行います。また、年間を通して、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」（いちはやく）の周知等啓発活動を推進します。さらに、定期的にワークショップを開催して、市民に児童虐待防止の取組への理解を深めてもらうとともに、市民の意見を反映した取組を推進します。</p>		
継続	86	重 オレンジリボン・キャンペーン市民ワークショップ	子育て家庭支援課
	<p>オレンジリボン運動を立ち上げた方たちの思いを次世代に継承し、市民目線の柔軟かつ実効性、持続性の高い啓発活動を支援することを目的に、ワークショップを企画します。市民や団体同士のつながりを創出し、児童虐待防止に向けた「地域の力」がリードする社会の構築を目指します。</p>		
継続	87	重 要支援児童生活応援事業	子育て家庭支援課
	<p>虐待や貧困等の養育環境に課題のある児童を対象として、放課後等に家庭的な環境を過ごせる居場所を作り、安心できる大人とのふれあいや交流を通して、基本的な生活習慣の習得を目指し、食事の提供、入浴や学習支援を行うとともに、保護者の子育てを補い、虐待の世代間連鎖¹⁴の防止を図ります。</p>		
新規	88	重 妊産婦等生活援助事業	子育て家庭支援課
	<p>家庭生活に困難を抱える妊婦と出産後の母子等に対する支援の強化を図るため、通いの場(居場所)にて食事や日常生活を営むために必要な物を提供したり、養育に関わる相談及び助言、医療機関受診の同行支援等生活援助を行います。</p>		
新規	89	子育て世帯訪問支援事業	子育て家庭支援課
	<p>家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みをよく聴き、家事・子育て等の支援を実施することで、その家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とします。</p>		
新規	90	親子関係形成支援事業	子育て家庭支援課 福祉総務課
	<p>こどもとの関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、関わり方や知識を身につけるため、ペアレント・トレーニング¹⁵を実施します。同じ悩みや不安を抱える保護者同士が思いを共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行います。</p>		
継続	91	特定妊婦・要支援妊婦への支援	子育て家庭支援課
	<p>予期せぬ妊娠や経済的困窮、DV、障がい等支援が必要な妊婦に対して、妊娠中から訪問や面接等で相談を継続し、生活の安定や母体の健康、出産後の生活を見据えた養育環境の調整等の支援を行います。</p>		

¹⁴ 世代間連鎖：親からこども、そして孫の代へと、複数の世代にわたって同じような問題が繰り返されることをいいます。

¹⁵ ペアレント・トレーニング：こどもの行動変容を目的として、親がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを身につけることを目指します。結果、親の養育スキルの向上やストレス低減、こどもの適応的な行動の獲得、問題行動の改善への効果が期待されます。



	92	居住実態が把握できない児童の調査	子育て家庭支援課
継続		各種健診・相談事業の未受診家庭に対し訪問等を行うも、居住実態が把握できない家庭については、他機関や親族等への調査、対象家庭に外国籍の方がいる場合は、東京出入国在留管理局へ出入国記録等の照会を行い、当該家庭の実態把握に努めます。	
	93	ヤングケアラーの理解促進	子育て家庭支援課
継続		本来大人が担うと想定される家事や家族の世話等を日常的に行っていることも、いわゆる「ヤングケアラー」について、実態を把握し、関係機関の連携のもと適切な支援につなげていきます。また、リーフレットの作成や、理解促進のため市民や学校、関係機関向けに広報・啓発を行うことで、社会的認知度の向上を図り、潜在化しがちなヤングケアラーの早期発見につなげていきます。	
	94	子供SOS窓口の周知	青少年支援課
継続		「24時間子供SOSダイヤル」0120-0-78310(なやみいおう)等、こどもがSOSを発信できる窓口を周知し、早期発見・早期支援につなげます。	
	95	虐待通告窓口の周知	子育て家庭支援課
継続		市民や関係機関に対し、市や児童相談所の相談窓口や、24時間365日対応する児童相談所虐待対応ダイヤル「189」(いちはやく)の周知を広報・ホームページに掲載します。	
	96	緊急時安全確保事業	子育て家庭支援課
継続		虐待による被害等、繰り返し被害を受ける恐れがある家族に対し、一時保護施設等への入所が決定するまでの間、一時的に避難できる施設を提供します。	
	97	要保護児童等対策地域協議会の充実	子育て家庭支援課
継続		要保護児童等対策地域協議会において、児童虐待に関する情報交換や事例検討等を行うことにより、関係機関同士の相互理解を促進し、ネットワークの強化を図ります。	
	98	一時保護における関係機関との連携	子育て家庭支援課 福祉総務課
継続		警察やとちぎ男女共同参画センター、各児童相談所と連携し、円滑な一時保護につなげます。また、障がい児(者)については関係部署・機関と連携し、ショートステイや施設入所措置等につながるよう支援します。	
	99	児童虐待防止活動を行う市民団体との連携	子育て家庭支援課
継続		市民サークル「カンガルーOYAMA」による児童虐待防止の各種活動と連携し、市民の虐待防止意識の向上を図ります。	
	100	社会的養護体制の推進	子育て家庭支援課
継続		児童相談所、栃木フォスタリングセンター(里親養育に関する包括的な支援を行う施設)等の関係機関との連携により、地域での見守り体制を強化するとともに、里親制度等のPRや里親への支援を行います。また、里親月間(10月)に啓発ブースを設け、パンフレットを地域へ配布し、周知していきま	



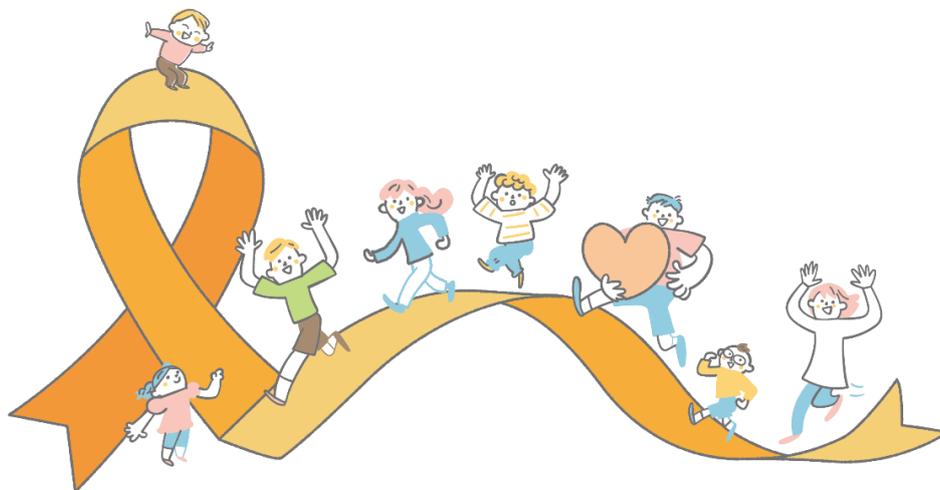
オレンジリボンキャンペーン



「オレンジリボン運動」は、児童虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広めることで、こどもの虐待をなくすことを呼びかける小山市発祥の市民運動です。

小山市ではこどもやその家族が健やかに暮らせるまちにするにはどうしたらよいか、今できること、将来したいこと、そのため必要なことは何かを一緒に考えるために、ワークショップを開催しています。

また、毎年11月を「オレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーン」月間とし、児童虐待問題に対する社会的関心を呼びかけるため、集中的な広報・啓発活動を実施しています。



児童相談所虐待対応ダイヤル「189」

虐待かもと思った時、すぐに児童相談所に通告・相談ができる全国共通の電話番号です。「児童相談所虐待対応ダイヤル「189」」にかけるとお近くの児童相談所につながります。通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人、その内容に関する秘密は守られます。

出典元：こども家庭庁

24時間子供SOSダイヤル

こどもたちが全国どこからでも、夜間・休日を含めて、いつでもいじめやその他のSOSをより簡単に相談することができるダイヤルです。

0120-0-78310

(なやみいおう)

他にも、SNS相談窓口があります。

詳しくは、文部科学省子供のSOSの相談窓口をご覧ください。

出典元：文部科学省



施策 2-2 ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭において親は、子育てと生計維持という役割を一人で担うワンオペレーションの中で、「時間の貧困」にも陥りやすく、親子で心穏やかに過ごす時間を持ちにくい状況にあります。

DV被害や障がいを抱えている等他の困難要因が重なると、安定した生活を維持していくことや、こどもの養育環境を整えることが難しい状況になりやすいといった課題もあります。

そのため、ひとり親家庭の安定した生活と自立に向けては、子育てや生活維持、就労等、その生活を総合的に捉えたきめ細かな支援が必要です。

ひとり親家庭とその子どもたちが孤立することなく、安心して生活できる環境を提供するために、ひとり親家庭の自立を支援し、その世帯の生活の安定と向上を図ります。

拡充	101	ひとり親家庭等ファミリー・サポート・センター利用料助成事業	子育て家庭支援課
	ひとり親家庭の他、新たに低所得世帯、生活保護世帯等、生活困窮が見込まれる家庭を対象に、相互援助活動の利用料の一部を助成することにより、経済的負担の軽減、育児と仕事の両立を支援します。		
継続	102	児童扶養手当給付事業	保育課
	18歳になる年度の末日までの子どもを養育しているひとり親家庭の父、母等の生活安定と自立促進のため、児童扶養手当を支給します。		
継続	103	ひとり親家庭医療費助成	保育課
	ひとり親家庭の父、母または養育者と、養育している18歳になる年度の末日までの子どもにかかる医療費を助成します。		
継続	104	ひとり親家庭学童保育料助成金	子ども政策課
	ひとり親家庭医療費助成受給資格者が学童保育を利用している場合、その保育料の一部を助成します。		
拡充	105	Ⓜ ひとり親家庭自立支援給付金事業	子育て家庭支援課
	市内在住のひとり親家庭の父、母に対し、資格(看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士等)取得期間中の生活費、講座の受講費用、高等学校卒業程度認定試験受講費用の一部を給付し、安定した就業につながるよう支援します。		
継続	106	ひとり親家庭通学定期券助成	保育課
	JRをはじめとした電車やバス等の公共交通機関を利用している、ひとり親家庭の高校生の保護者に、通学定期券利用費の一部を助成します。		
継続	107	市営住宅優先入居	建築課
	市営住宅の申込みの際に、優先入居資格者(ひとり親世帯、子育て世帯、DV被害者等)は、優先住宅と一般住宅の申込みをすることができます。		



	108 母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業	子育て家庭支援課
継続	ひとり親家庭の方の経済困窮や起業等の相談に対し、栃木県が実施する各種資金の案内、事務手続きを母子・父子自立支援員が担うことで、無理のない借入れ計画の立案と経済的自立を支援します。	
	109 家計・生活事前相談支援	子育て家庭支援課
継続	離婚に向けたお金や生活に関する事前相談、情報提供を行います。家計管理や就職相談等を事前に実施することで、生活の安定や就労等の問題解決に向けた支援を行います。	
	110 養育費確保支援事業補助	子育て家庭支援課
継続	養育費は、こどもの健やかな成長を支える大切な費用です。ひとり親家庭のこどもが養育費を確実に受け取れるよう、養育費に関する公正証書の作成や保証会社との保証契約締結で負担した費用を補助します。	

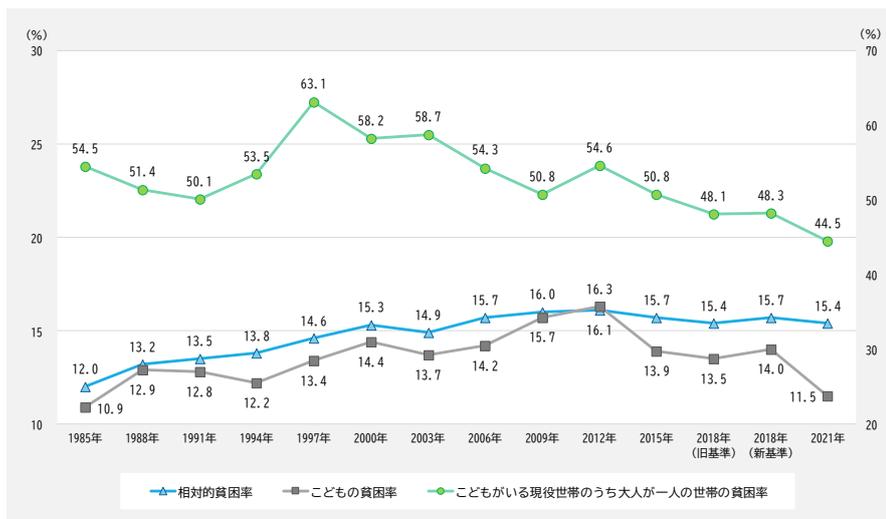


施策 2-3 こどもの貧困対策の推進

子どもたちが自己を肯定し、夢や希望をもって健全に成長・自立するための支援を多角的に推進していくことが重要です。こどもの視点に立って、貧困や困難を抱えている子どもとその家庭の背景に様々な社会的要因があることも踏まえ、必要な支援に結びつくための体制を整えます。また、こどもの成長の段階に応じた切れ目ない支援を行い、併せて保護者やその家庭に対しても必要とする支援を実施します。

貧困の格差解消と連鎖防止を目指し、子どもたちの生まれ育った環境に左右されることのない社会基盤づくりを推進します。

【貧困率の年次推移】



資料:令和4(2022)年 国民生活基礎調査の概況

新規	111	こどもの生活・学習支援事業	子育て家庭支援課
	貧困の連鎖 ¹⁶ の防止を図るため、ひとり親家庭や低所得の子育て世帯等の子ども(中学生から高校生までの進学、就労を希望するもの)に対し、悩み相談、学習支援を行うとともに、大学受験料、模擬試験受験料の一部助成を行います。		
継続	112	就学援助制度	学校支援課
	経済的理由により、小・中・義務教育学校に通うこどもの学用品や学校給食費の支払いに困っている家庭に対し、その一部を支援します。		
継続	113	生活困窮者の就労支援	生活福祉課
	生活保護世帯の就労支援に加え、生活困窮の相談者に対し就労支援を行います。		
継続	114	幼児教育・保育の無償化	保育課
	保育所等に入所している低所得者世帯及び多子世帯の負担軽減のため、0歳から2歳児の低所得者世帯及び第2子以降児童の保育料を無償化します。		

¹⁶ 貧困の連鎖：貧困とは経済的困窮だけでなく、医療や教育等、あらゆる選択肢や機会が奪われた状態を指し、自力ではその状態から抜け出すのはとても困難で、ますます悪い状態に陥ることや大人になっても解消されないまま、その子どもや孫の世代まで貧困の状態が連鎖してしまうことです。



継続	115	副食費の無償化	保育課
	保育所等に入所している低所得者世帯及び第3子以降の児童に対し、副食費を補助します。		
継続	116	赤い羽根緊急生活支援商品券支給事業	社会福祉協議会
	生活が困窮している市民に対して、相談支援や赤い羽根共同募金を活用した経済的援助を行い、自立につなげていきます。		
継続	117	緊急食料等支援事業	社会福祉協議会
	生活維持のため一時的な食料支援を必要とする世帯に対し、緊急一時的な食料の現物給付による支援を行います。		
継続	118	こども食堂への支援	子育て家庭支援課
	こども食堂がこどもにとって安心できる居場所となり、困難を抱えるこどもへの気づきや見守りができるよう、こども食堂の自主的な取組・活動を支援します。		
継続	119	フードドライブ	環境課
	家庭で食べきれない食品や消費期限が迫った災害備蓄食糧等を持ち寄っていただき、これらを必要とする団体に提供します。また、フードドライブについての周知・啓発を行います。		
継続	120	制服バンクへの支援	子育て家庭支援課
	中学校卒業等で不要になった制服や学用品を回収して、経済的な理由から制服等を用意できない家庭のこどもに提供するボランティア団体を支援します。		
継続	121	支援対象児童等見守り強化事業	子育て家庭支援課
	貧困や養育環境に課題のある家庭に食料を届け、同時にこどもの見守りを継続的に行います。		

こども食堂



「こども食堂」とは、こどもが一人でも行ける無料または低額の食堂です。「地域食堂」「みんな食堂」という名称のところもあります。こども食堂は民間発の自主的・自発的な取組で、その数は増加の一途をたどっており、現在は全国で9,000か所以上にのぼっています。小山市では、6か所の「こども食堂」「地域食堂」があります。



施策 2-4

いじめ対策・不登校支援

近年、いじめの認知件数、不登校児童生徒数、児童生徒の自殺者数等が増加傾向にある等、教育委員会・学校だけでは対応できない児童生徒の課題が深刻化しています。事案発生後の対応だけでなく、いじめ等を未然に防止し、全ての児童生徒が安心して学校に通えるよう、様々な児童生徒の状況に応じ、連携した支援を行うことは喫緊の課題です。

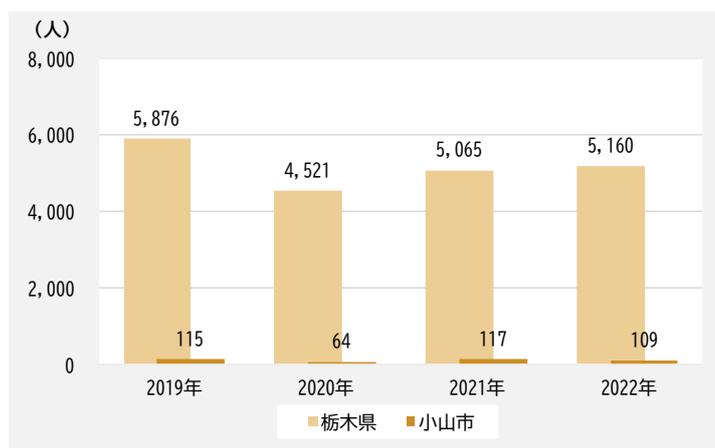
いじめは、こどもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に深刻な影響を及ぼす許されない行為です。このため、学校のみならず家庭や地域社会、関係機関等が一体となっていじめ問題に取り組む体制づくりを推進していくことが重要です。

小山市では、各学校において児童生徒一人ひとりにいじめをしない、させない、許さない心や態度を育ていけるよう働きかける等、いじめ防止対策の一層の強化を図っていきます。

また、不登校は、どの子にも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮することを基本的な考えとする「教育機会確保法」の趣旨を踏まえつつ、不登校傾向にある児童生徒への個々に応じた支援を行うことが重要です。

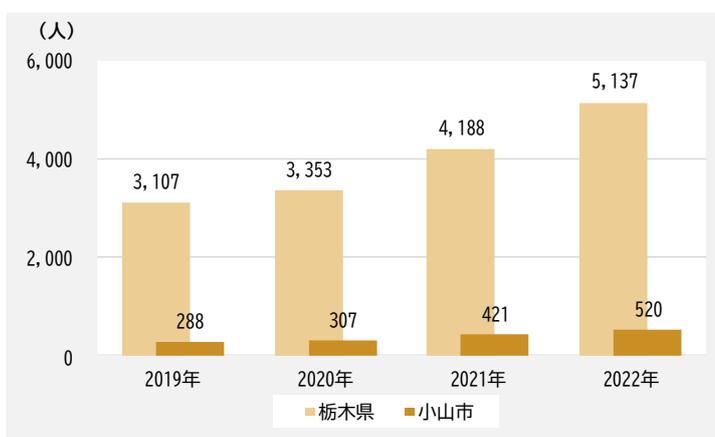
児童生徒に対する個々に応じた指導・支援については、スクールカウンセラー（SC）やスクールソーシャルワーカー（SSW）との連携を図りつつ全校体制で推進します。

【いじめ認知件数】



資料：栃木県総合教育会議資料、小山市教育委員会

【不登校児童生徒数】



資料：栃木県総合教育会議資料、小山市教育委員会



新規	122	④ 多様な学びの機会や支援体制の充実	青少年支援課 こども政策課
	不登校の状態になっても適切な学びの機会が得られるよう、フリースクール ¹⁷ 等の様々な居場所の選択肢を増やすことや、児童生徒や当事者の気持ちに寄り添った支援に取り組みます。		
継続	123	いじめ未然防止啓発活動	青少年支援課
	各学校による保護者に対する研修や啓発を行います。		
継続	124	いじめ防止推進事業の強化	青少年支援課
	専門相談員による教育相談を実施し、各校の教育相談担当教諭と連携しながら、児童生徒が抱える様々な問題(虐待やいじめ等)に対応します。また、児童生徒自身が電話やインターネットで相談できる体制を推進し、周知していきます。		
継続	125	いじめゼロ子どもサミット	青少年支援課
	こどもたち一人ひとりが、主体的かつ自由な話し合いを通し、いじめについて自分自身の問題として真剣に考え、こどもたち自ら「いじめ」をなくす機運を高めます。		
継続	126	スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実	青少年支援課
	不登校対応を中心に虐待が疑われる児童生徒及び、いじめ等問題行動のある児童生徒等への指導の充実を図るため、専門的な資格を持つスクールソーシャルワーカーへの相談体制を強化し、児童生徒がおかれた様々な環境への働きかけや、問題の解決・支援に取り組みます。		
継続	127	スクールカウンセラーの活用	青少年支援課
	児童生徒の臨床心理に関して、専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを配置し、児童生徒や保護者へ教育相談を行います。		

¹⁷ フリースクール：不登校のこどもに対し、学習活動、教育相談、体験活動等を行っている民間の施設のことです。



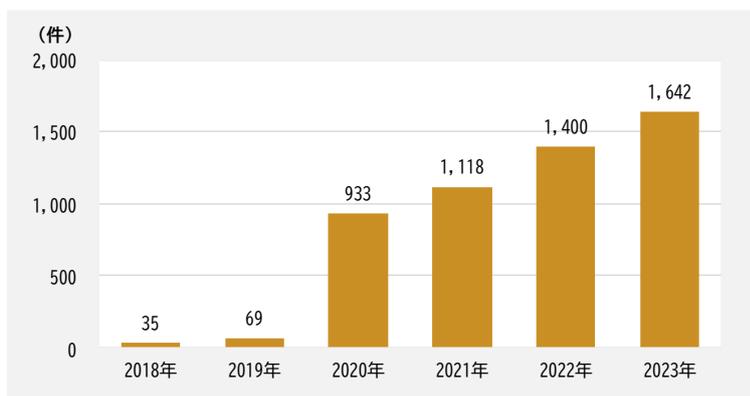
施策 2-5

ひきこもり状態にある方への支援の推進

ひきこもりに至る背景は人それぞれ異なりますが、生きづらさを抱え社会生活に困難を感じている子どもや若者には、個人の状態に合わせた社会とのつながりを回復するための総合的な支援が必要です。

これには地域の人々や関係機関が協力して、様々な支援を提供することが大切であり、ひきこもり状態にある方とご家庭に寄り添いながら、幅広いサポートを続けていくことで、自らの意思で多様な生き方を選択し、自分らしく生きていくことができるよう支援していきます。

【ひきこもり相談延べ件数】



資料：小山市福祉総務課

継続	128	ひきこもり状態にある方やご家族等への相談支援	福祉総務課
	ひきこもり状態にある方やご家族に寄り添った、継続的な相談支援を行います。本人の思いを尊重し、多様な選択肢を提示し、個人の希望に合わせた社会とのつながりを回復していけるよう、関係機関と連携し、支援体制の充実を図ります。		
継続	129	相談窓口の明確化・周知等の促進	福祉総務課
	ひきこもり状態にある方やそのご家族が安心して支援機関につながり、適切なサポートが受けられるよう、ひきこもり相談窓口の明確化・周知を促進します。また、ひきこもり状態にある方やその家族にとって、必要な時に必要な情報が適切に届けられる環境を整えます。		
継続	130	本人の集い	福祉総務課
	ひきこもり状態にある方が、社会参加の第一歩として、家庭以外で安心して過ごすことのできる居場所を提供します。同じ悩みをもつ者同士が希望する過ごし方ができるよう、環境を整えます。		
継続	131	家族の集い	福祉総務課
	ひきこもり状態にある方を支える家族同士が交流できる「家族サロン」や、家族がひきこもり状態を理解し、対応についてのヒントや知識を学び、交流の場となる「家族セミナー」等、家族等が心身の癒しを得られ、孤立せずにつながることができる場を提供します。		
継続	132	ひきこもりに関する理解促進	福祉総務課
	地域社会におけるひきこもりに関する偏見があり、相談につながりにくい現状がみられることから、ホームページや講演会の開催等によりひきこもりに関する正しい理解の促進、普及啓発等を行います。		



施策 2-6

障がい児・医療的ケア児等への支援

障がい児支援にあたっては、障がい児のライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携し、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

また、早期療育¹⁸につなげる各取組により、児童発達支援¹⁹及び放課後等デイサービス²⁰利用者が大幅に増加しており、今後も利用の増加が見込まれることから、その必要性について把握・検討し、適切なサービスが提供できるよう努めます。

さらに、障がい児が地域の保育・教育等の支援を受けることができるようにすることで、障がいの有無に関わらず、全てのこどもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

人工呼吸器を装着している障がい児や、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児（医療的ケア児）が、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築に取り組みます。

新規	133	④ 児童発達支援センターの設置	福祉総務課
	児童発達支援センターを設置するとともに、保育所等訪問支援等を活用しながら障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築します。		
継続	134	④ すこやか保育加配事業	保育課
	特に配慮が必要な児童を保育する施設に、職員を配置する取組を進めていきます。		
継続	135	発達支援相談	子育て家庭支援課
	心身に障がいを持つこどもの早期発見及び早期療育のため、専門家による総合的なアドバイスを行い、保護者へ育児支援を行います。		
継続	136	相談支援体制の充実・強化	福祉総務課 子育て家庭支援課
	障がい種別が多様化する中、地域における相談支援の中核的な役割を担い、より専門的な体制の充実・強化を図ります。		
継続	137	重度心身障がい者医療費助成	福祉総務課
	重度心身障がい者の医療費を助成することで、経済的負担の軽減を図ります。		

¹⁸ 療育：障がいのあるまたはその可能性のあるこどもに対し、個々の発達の状態や特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

¹⁹ 児童発達支援：障がいやその可能性のある未就学児が利用できる、児童福祉法に基づく福祉サービスの一つです。

²⁰ 放課後等デイサービス：障がいやその可能性のある小学生から高校生までの就学児（大学生は除く）が対象で、主に放課後や休日、長期休業中に利用できます。



施策 2-7

外国にルーツを持つ子どもへの支援

言葉や文化の違い、コミュニケーション不足から生じる問題に対して、当該児童生徒の実態に合わせ、円滑かつ適正な行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

また、異なる文化の経験を持つ子どもたちが、地域の中で交流し、様々な国や文化を知り、認め合う機会を作ります。

継続	138	外国人児童生徒適応指導教室かけはし	こども教育課
	来日直後等の事情により、日本語の習得が十分でない子どもたちに、日本語の初期指導や生活適応指導を行います。		
継続	139	日本語指導の実施	こども教育課
	外国人児童生徒指導員・支援員を派遣し、日本語指導を必要とする児童生徒を支援します。		
継続	140	通訳体制の充実	こども教育課
	日本語の理解が困難な外国人保護者等を対象に、懇談会等の際に市内学校へ通訳を派遣します。		
継続	141	外国人ふれあい子育てサロン	国際政策課
	こどもや子育て当事者の身近な場所で、『子育て支援員』が子育てに関する情報提供や相談の対応を行います。外国にルーツを持つ住民が、保育施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、スペイン語、ポルトガル語、英語及び「やさしい日本語」による相談対応や関係機関への接続、子育てに関する情報を各言語で記載した情報誌の作成、配布を行います。		
継続	142	通訳支援に関する情報提供の強化	国際政策課
	外国にルーツを持つ子ども等の中には、日常的に家族のために通訳を行っている場合があります。栃木県国際交流協会が取り組んでいる通訳人材バンク等の通訳支援制度について広報・啓発を行うことで、当該制度の認知度向上を図り、こどものケア負担の軽減につなげていきます。		
継続	143	地域日本語教育事業	国際政策課
	外国にルーツを持つ親の中には、日本語が話せないためにこどもに通訳を求めてしまうことがあります。親の日本語習得を支援するため、地域における日本語教室の実施等の取組を支援します。		

外国人ふれあい子育てサロン

外国人ふれあい子育てサロンでは、子育て中の親子を対象に、ポルトガル語、スペイン語、英語、やさしい日本語での相談に応じています。子育てで心配やお困りのことがありましたら、お気軽にご相談下さい。

小山市国際交流協会事務所内
 小山市中央町2-2-21 1階(小山市総合福祉センター)
 TEL:0285-23-1042
 開催日時:月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)
 8:30～17:15(お電話の上、お越し下さい。)



施策 2-8

自殺防止対策の推進

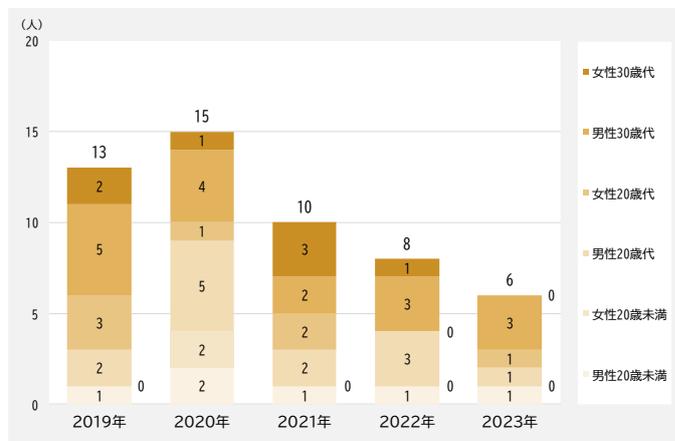
こどもが抱える悩みは多様で、状況も異なることから、それぞれの状況に応じた対応が必要であり、学校だけでなく、家庭や地域等様々な環境でのこどもを「守る」教育・支援の充実が求められます。

そこで、こどもの発達の段階に応じて命の大切さを学べる教育を進め、様々な困難やストレスに直面した場合にSOSを出すことができるよう、こどもの生きる力を育む支援を行います。

また、現在起きている、または今後起こり得る困難に対応するために、身近にいる信頼できる大人にSOSを出すことができるよう、こどもを支える体制づくりを進めます。

こども・若者の自殺防止に向けた取組をより一層周知するとともに、悩みを1人で抱え込まず、まずは身近な人や相談機関につらいことや不安を気軽に話ができるような啓発活動を推進し、これらの取組を通じて、心の健康を守り、こどもや若者が安心して生活できる環境を整えます。

【小山市の自殺者数の推移】



資料：小山市福祉総務課

継続	144	自殺対策ゲートキーパー養成講座	福祉総務課
	市民及び関係機関、職員等を対象としたゲートキーパー養成講座を実施し、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る。）を図ることができる人材の育成、資質の向上に努めます。		
継続	145	自殺対策普及啓発	福祉総務課
	自殺防止を呼びかけるポスターを掲示し、健康まつりや福祉まつりではパンフレットや啓発品を配布する等、いのちの大切さや自殺防止についての正しい知識の普及を推進します。		
継続	146	こどもの自殺予防	青少年支援課
	全ての教育関係者がいじめの兆候をいち早く把握し、また学校における人権教育や道徳教育の中で、こどもが自分自身の大切さを自覚するとともに、危機的状況を自分で切り抜けるための知識や方法、他人に対する思いやりやいたわりを学び、たくましく生きるための力を養うための学びを推進します。		

目標3 みんなでこどもを育てるまち



未来を担うこども・若者が、幸せを感じながら成長できるよう、地域や社会全体で支える環境や取組を充実させることで、こども・若者のみならず、全ての人の安心感や幸福感につながる社会を目指します。

施策 3-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有

困難を抱えるこども・若者が自ら声を上げるには、こども自身が様々な権利の主体であることの認識を得ることが重要で、ウェルビーイングを実現するための基盤となります。

一方で、子ども・子育て調査によると、こども基本法や子どもの権利条約の認知度は「聞いたことがない・知らない」、「名前だけ聞いたことがある」と回答した方の割合が高いことから、こどもが自らの権利について学べる環境を整えるとともに、自らが権利の主体であることを認識する必要があります。

また、こどもや若者の健やかな育ちや子育てで当事者の支援に携わる大人への情報提供を推進し、こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有を進めていきます。

さらに、こどもや若者、子育て当事者の支援に携わる団体との連携強化を図ることで、官民協働・市民協働を推進し、社会全体での子育て支援の充実を推進します。

拡充	147	④ こども基本法や子どもの権利条約の周知	こども政策課 人権・男女共同参画課 こども教育課 子育て家庭支援課 保育課 国際政策課
	こども基本法の理解促進や、こどもが自分たちの権利について自分事として考えることができるよう、チラシの作成やホームページへの掲載等で、広く市民に向けた広報・啓発を行います。また、教育現場において、こどもたちにこどもの権利について学ぶ機会を設け、こども基本法についても、理解促進に向けた啓発を行います。		
新規	148	④ 官民協働の場「こどもまんなかラウンドテーブル」	こども政策課
	個々に活動しているこどもと子育て当事者を支援する各団体との協議の場を設け、連携を強化します。児童虐待防止、不登校支援、障がい児支援、ひいては社会全体での子育て支援の充実を官民連携で取り組みます。		
拡充	149	④ こども会議の開催	こども政策課 教育総務課 こども教育課 行政総務課 議事課
	こどもたちが、地域の課題について検討し、その解決に向けて協議していく「こども会議」を開催します。定期的な開催や参加者の年代の拡大等を検討していきます。		



継続	150	こども参画の推進	保育課 中央図書館
	こどもたちが、児童館や図書館等の運営に参画し、こどもたちの意見を反映した事業を推進します。図書館では、「子ども司書」の養成を通してこどもたちに図書館の仕組みや仕事を知ってもらい、こどもが実際におすすめの本の紹介やおはなし会等の図書館行事の実施に参加できるようにします。		

こども基本法

全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。

2022(令和4)年6月に国会において成立し、2023(令和5)年の4月より施行されています。

こども基本法の6つの基本理念

- ① すべてのこどもは大切にされ、基本的な人権が守られ、差別されないこと。
- ② すべてのこどもは、大事に育てられ、生活が守られ、愛され、保護される権利が守られ、平等に教育を受けられること。
- ③ 年齢や発達の程度により、自分に直接関係することに意見を言えたり、社会のさまざまな活動に参加できること。
- ④ すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって最もよいことが優先して考えられること。
- ⑤ 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、家庭と同様の環境が確保されること。
- ⑥ 家庭や子育てに夢を持ち、喜びを感じられる社会をつくること。

出典元:こども家庭庁

子どもの権利条約

世界中の全てのこども(18歳未満)たちがもつ人権(権利)を定めた条約です。

1989年11月20日、国連総会で採択されました。

子どもの権利条約の4つの原則

- ① 差別の禁止 どんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。
- ② 子どもの最善の利益 子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えます。
- ③ 生命、生存及び発達に対する権利
すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。
- ④ 子どもの意見の尊重
子どもは自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。

出典元:公益財団法人 日本ユニセフ協会

施策 3-2 安全・安心な環境の整備

全ての子ども・若者の健やかな成長のためには、安全・安心な環境を整えることが重要です。子どもにとって不利益が生じることのないよう、子どもの最善の利益を考慮し、教育・保育施設や通学路・道路等に加え、インターネットの利用等、様々な角度から子どもの安全・安心を守るための対策を推進します。

また、安全・安心に過ごせる遊び場は、子どもの心身の成長に重要な役割を果たすため、子どもや子育て家庭に配慮した公園等の整備を進めていきます。

さらに、サポート者が身近にいない状況でも、妊産婦が安心して移動できる環境整備の検討を行います。

継続	151	公園の整備及び適切な維持管理	公園緑地課
	ボール遊びが可能な広い公園、子どもの発達の段階に応じた遊具のある公園、水遊びができる公園等、市民のニーズに応じた整備及び適切な維持管理に努めます。		
継続	152	防犯対策の推進	市民生活安心課 学校支援課
	子どもを犯罪等の被害から守るため、防犯パトロール団体への支援を行うとともに、不審者情報や防犯情報等を含む「小山市安全安心情報メール」の一斉配信や必要箇所への防犯カメラの設置等を行います。		
継続	153	交通安全対策の推進	市民生活安心課 学校支援課 子ども教育課 保育課
	子どもたちを交通事故から守るため、保育・幼稚園及び小学生を中心とした交通安全教室や立哨指導 ²¹ を実施します。また、一般交通指導員の配置適正化を図ります。通学路については、「小山市通学路交通安全プログラム ²² 」に基づき関係機関が連携し、危険箇所の改善対策等を行っていきます。保育園等が実施する園外活動の安全確保等のため、保育園(所)・認定子ども園・幼稚園施設周辺への「キッズゾーン ²³ 」設定を関係機関と連携し実施します。		
拡充	154	インターネット利用に関する能力・情報リテラシー²⁴の習得支援	子ども教育課
子どもだけではなく、保護者にもインターネットについての正しい情報を伝えるため、文部科学省で作成した動画等のコンテンツを利用し、学習を支援していきます。			
新規	155	妊産婦タクシー利用助成事業	子育て家庭支援課
	妊産婦が安心して妊娠・出産を迎えることができる環境づくりを推進するため、特に車の運転が困難な時期に利用したタクシー料金を助成し、安全・安心な妊産婦の移動を支援するとともに、身体的及び経済的負担の軽減を図ります。		

²¹ 立哨指導：朝の登校時に学区内の指導箇所立ち、児童の様子や交通状況等を注視し、必要な指導をすることです。
²² 小山市通学路交通安全プログラム：通学路の安全確保に向けた取組を行うため、関係機関の連携体制を構築し、平成26年6月に「小山市通学路交通安全プログラム」を策定しました。
²³ キッズゾーン：保育所等が行う散歩等の園外活動の安全を確保するために、車両の運転者に対して注意を喚起することを目的として設定した道路の区域をいいます。
²⁴ 情報リテラシー：正しく情報を解釈し、正確に情報を発信する能力をいいます。



新規	156	おーバスへのノンステップバス導入	公共交通課
	段差無く乗り降りできるノンステップバスを導入することで、妊産婦やこども、ベビーカーを押しながらも利用しやすいバスの運用を進めていきます。		
継続	157	赤ちゃんの駅登録事業	子育て家庭支援課
	市内のおむつ替え及び授乳等ができる公共施設、民間施設、店舗等を小山市赤ちゃんの駅として登録しています。		
継続	158	移動式赤ちゃんの駅の貸し出し	子育て家庭支援課
	赤ちゃん連れでの外出を支援するため、屋外で実施するイベント等に移動式赤ちゃんの駅を貸し出します。		

施策 3-3 共働き・共育ての推進

共働き家庭の増加や男性の育休取得が進んでおり、子育て世帯が相互に協力しながら子育てし、それを職場が応援できる、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりが重要となっています。

一方で、子ども・子育て調査によると育児休業を取得していない理由として「職場に育児休業をとりにくい雰囲気があった」との回答が多く、希望する支援として「子育てしやすい労働環境に向けた企業への啓発」が上位に挙がる等、子育てを地域社会全体で支援する環境づくりは十分とは言えない現状があります。

このことから、子育てと仕事を両立させるための支援として、誰もが働きやすい職場環境の実現に向けた企業啓発や男性の家事・育児への参画を促進し、子育てしやすい環境づくりを推進します。

継続	159	女性の職業生活における活躍推進事業	人権・男女共同参画課
	働きたい女性のために再就職支援やテレワーク講座、女性の職業生活の推進に係る情報を収集し、啓発に努め、女性の活躍を推進します。また、女性活躍の促進を図るため、セミナー等を開催し、啓発を図ります。		
継続	160	男性の家庭参画への支援	人権・男女共同参画課
	パパの子育てと家事を応援するために作成したガイドブック「Father in Oyama」を父親支援クラス等で配布し、男性の家事・育児等への参画を支援します。また、男性の家事・育児等に係るセミナー等を開催し、啓発を図ります。		



継続	161	ワーク・ライフ・バランス推進事業者認定事業	人権・男女共同参画課
	雇用の分野における男女共同参画の推進のため、仕事と家庭生活を両立することができ、誰もが働きやすい環境づくりに向けた啓発を行います。また、積極的にワーク・ライフ・バランスに取り組む事業者を「ワーク・ライフ・バランス推進事業者」として認定し、事業者名及び取組内容を広く周知することにより、ワーク・ライフ・バランスの理解と促進を図ります。		
継続	162	ワーク・ライフ・バランスの企業への啓発・推進	工業振興課
	「仕事と生活の調和」を目指す取組であるワーク・ライフ・バランスについての理解と推進を図り、仕事だけではなく、育児や介護、趣味等といった仕事以外の生活を充実させるための職場環境づくりに向けて、関係機関との連携を図りながら、事業所及び従業員に対しての広報・啓発活動に取り組みます。		

施策 3-4 こども・若者を支える人材育成

こども・若者の力は、社会に変化を生み出し、様々な課題の解決や新たな価値の創出に寄与することから、こども・若者の育ちを見守り、社会の新たな担い手として活躍できる環境を整えることが必要です。今後も、保育士や看護師等、こども・若者を支える人材の育成を推進することで、サービスの質の確保・向上を図ります。

継続	163	保育士等就業奨励金交付事業	保育課
	保育士・幼稚園教諭の養成施設の在学者について、卒業後保育士・幼稚園教諭として奨励金の交付期間以上、市内の保育園(所)・認定こども園・幼稚園に就業する方に対し、奨励金を交付し人材不足の解消を図ります。		
継続	164	看護師等就業奨励金交付事業	健康増進課
	看護師・助産師・保健師の養成施設の在学者について、卒業後、看護業務の従事者として奨励金の交付期間以上、市内の事業所に就業する方に対し、奨励金を交付し人材不足の解消を図ります。		
継続	165	保育士再就職支援研修事業	こども教育課
	市内の保育園(所)・認定こども園・幼稚園への再就職を希望する保育士に対し、必要となる研修や実技研修等を行い、再就職を支援します。		



2 計画の進捗状況を示す指標

目標1 すべての子どもがすこやかに育つまち

指標	現状 (R5)	今後	出典
出生数	1,003人	増加	栃木県保健統計年報
合計特殊出生率	1.18	増加	栃木県保健統計年報
「生活に満足している」と思うこどもの割合 (9, 10点と回答した割合)	小5 51.7% 中2 37.7% 高2 22.1%	増加	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2調査問9)
「自分のことが好きだ」と思うこどもの割合	小5 73.2% 中2 66.0% 高2 65.9%	増加	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2調査問13 ②)
「自分のことを決めるときに、自分の意見を 聴いて大事にてもらえている」と思うこ どもの割合	小5 90.3% 中2 85.8% 高2 86.5%	増加	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2調査問18 ①)
悩み事がある時、「誰にも相談しない」、「誰に (どこに) 相談すればよいかわからない」と 回答したこどもの割合	小5 12.8% 中2 16.1% 高2 19.0%	減少	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2調査問15)
「将来の夢や目標をもっている」について 「あてはまる」「どちらかといえばあてはま る」と回答したこどもの割合	小5 84.1% 中2 72.4% 高2 74.6%	増加	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2調査問13 ⑥)
「将来も小山市に住みたい」「県外に出て もいずれは小山市に住みたい」と回答したこ ども・若者の割合	高2 26.3% 若者 48.1%	増加	子ども・子育て調査 (高2調査問19、若者調 査問17))
育児は楽しいと回答した割合	乳児健診 90.0% 1歳6か月児健診 86.7% 3歳児健診 75.6% (R6.4月～9月)	増加	乳幼児健診問診票

目標2 支援が必要な子どもを支えるまち

指標	現状 (R5)	今後	出典
児童虐待通告受理件数	297件	減少	子育て家庭支援課
保護者の貧困率 (困窮度Ⅰ ²⁵ の割合)	10.9%	減少	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2保護者調 査)
ひとり親世帯の貧困率 (困窮度Ⅰの割合)	55.5%	減少	困窮度による分析
不登校児童生徒数	520人(R4)	減少	教育委員会
ひきこもり状態にある人の推定人数に 対する新規相談につながった人の割合	12.9%	増加	子ども・若者の 意識と生活に関する 調査をもとに算出
医療的ケア児を受け入れ可能な保育施設数	2施設	増加	保育課
外国籍の乳幼児健康診査受診率	乳児健診 93.5% 1歳6か月児健診 88.9% 3歳児健診 70.7%	増加	子育て家庭支援課
30歳代以下の自殺者数	6人	減少	福祉総務課

²⁵ 困窮度：等価可処分所得を基に貧困を評価する指標です。等価可処分所得とは、世帯の所得を世帯人数の平方根で割った値で、中央値を基準として次のように区分されます。

(困窮度Ⅰ-中央値の50%未満、困窮度Ⅱ-中央値の50%～60%未満、困窮度Ⅲ-中央値の60%～100%)



目標3

みんなで子どもを育てるまち

指標	現状 (R5)	今後	出典
「こども基本法」について、「内容をくわしく知っている」「内容について少し知っている」と回答した割合	小5 12.3% 中2 10.1% 高2 15.5% 保護者14.8%	増加	子ども・子育て調査 (小5・中2・高2調査問 17、小5・中2・高2保護 者調査問27)
「子どもの権利条約」について、「内容をくわしく知っている」「内容について少し知っている」と回答した割合	小5 11.9% 中2 9.1% 高2 21.0% 保護者16.7%	増加	
官民協働の場「こどもまんなかラウンドテーブル」に参加する子育て支援団体数	—	増加	
小山市で安全・安心に子育てができると回答した割合	—	—	次回の子ども・子育て調査の項目とする
男性の育児休業取得率	18.5%	増加	子ども・子育て調査 (就学前児童保護者調 査問28)
「父親が育児休業を取得しなかった理由」について、「職場にとりにくい雰囲気があった」と回答した保護者の割合	49.5%	減少	
「妊娠中、仕事を続けることに対して職場から配慮されたと思うか」について「はい」と回答した保護者の割合	乳児健診 90.7%	増加	乳児健診問診票項目
今後もこの地域で子育てをしていきたいと回答した保護者の割合	乳児健診 94.6% 1歳6か月児健診 92.1% 3歳児健診 93.3%	増加	乳児健診問診票項目
子育ての環境や支援への満足度について「満足」「やや満足」と回答した保護者の割合	就学前児童保護者 11.5% 就学児童保護者 10.3%	増加	子ども・子育て調査 (就学前児童保護者調 査問30、就学児童保護 者調査問19)



第4章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業 の「量の見込み」と「確保方策」

(第3次小山市子ども・子育て支援事業計画)

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が示す基本指針に即して、5年を1期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされています。

その計画内では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及びそれに対応する「提供体制の確保の方策とその実施時期(以下「確保方策」という。）」について定めることとなっていることから、ニーズ調査の結果等を踏まえ、今後5年間(令和7(2025)年度～令和11(2029)年度)の「量の見込み」と「確保方策」を次のとおり設定します。

1 区域の設定

子ども・子育て支援法により、市町村は地理的条件や人口、交通事情、その他の社会条件及び教育・保育施設の整備状況を総合的に勘案して、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定し、区域ごとの量の見込みを算出するとともに、事業内容や実施時期を示すことが義務付けられています。

利用者の視点に立ち、小山市の人口規模・地域特性や教育・保育を提供するための施設の整備状況を勘案し、第2次計画と同様に小山市全体を1つの区域として設定します。

2 教育・保育における量の見込みと確保方策

(1) 教育・保育認定

子ども・子育て支援法、その他関係法令に基づき、保育園(所)や認定こども園、幼稚園等を利用するにあたっては、保育の必要性の有無に応じて認定を受けることが必要です。認定には、1号認定から3号認定までの区分があり、その区分に応じて利用施設等が決められています。

1号認定は、3歳以上で認定こども園(教育部分)や幼稚園の利用者、2・3号認定は、就労等の理由から家庭内保育ができない保育園(所)や認定こども園(保育部分)の利用者となり、3歳以上と3歳未満とで区分されます。

保育の必要性の認定については、保護者の申請を受けた市町村が、子ども・子育て支援法等に基づき、事務処理を行うこととなります。

	1号認定	2号認定	3号認定
年齢の区分	3～5歳		0～2歳
保育の必要性	なし	あり	
利用対象施設・事業	認定こども園 幼稚園	保育園(所) 認定こども園	保育園(所) 認定こども園 地域型保育事業



(2) 教育・保育における量の見込みと確保方策

① 1号認定(3~5歳)

教育を必要とする3~5歳児を認定こども園(教育部分)、幼稚園において受け入れ、教育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・教育認定申込児童数のうち1号認定児の割合を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,242	1,117	1,001	927	877
確保方策	1,270	1,142	1,024	948	897
特定教育・保育施設	1,165	1,047	939	870	823
確認を受けない幼稚園	77	70	62	57	54
幼稚園及び預かり保育	28	25	23	21	20
確保方策-量の見込み	28	25	23	21	20

② 2号認定(3~5歳)

保育を必要とする3~5歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・教育認定申込児童数のうち新2号認定児の割合を参考に算出しました。

・過去5年間における、3歳以上児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	2,392	2,311	2,236	2,238	2,287
教育利用希望の強い2号	283	254	229	212	200
その他	2,109	2,057	2,007	2,026	2,087
確保方策					
特定教育・保育施設	2,405	2,369	2,336	2,311	2,290
確保方策-量の見込み	13	58	100	73	3

③ 3号認定(0歳)

保育を必要とする0歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・過去5年間における、0歳児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	348	357	364	374	382
確保方策					
特定教育・保育施設	357	370	380	390	400
確保方策-量の見込み	9	13	16	16	18



④3号認定(1歳)

保育を必要とする1歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・過去5年間における、1歳児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	628	681	699	715	734
確保方策					
特定教育・保育施設	588	646	659	683	709
確保方策-量の見込み	△40	△35	△40	△32	△25

⑤3号認定(2歳)

保育を必要とする2歳児を保育園(所)、認定こども園(保育部分)において受け入れ、保育を実施します。

【量(利用児童数)の見込みの算出根拠】

・過去5年間における、2歳児申込児童数の平均伸び率を参考に算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	666	657	711	729	745
確保方策					
特定教育・保育施設	625	624	671	697	721
確保方策-量の見込み	△41	△33	△40	△32	△24

3 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

①利用者支援事業

こどもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

- ・基本型として、子育て支援相談室ほほえみ・外国人ふれあい子育てサロンで情報の提供や相談を実施しています。
- ・こども家庭センター型として、母子保健の「母子健康包括支援センター」と児童福祉の「子ども家庭総合支援拠点」とのそれぞれの機能を統合した相談支援窓口「こども家庭センター」を設置しています。

(単位:か所)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	3	9	9	9	9
確保方策	3	9	9	9	9
基本型	2	2	2	2	2
地域子育て相談機関	0	6	6	6	6
こども家庭センター型	1	1	1	1	1



②時間外保育事業

保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日の利用時間を超えて、保育園(所)・認定こども園において保育を実施する事業です。

【量の見込み】

・ニーズ調査の結果に基づき算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	2,065	2,026	1,997	1,982	1,984
確保方策	3,312	3,312	3,312	3,312	3,312
施設数(か所数)	42	42	42	42	42
確保方策-量の見込み	1,247	1,286	1,315	1,330	1,328

③放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ等)

小学校に就学しており、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込み】

- ・1年生:過去2年度間の入所率(1年学童入所数/全1年生総数)の伸び率平均から、当該年度の前年度の入所率を掛けた入所予測率から1年生の入所数を決定しました。
- ・2から6年生:過去4年度間の進級時の平均入所率(例R3年3年生数/R2年2年生数)から次年度の入所者数を予測しました。

(単位:人)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	低学年	1,720	1,820	1,900	1,970	2,000
	高学年	550	610	640	660	710
	合計	2,270	2,430	2,540	2,630	2,710
確保方策		2,270	2,430	2,540	2,630	2,710
施設数(館)		60	60	63	65	67
確保方策-量の見込み		0	0	0	0	0

④子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった場合、児童養護施設等において児童を養育する事業です。【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)】

【量の見込み】

・過去3年間の実績を勘案し、算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	83	83	83	83	83
確保方策	83	83	83	83	83
施設数(か所数)	5	5	5	5	5
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0



⑤乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげる事業です。

【量の見込み】

・市人口推計により0歳児の人口を対象者数として算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,107	1,098	1,092	1,086	1,080
確保方策	実施体制:助産師(非常勤特別職)、保健師				

⑥養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【量の見込み】

・過去3年間の実績を勘案し、算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	400	400	400	400	400
確保方策	400	400	400	400	400
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑦地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言、その他の援助を行う事業です。

【量の見込み】

・ニーズ調査の結果に基づき算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,750	1,762	1,750	1,739	1,730
確保方策					
施設数(か所数)	7	7	7	7	7

⑧一時預かり事業(幼稚園型)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、幼稚園・認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後または長期休業日等に当該幼稚園等において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み】

・教育認定児童の利用者数の減少率を計算し、令和5年度数値を基準に各年度減少していくと見込んで算出しました。



(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1号による利用	14,981	14,676	14,370	14,064	13,758
	2号による利用	36,326	35,584	34,843	34,102	33,360
	合計	51,307	50,260	49,213	48,166	47,118
確保方策		51,307	50,260	49,213	48,166	47,118
確保方策-量の見込み		0	0	0	0	0

⑨一時預かり事業(幼稚園型を除く)

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、乳幼児について、主として昼間において、保育園(所)、認定こども園、その他の場所において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【量の見込み】

・ニーズ調査の結果に基づき算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		35,785	35,245	34,786	34,539	34,532
確保方策		35,330	35,330	35,330	35,330	35,330
	一時預かり事業 (保育園(所)等)	33,650	33,650	33,650	33,650	33,650
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業を除く)	1,680	1,680	1,680	1,680	1,680
施設数(か所数)		30	30	30	30	30
	一時預かり事業 (保育園(所)等)					

⑩病児保育事業

保育を必要とする乳児・幼児、または保護者の労働もしくは疾病、その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった、小学校に就学している児童であって、疾病にかかっているものについて、保育園(所)、認定こども園、病院、診療所、その他の場所において、保育を行う事業です。

【量の見込み】

・家庭類型別児童数に利用意向を乗じて算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み		715	701	691	686	687
確保方策		2,750	2,750	2,750	2,750	2,750
	病児保育事業	2,610	2,610	2,610	2,610	2,610
	子育て支援活動支援事業 (病児・緊急対応強化型事業)	140	140	140	140	140
施設数(か所数)		18	18	18	18	18
	病児・病後児対応型	3	3	3	3	3
	体調不良時対応型	15	15	15	15	15



⑪ファミリー・サポート・センター事業(子育て援助活動支援事業)

乳幼児や小学生等のこどもを持つ保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

【量の見込み】

・過去3年間の実績を勘案し、算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500
確保方策－量の見込み	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800

⑫妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【量の見込み】

・令和5年度の対象者数に、推計人口データにおける0歳児人口の減少率、及び平均受診回数を乗じて算出しました。

(単位:人回)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	13,392	13,284	13,200	13,140	13,068
確保方策	実施場所:栃木県内外医療機関及び助産所 実施体制:医療機関委託				

⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置、または運営を促進するための事業です。必要に応じ実施を検討します。

⑭子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐための事業です。

【量の見込み】

・令和6年度の訪問予定に基づき算出しました。

(単位:人日)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120
確保方策－量の見込み	0	0	0	0	0



⑤児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート等を行うとともに、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等の個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、児童の最善の利益の保障と健全な育成を図るための事業です。

【量の見込み】

・令和6年度の定員数に基づき算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	30	30	30	30	30
確保方策	30	30	30	30	30
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑥親子関係形成支援事業

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設ける等の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図るための事業です。

【量の見込み】

・対象世帯数を全児童数で除した値に、推計児童数を乗じて算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	10	10	10	10	10
確保方策	10	10	10	10	10
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0

⑦妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談やその他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行う他、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談、その他の援助を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

・令和5年度の妊娠届出数に、推計人口データにおける0歳児人口の減少率を乗じて算出しました。

(単位:回)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	妊娠届出数	〃	〃	〃	〃
	1組当たり面談回数	1,019	1,013	1,008	1,003
	3.6回	〃	〃	〃	〃
	面談実施回数	3,668	3,647	3,629	3,611
3,701回	3,668	3,647	3,629	3,611	
確保方策					
こども家庭センター	3,701	3,668	3,647	3,629	3,611



⑧乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用可能な事業です。

【量の見込み】

・対象年齢の未就園児数に月一定時間を乗じた値から定員1人あたりの受入可能時間数を除して算出しました。

(単位:人日)

		令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	0歳児	22	22	22	22	22
	1歳児	26	26	26	26	26
	2歳児	23	19	19	19	19
確保方策	0歳児	2	22	22	22	22
	1歳児	2	26	26	26	26
	2歳児	2	19	19	19	19

⑨産後ケア事業

退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う事業です。

【量の見込み】

・推計産婦数に、利用見込み産婦数から全産婦数を除した値、及び平均利用日数を乗じて算出しました。

(単位:人)

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
量の見込み	498	556	615	673	734
確保方策	498	556	615	673	734
確保方策-量の見込み	0	0	0	0	0





第5章 新・放課後子ども総合プランの推進

1 これまでの取組

小山市では、地域社会の中で、放課後等にこどもたちが安全で健やかに成長できる居場所づくりを推進するため、平成19(2007)年度から教育委員会と福祉部局が連携を図り、学童保育クラブと放課後子ども教室を総合的な放課後対策(放課後子どもプラン)として推進してきました。

国は、平成26(2014)年7月には、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、「放課後子ども総合プラン」を策定し、平成30(2018)年9月には、これまでの放課後児童対策の取組を更に推進させるため、「新・放課後子ども総合プラン」を策定しました。

これを受け、小山市においても「第1次小山市子ども・子育て支援事業計画」及び「第2次小山市子ども・子育て支援事業計画」に行動計画を位置付け、学童保育クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を推進してきました。

そして、令和5(2023)年6月には、国が次元の異なる少子化対策の実現に向けて、「こども未来戦略方針」を決定し、同年12月には、「こども未来戦略」を策定しました。また、放課後児童対策の一層の強化を図るため、「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめたことから、小山市では「おやまこどもプラン」に新たな行動計画を位置付け、引き続き、既存の放課後子ども教室と学童保育クラブと連携を図りながら、放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型による放課後のこどもの居場所の拡充に取り組んでまいります。

2 現状と課題

就学前児童の保護者の“放課後の居場所”利用希望(P16参照)及び就学児童の保護者の“放課後の居場所”利用希望(P16参照)の調査では、保護者の就労状況に関わらず、放課後に児童が大人に見守られて安全に過ごせる居場所が小学校内にあった場合の利用希望を調査しました。この調査結果によると、平日の利用希望割合は、就学前児童の保護者・就学児童の保護者とも80%を超えており、平日の放課後に安全な場所で過ごさせたいという需要が高いことがうかがえます。

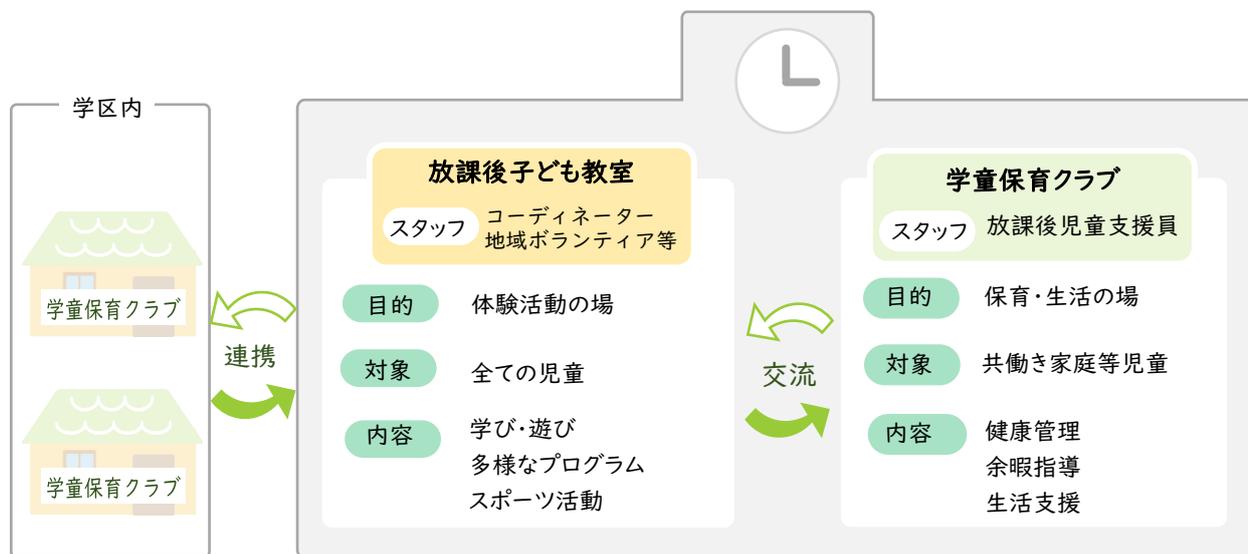
また、市内の児童数は減少傾向にあるものの、学童保育の利用希望者は増加している中で、これからも学童保育の需要に 대응していくためには、施設の整備だけでなく、既存の学校施設を活用するための工夫が求められています。



【放課後子ども教室・学童保育クラブの概要】

	放課後子ども教室推進事業 「放課後子ども教室」	放課後児童健全育成事業 「学童保育クラブ」
対象児童	全児童	共働き家庭等留守家庭の児童
参加形態	登録制【自由参加型】	登録制【預かり型】
実施場所	余裕教室・学校諸施設等	学童保育館等
実施時間	下校時間～地域に応じて設定 (保護者等の迎えて帰宅)	下校時間～18:00(延長あり) (保護者の迎えて帰宅)
実施日数	曜日・回数等は地域に応じて設定	月曜日～金曜日 (土曜日・長期休業中の実施あり)
運営主体	放課後子どもプラン運営委員会	学童保育クラブ
スタッフ	地域コーディネーター、協働活動サポーター、協働活動支援員	放課後児童支援員
利用負担	傷害保険加入料等	保育料・おやつ代等

【連携型・校内交流型のイメージ】



学童保育クラブの児童は、どちらも利用可。

分類と定義

分類	定義	設置場所	特徴
連携型	放課後子ども教室及び学童保育クラブが連携して、共働き家庭等の児童を含めた全ての児童が放課後子ども教室の活動プログラムに参加し、交流できるもの。	学区内	学区内の学童保育クラブ等と連携
校内交流型	「連携型」のうち、同一小学校内等で両事業を実施しているもの。	学校内・隣接地	余裕教室等を活用

※定義については、「放課後児童対策パッケージ」の連携型、校内交流型とする。



3 施策の方針

(1) 全ての児童が放課後を安全・安心に過ごすための強化策

全ての児童にとって安全・安心な居場所を確保していくために、放課後子ども教室を主体とした学童保育クラブとの連携型や校内交流型による放課後のこどもの居場所事業を拡充していきます。従事する職員やコーディネートする人材の確保、地域との交流、既存の学校施設の活用に配慮し、多様な放課後のこどもの居場所を開設していきます。

(2) 学童保育クラブの強化策

①学童保育クラブの受け皿整備等の推進

国の方針を踏まえ、小山市が推進するこども政策は、こどもを権利の主体と考え、施設・環境整備等を含めて強化していくこととしており、未来に向けてのこども関連の重要施策の一つとして、学童期の放課後対策の拡充を図っていきます。

②学童保育クラブの施設整備の方針

少子化により児童数は減少しているものの、学童保育の需要は依然として高いことを踏まえ、今後は新たな施設を整備するだけでなく、既存の学校施設を活用した整備に努めていきます。

4 施策の展開

(1) 放課後こどもの居場所事業

①連携型、校内交流型の放課後子ども教室及び学童保育クラブの目標事業量

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
施設数(か所)	7	7	9	11	13

②連携型、校内交流型の推進に関する具体的な方策

- ・放課後子ども教室と学校敷地外の学童保育クラブの連携型を推進するとともに、学校敷地内の学童保育クラブとの校内交流型も推進するために両事業の効率的・効果的な運営方法等を協議する「運営委員会」を設置します。運営委員会の構成員である放課後子ども教室関係者、学童保育クラブ関係者、学校関係者及び地域住民と十分な連携・協力を図り、各施設が有効活用され、その効果を最大限発揮できるようにします。
- ・放課後子ども教室の活動プログラムに学童保育クラブの児童も参加できるように、両事業の従事者・参画者が連携して情報共有を図り、児童の主体的な参加を促進します。
- ・市内小学校に放課後子ども教室と学童保育クラブの連携型・校内交流型を導入するにあたっては、児童向けワークショップを開催するとともに、利用する児童の意見を聴取し、その意見を施策に反映します。



- ・放課後子ども教室をはじめとした地域学校協働活動を充実させるため、学校と地域をつなぐ役割を担う地域学校協働活動推進員の配置や常駐的な活動等を支援します。
- ・地域と学校が連携・協働して児童の育ちを支える観点から、大学生・高校生や高齢者等の地域住民の一層の参画促進を図るとともに、子育て・教育支援に関わるNPO、民間教育事業者、スポーツ・文化芸術団体、民間企業等の地域人材の参画を促進します。

③放課後子ども教室及び学童保育クラブへの学校施設の活用に関する具体的な方策

- ・学校施設を活用した放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型の実施を促進するため、余裕教室の活用に加えて、学校内の特別教室、体育館や校庭等をタイムシェアすることで、学校教育活動に配慮しながら有効活用を図ります。
- ・学校施設を活用した放課後子ども教室と学童保育クラブの校内交流型を実施するため、放課後子ども教室を平日の放課後に毎日開催できるよう、既存の放課後子ども教室の拡充を図ります。
- ・学校施設を活用した放課後子ども教室と学童保育クラブの連携型・校内交流型を実施するにあたっては、学校教育活動と両立するために、管理運営上の責任体制を明確にします。

④その他、特別な配慮を必要とする児童や家庭への対応

- ・放課後子ども教室や学童保育クラブについて、児童や家庭の状況に関わらず、多くの児童が利用することができ、安心して過ごせる場所となるよう、関係者に理解と対応を求めるとともに、必要に応じて専門機関や支援施設との連携を図ります。

(2) 放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)

①学童保育クラブの年度ごとの量の見込み及び目標整備量

	令和7 (2025)年度	令和8 (2026)年度	令和9 (2027)年度	令和10 (2028)年度	令和11 (2029)年度
施設数(か所)	60	60	63	65	67

②学童保育クラブに関する具体的な方策

- ・少子化による児童数の減少を見据えつつ、需要の高い地域の動向を踏まえて施設整備を行い、待機児童が発生しないよう引き続き取り組みます。
- ・学童保育クラブで支援員として働きたい方を、人員を必要とする学童保育クラブに紹介するとともに、放課後児童支援員認定資格研修の受講を促進することで、支援員の確保と資質向上に努めていきます。
- ・地域の実情等に応じて、在籍している小学校の近隣校にある学童保育クラブにも送迎により利用可能な体制を整えることにより、学童保育施設を有効活用し、放課後に児童が過ごす場を確保します。
- ・利用者の実情に応じて、学童保育クラブの開所時間を午後7時まで延長することにより、共働き家庭等の保護者が安心して働ける環境整備を図ります。

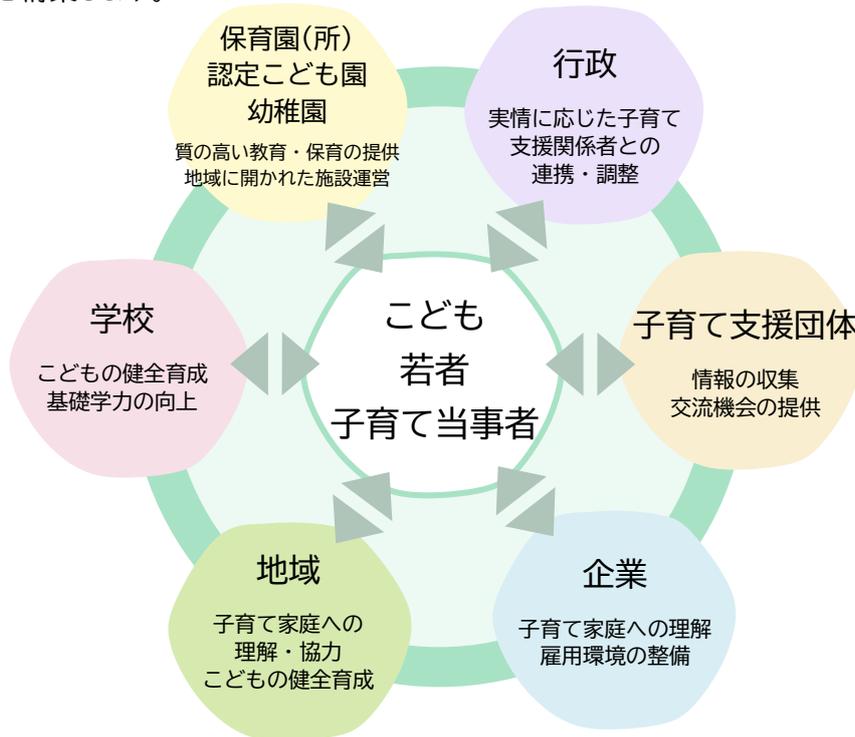


第6章 計画の推進体制と進捗管理

1 計画の推進体制

本計画を着実に推進していくためには、こどもと子育てに関わる多様な関係者がそれぞれに取り組む支援にとどまらず、組織の垣根を超えて横断的に協力・協働し、より包括的な支援を進めることが大切です。

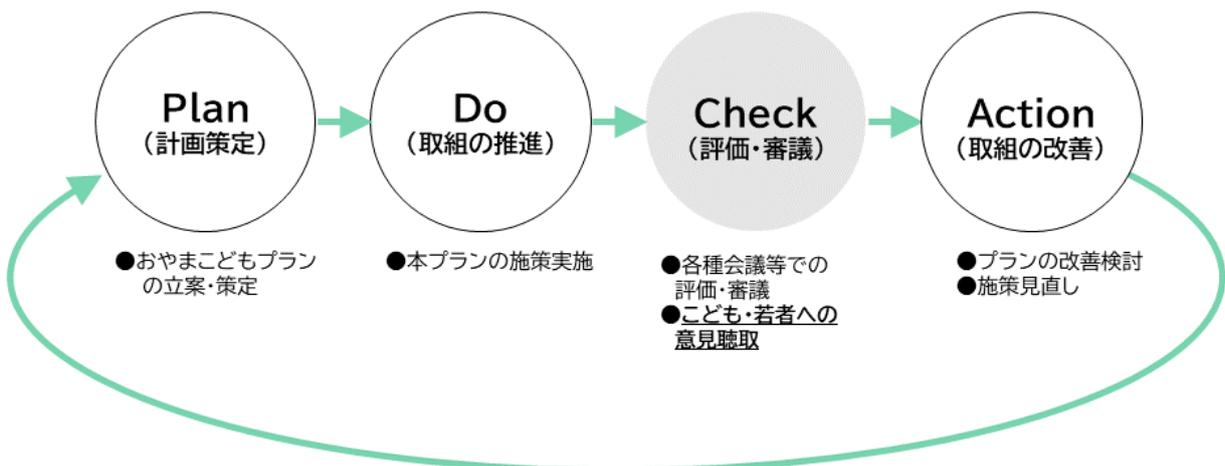
地域や社会全体でこどもたちを支える「こどもがまんなかのまち」の実現を目指し、地域全体で強固な連携体制を構築します。



2 計画の進捗管理・評価

本計画は、学識経験者や子育て当事者、保育・教育関係者、医療関係者等から構成される「小山市子ども・子育て会議」において進捗管理や評価を行います。

進捗管理や評価にあたっては、こども・若者・子育て当事者の意見を聴取し、計画の見直し等に反映します。





第4次 小山市保育所整備計画



第4次 小山市保育所整備計画 目次

第1章	計画策定にあたり	
1.	計画策定の趣旨	101
2.	計画の位置付け	101
3.	計画の期間	101
第2章	保育所の役割	
1.	保育所の役割	102
2.	公立保育所の役割	102
3.	民間保育園の特徴	102
第3章	前期計画の概要・評価と就学前教育・保育施設の現状	
1.	前期計画（第3次小山市保育所整備計画）の概要	103
2.	前期計画による保育所(園)・認定こども園・幼稚園施設の状況	105
3.	保育所(園)・認定こども園・幼稚園の定員及び入所状況	108
4.	前期計画による本市の教育・保育施設の評価	110
第4章	保育を取り巻く状況と将来予測	
1.	保育を取り巻く状況	111
2.	将来的な教育・保育ニーズの予測	113
第5章	保育所整備の方針	
1.	公立保育所の整備方針	115
2.	民間の教育・保育施設を含む市全体の整備方針	117
第6章	計画の推進に向けて	
1.	計画の推進体制	119
2.	計画の進捗管理	119



第1章 計画策定にあたり

1. 計画策定の趣旨

平成27(2015)年4月から、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や向上を図るため、子ども・子育て支援新制度が開始されました。

小山市では、「小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育の量的拡大・質的改善や認定こども園の普及等、待機児童の解消、質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供を図ってまいりました。

また、保育施設の整備に関しては、「小山市保育所整備計画」を平成23(2011)年に策定（令和2(2020)年に第3次計画として改定）することにより、「保育の量の確保方策」として保育施設の整備の方向性や実施時期等を示してまいりました。

第3次整備計画では、国の行財政改革による補助金の廃止や幼児教育・保育の無償化に伴い市の費用負担が増加するなか、特に公立保育所の施設の老朽化が進み、その整備が必要となることから、民営化の方針も含めた整備計画として推進してきたところです。

今回の「第4次 小山市保育所整備計画」では、これまで民営化を含め整備を推進してきた状況を踏まえながら、将来の児童数や教育・保育ニーズを見据え、「第3次 小山市子ども・子育て支援事業計画」との整合性を図りつつ、中・長期的、経営的な視点で安定的・継続的に保育サービスを提供していくために必要な施設の整備方針を策定することを目的とするものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、「第3次 小山市子ども・子育て支援事業計画」における「教育・保育の確保方策」に基づき、本市における教育・保育の需要に応えるため、公立・民間を合わせた保育所（園）等の整備方針・計画を定めるものです。（児童福祉法第56条の4の2第1項）

また、公立保育所については、「小山市総合計画」、「小山市公共施設等マネジメント推進計画」等との整合性を図り、各公立保育所の今後の整備の方向性を明確にするための計画として位置付けます。

3. 計画の期間

本計画は、「第3次 小山市子ども・子育て支援事業計画」における「保育の量の確保方策」の一つとして、保育施設の整備の方向性や実施時期等を示す計画となります。

保育所整備の長期的な方向性を示しつつも、状況の変化を適切に反映させた計画とするため、計画期間は「第3次 小山市子ども・子育て支援事業計画」と同じ令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間とします。



第2章 保育所の役割

1. 保育所の役割

保育所は、児童福祉法に基づき、保育を必要とする児童を保育する場所であり、ここではすべての児童の最善の利益のために、児童の健康や安全の確保、発達の保障等の観点から、厚生労働省が定めた「保育所保育指針」に基づき、保育を実施しています。

小山市の公立保育所及び民間保育施設は、それぞれの特色を活かし、「保育所保育方針」や「小山市保育マニュアル」等に基づき質の高い保育の提供と子育て支援における多様なニーズに応えているところです。

2. 公立保育所の役割

(1) 民間保育園等との協力

民間保育園等と協力し、地域の保育の質の維持及び向上に貢献します。

(2) 保育における発達支援及び援助の強化

個別の支援を必要とするこどもや養育に不安を感じている家庭等に対し、適切な発達支援や援助のあり方等を研究し、関係機関や民間保育園等とネットワークを構築しながら必要な援助を行います。

(3) 地域における子育て支援及び連携強化

公立保育所が有する資源を活用し、行政及び公的機関との連携の拠点としての役割を果たし、地域の子育て支援及び地域連携の基幹的役割を担います。

(4) 市内保育環境のセーフティーネット

保育施設の空白地帯が発生する状況にならないよう様々な対応を行うとともに、万が一保育の実施が滞った際には、公立保育所全体で受け入れ等の対応をしていきます。

3. 民間保育園の特徴

(1) 特色ある保育サービスの提供

園ごとの保育理念や教育方針に沿った特色ある保育を提供することでバラエティーに富んだ保育サービスの提供が可能です。

(2) 多種多様な保育サービスの充実

運営主体や運営制度、施設、事業規模等により様々な保育施設が整備されているため、保育時間延長、一時預かり事業、病児病後児保育事業等、多様な保護者ニーズに対応できます。

(3) 特別な配慮を必要とする児童への対応

公立保育所同様、待機児童の受け入れ枠の確保について考慮しつつ、特別な配慮が必要な児童のニーズに対応するための受け入れ体制の構築に取り組んでいます。

(4) 地域子育て支援拠点としての機能

身近な子育て相談の場所として、保育園に併設する形等で拠点を設置し、子育てに必要な情報や親子が気軽に集えるスペースを提供しています。(令和6(2024)年4月1日現在6か所が実施)



第3章 前期計画の概要・評価と就学前教育・保育施設の現状

1. 前期計画（第3次小山市保育所整備計画）の概要

第3次小山市保育所整備計画では、当時の保育ニーズから公立保育所の民営化による保育定員の確保を推進していく予定でしたが、幼稚園の認定こども園化による定員確保が進んだこと等を踏まえ、公立保育所の民間移行等については、適宜実施時期等を調整しながら計画を遂行してきました。

【当初計画】

地区	公立保育所	年度（年）				
		令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)
小山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続				
	②若木保育所	令和3年度民営化				
	③城北保育所	市の拠点施設として存続				
大谷	④中久喜保育所	民営化し保育定員を確保 令和6年度目標				
間々田	⑤もみじ保育所	民営化し保育定員を確保 令和7年度目標				
	⑥間々田北保育所	市の拠点施設として存続				
	⑦網戸保育所	当面存続				
桑・絹	⑧桑保育所	統合または民営化し保育定員を確保 令和5年度目標				
	⑨出井保育所	当面存続				
	⑩絹保育所	当面存続				
公立保育所の施設数		10	9	9	8	7

* 公立保育所①～⑩は、令和元年4月1日現在としております。

第4次 小山市保育所整備計画



【修正後計画（令和6(2024)年3月時点）】

地区	公立保育所	年度（年）								
		令和2年度 (2020)	3年度 (2021)	4年度 (2022)	5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	
		第3次計画					第4次計画			
小山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続								
	②若木保育所	令和3年度より民営化済								
	③城北保育所	市の拠点施設として存続								
大谷	④中久喜保育所	民営化し保育定員を確保（令和9年4月開所目標）								
間々田	⑤もみじ保育所	民営化し保育定員を確保（令和8年4月開所目標）								
	⑥間々田北保育所	令和6年中に網戸保育所と統合し、市の拠点施設として存続 （令和8年4月に新園舎開設予定）								
	⑦網戸保育所	令和6年中に間々田北保育所と統合								
桑・絹	⑧桑保育所	令和5年度より出井保育所と統合済								
	⑨出井保育所	当面存続（令和8年度中に新園舎開設予定）								
	⑩絹保育所	当面存続								
公立保育所の施設数		10	9	9	8	8	7	6	6	

【修正後計画のポイント】

- ・ **間々田北保育所及び網戸保育所**
老朽化の状況を踏まえ、市の拠点施設として公設公営による令和8年4月の開設に向けて統合、建替えを推進。（新園舎開設まで仮設園舎による保育を実施）
- ・ **もみじ保育所**
老朽化の状況を踏まえ、民設民営による令和8年4月の開設に向けて建替えを推進。（新園舎開設まで仮設園舎による保育を実施）
- ・ **出井保育所**
老朽化の状況を踏まえ、市の拠点施設として公設公営による令和8年度中の開設に向けて建替えを推進。
- ・ **中久喜保育所**
老朽化の状況を踏まえ、民設民営による令和9年4月の開設に向けて建替えを推進。



2. 前期計画による保育所(園)・認定こども園・幼稚園施設の状況

(1) 施設数の状況

これまで、本市の就学前教育・保育施設数は、次のように推移しています。

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)
公立保育所	10	9	9	8	8
民間保育園	24	25	25	24	24
認定こども園	14	15	16	16	16
幼稚園	4	4	2	2	2

(2) 公立保育所の状況

令和6(2024)年4月現在の公立保育所は、次のとおりです。

【公立保育所一覧】

No.	保育所名	定員	床面積 (㎡)	敷地面積 (㎡)	構造	建築年 (築年数)	耐用年数 到来年度 (西暦)	耐用年度ま での年数
1	やはた	130	1,493	2,849.06	鉄筋・ コ・2階	H10・4 (26)	2058	34
2	城北	70	768	2,300.03	鉄骨造・2 階	S56・3 (43)	2041	17
3	中久喜	60	546	2,883.59	鉄骨造・ 平	S50・5 (49)	2035	11
4	もみじ	90	588	1,705.32	鉄骨・ モ・平	S49・5 (50)	2034	10
5	間々田北	70	499	2,274.65	鉄骨造・ 平	S54・5 (45)	2039	15
6	網戸	60	462	2,077.23	鉄骨・ モ・平	S51・6 (48)	2036	12
7	出井	70	445	2,767.82	鉄骨造・ 平	S53・5 (46)	2038	14
8	絹	60	503	2,718.54	鉄筋・ コ・平	H5・6 (31)	2053	29

【参考】公立保育所民営化の実績

- 平成15(2003)年4月 第三保育所民営化 → 「こぐま保育園」
- 平成25(2013)年4月 間々田保育所民営化 → 「間々田保育園」
- 平成28(2016)年4月 あけぼの保育所民営化 → 「あけぼの保育園」
- 平成30(2018)年4月 城東保育所民営化 → 「城東にこにこ保育園」
- 令和3(2021)年4月 若木保育所民営化 → 「若木保育園」



(3) 民間保育所・認定こども園・幼稚園の状況

令和6(2024)年4月現在の民間施設の状況は、次のとおりです。

【民間保育園一覧】

No.	地区	施設名	認可定員			利用定員		
			保育定員	教育定員	合計	保育定員	教育定員	合計
1	小山	あけぼの保育園	90	-	90	90	-	90
2		駅東さくら保育園	45	-	45	35	-	35
3		栗の実保育園	35	-	35	35	-	35
4		こぐま保育園	90	-	90	90	-	90
5		城山さくら保育園	50	-	50	50	-	50
6		すみれチャイルド	50	-	50	40	-	40
7		すみれ保育園	90	-	90	80	-	80
8		つくし保育園	90	-	90	90	-	90
9		東城南とまと保育園	100	-	100	90	-	90
10		若木保育園	90	-	90	80	-	80
11	大谷	小山みなみ保育園	80	-	80	80	-	80
12		木の実保育園	80	-	80	80	-	80
13		こばと保育園	130	-	130	130	-	130
14		こひつじ保育園	30	-	30	30	-	30
15		城東にこにこ保育園	80	-	80	80	-	80
16		にこにこ保育園	35	-	35	35	-	35
17		ひまわり保育園	35	-	35	35	-	35
18	間々田	黒田保育園	90	-	90	90	-	90
19		間々田保育園	90	-	90	90	-	90
20	豊田	小山西保育園	70	-	70	70	-	70
21	桑	こばとキッズ	90	-	90	90	-	90
22		さくら保育園	100	-	100	100	-	100
23		静林保育園	50	-	50	40	-	40
24		みどり丘保育園	90	-	90	60	-	60
合計			1,780	-	1,780	1,690	-	1,690



【認定こども園一覧】

No.	地区	施設名	認可定員			利用定員		
			保育定員	教育定員	合計	保育定員	教育定員	合計
1	小山	認定こども園小山幼稚園	70	105	175	70	105	175
2		認定こども園栗の実	90	245	335	90	245	335
3		認定こども園早蕨幼稚園	40	30	70	40	30	70
4	大谷	認定おおやこども園	76	45	121	70	45	115
5		認定こども園梅ヶ原幼稚園	60	150	210	50	75	125
6		認定こども園せいほう幼稚園	130	205	335	130	205	335
7		認定こども園楠エンゼル幼稚園	143	297	440	128	254	382
8		認定こども園ひまわり幼稚園	138	150	288	120	150	270
9	間々田	認定こども園乙女幼稚園	60	115	175	60	115	175
10		認定間々田こども園	70	140	210	70	90	160
11	生井	認定こども園生井ゆりかご幼稚園	40	20	60	30	15	45
12	中	認定とまとこども園	94	45	139	60	25	85
13	穂積	認定こども園みのり幼稚園	105	210	315	90	180	270
14	桑	認定こども園静林幼稚園	170	215	385	150	185	335
15		はねかわ太陽認定こども園	144	136	280	144	136	280
16	絹	認定こども園のぶしま幼稚園	40	30	70	30	15	45
合計			1,470	2,138	3,608	1,332	1,870	3,202

【幼稚園一覧】

No.	地区	施設名	認可定員		
			保育定員	教育定員	合計
1	小山	つぼみキンダーガーデン	-	45	45
2		白鷗大学はくおう幼稚園	-	140	140
合計			-	185	185



3. 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の定員及び入所状況

(1) 幼稚園・認定こども園(教育認定)の入園状況

令和6(2024)年5月時点の幼稚園及び認定こども園の利用定員(教育)は、次のとおりです。

	3歳	4歳	5歳	合計	定員	充足率
幼稚園	21	29	32	82	185	44.3%
認定こども園 (教育認定)	454	454	475	1,383	1,870	74.0%
合計	475	483	507	1,465	2,055	71.3%

(2) 保育所(園)・認定こども園(保育認定)の申込み率及び入所状況

① 申込み率

令和6(2024)年4月時点の児童数及び申込者数、申込率の状況は次のとおりです。

	就学前児童数	申込者数	申込率
0歳児	1,006人	163人	16.2%
1・2歳児	2,251人	1,329人	59.0%
3歳児以上	3,814人	2,125人	55.7%
合計	7,071人	3,617人	51.2%

② 入所状況

令和6(2024)年3月時点の保育施設の利用定員及び入所児童の状況は次のとおりです。

	0歳児			1・2歳児			3歳児以上			合計		
	利用定員	児童数	入所率	利用定員	児童数	入所率	利用定員	児童数	入所率	利用定員	児童数	入所率
公立保育所	29	41	141.4%	192	189	98.4%	409	345	84.4%	630	575	91.3%
民間保育所	218	224	102.8%	632	698	110.4%	850	874	102.8%	1,700	1,796	105.6%
認定こども園 (保育認定)	98	78	79.6%	345	361	104.6%	824	845	102.5%	1,267	1,284	101.3%
合計	345	343	99.4%	1,169	1,248	106.8%	2,083	2,064	99.1%	3,597	3,655	101.6%

【参考】令和5(2023)年度の利用定員及び認可定員

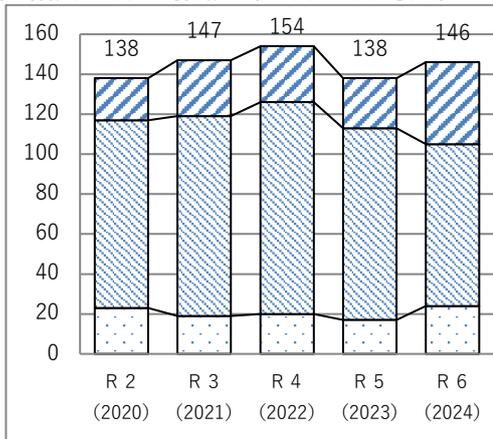
	0・1・2歳児		3歳児以上		合計	
	利用定員	認可定員	利用定員	認可定員	利用定員	認可定員
公立保育所	221	221	409	409	630	630
民間保育所	850	916	850	899	1,700	1,815
認定こども園 (保育認定)	443	941	824	908	1,267	1,849
合計	1,514	2,078	2,083	2,216	3,597	4,294



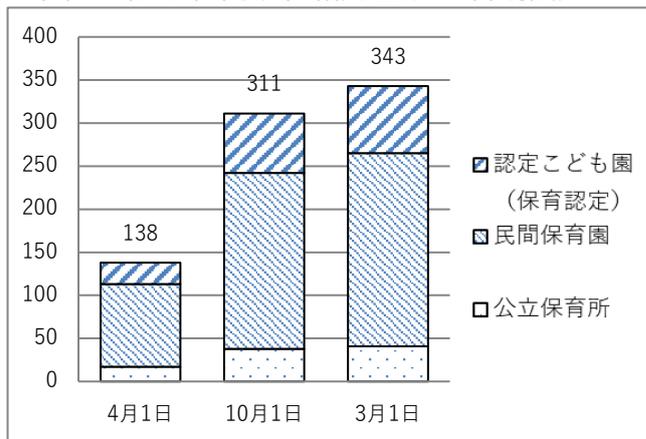
(3) 保育所(園)・認定こども園・幼稚園の年齢区分別入所状況

① 0歳児

○在籍児童数の推移（4月1日時点）

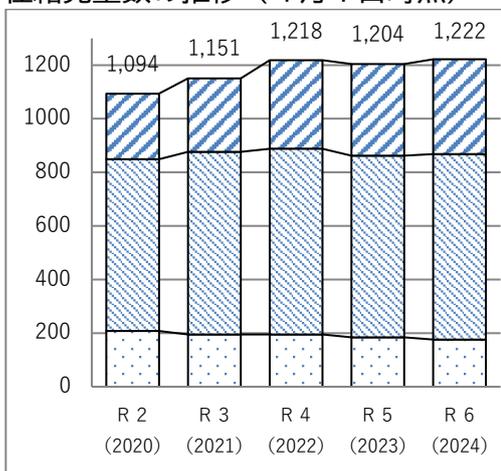


○令和5(2023)年度 在籍児童数の年間推移

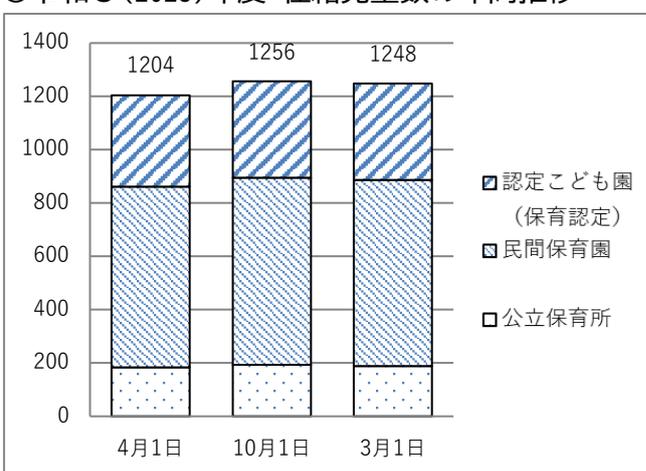


② 1・2歳児

○在籍児童数の推移（4月1日時点）

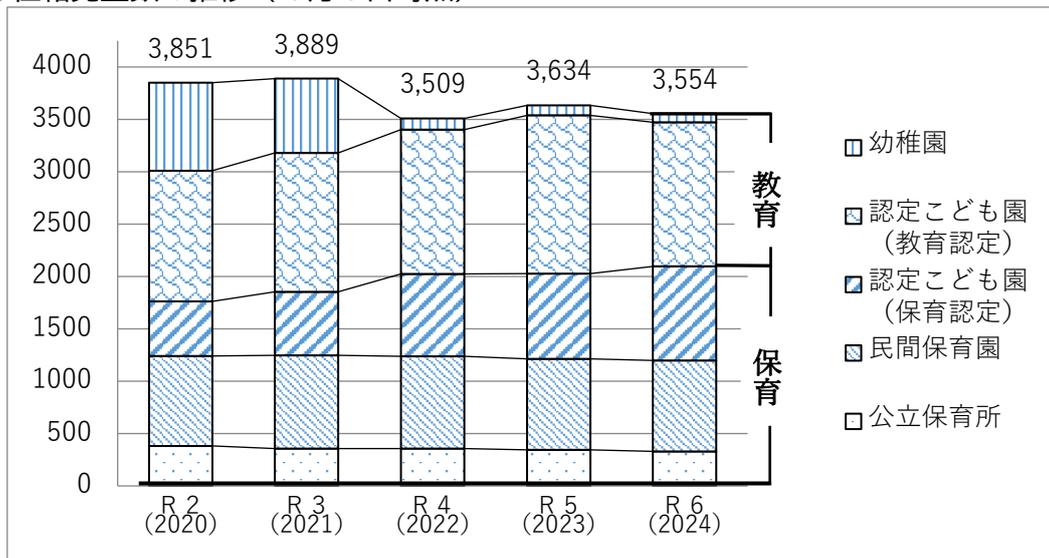


○令和5(2023)年度 在籍児童数の年間推移

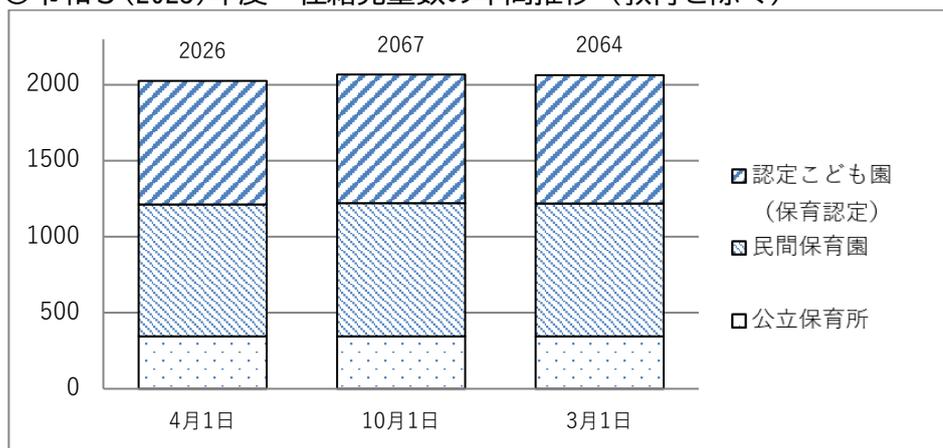


③ 3歳児以上

○在籍児童数の推移（4月1日時点）



○令和5(2023)年度 在籍児童数の年間推移(教育を除く)



(4) 本市の保育施設への入所申込及び入所状況のポイント

- ・ 0歳児については、年度途中の入所申込が多く、年度末に向けて在籍数が大きく増加していく傾向にあります。
- ・ 年度末(3月)時点では、0歳児、1・2歳児、3歳児以上のすべての区分において、ほぼ100%の入所率となっております。
- ・ 3歳児以上については、令和2(2020)年から令和6(2024)年にかけて、保育部分の利用者は増加しており、一方で教育部分の利用者は減少しています。

4. 前期計画による本市の教育・保育施設の評価

- ・ 幼稚園の認定こども園化(保育定員の確保)を推進し、社会的に増加してきた保育ニーズに対応してきました。
- ・ しかしながら、令和6(2024)年3月時点においては、0歳児、1・2歳児、3歳児以上のすべての区分で入所率が約100%となっており、年度途中で保育定員が不足する現状にあり、今後の保育定員をどのように確保していくかが課題となっております。



第4章 保育を取り巻く状況と将来予測

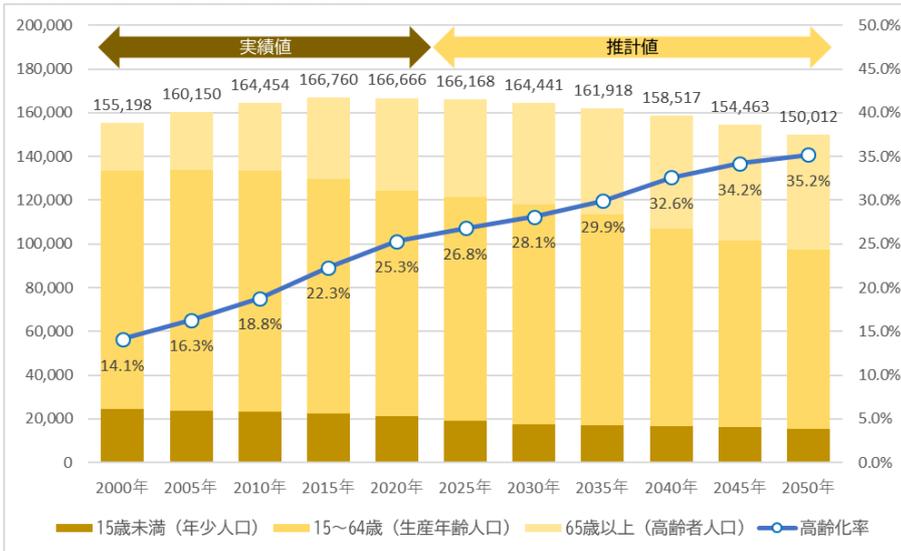
1. 保育を取り巻く状況

(1) 少子化の進行と人口の減少

国勢調査による人口統計では、小山市の人口は令和2(2020)年頃をピークに減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所が令和5(2023)年12月に公表した将来推計によると、令和32(2050)年には、人口150,012人、高齢化率35.2%となることが予測されており、少子化・高齢化が更に進展する見込みです。

既に、少子化の進行に伴い就学前の児童数は減少傾向にあり、令和2(2020)年から令和6(2024)年までの5年間で795人減少している状況にあります。

【小山市の人口推移及び推計】



【小山市の就学前児童数の推移 (将来予測含む)】 ※就学前児童数：0～5歳児の数

	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
小山	2,447	2,442	2,393	2,376	2,291	2,217	2,130	2,078	1,977	1,876	1,718
大谷	2,400	2,312	2,199	2,106	1,984	2,041	2,014	1,991	1,914	1,810	1,661
間々田	1,480	1,454	1,483	1,394	1,306	1,368	1,374	1,383	1,347	1,287	1,198
生井	33	34	29	29	33	26	24	22	20	18	16
寒川	19	14	18	14	10	13	10	8	7	6	5
豊田	282	332	354	373	363	354	353	362	359	347	338
中	79	75	60	49	46	59	55	53	49	46	42
穂積	130	125	116	100	97	108	108	108	104	100	93
桑	978	951	929	854	825	848	856	857	826	792	735
絹	135	133	133	122	116	118	115	113	108	102	94
市全体	7,983	7,872	7,714	7,417	7,071	7,152	7,038	6,974	6,712	6,383	5,899
増減数	—	▲111	▲158	▲297	▲346	81	▲114	▲64	▲262	▲329	▲484

※人口データは、「小山市大字町丁名別世帯数および人口推計」の実績値及び国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに、令和7(2025)年以降の0～5歳人口を予測したものの。



(2) 保育ニーズ（保育を必要とする児童数）の高まり

第3次 小山市子ども・子育て支援事業計画にて示しました「量の見込み」及び過去の申込率の推移からも見られるように、幼児教育・保育の無償化や働き方改革の推進等の社会的な動向により、保育を必要とする家庭の割合及び保育を必要とする児童数は増加傾向にあります。

将来的な児童数の減少と保育を必要とする家庭の割合を勘案し、保育ニーズに見合った保育定員の確保を考えていく必要があります。

【小山市の保育施設申込率の推移】

4月1日時点

	年齢	R 2 (2020)	R 3 (2021)	R 4 (2022)	R 5 (2023)	R 6 (2024)
① 就学前児童数	0歳児	1,209人	1,193人	1,141人	1,076人	1,006人
	1・2歳児	2,624人	2,553人	2,532人	2,424人	2,251人
	3歳以上児	4,150人	4,126人	4,041人	3,917人	3,814人
	合計	7,983人	7,872人	7,714人	7,417人	7,071人
② 申込者数 (保育ニーズ)	0歳児	144人	163人	175人	151人	163人
	1・2歳児	1,183人	1,231人	1,306人	1,346人	1,329人
	3歳以上児	1,796人	1,875人	2,061人	2,071人	2,125人
	合計	3,123人	3,269人	3,542人	3,568人	3,617人
② 申込率 / ①	0歳児	11.9%	13.7%	15.3%	14.0%	16.2%
	1・2歳児	45.1%	48.2%	51.6%	55.5%	59.0%
	3歳以上児	43.3%	45.4%	51.0%	52.9%	55.7%
	合計	39.1%	41.5%	45.9%	48.1%	51.2%
利用定員数 【参考】	0歳児	326人	346人	353人	357人	354人
	1・2歳児	1,114人	1,153人	1,197人	1,189人	1,183人
	3歳以上児	1,807人	1,897人	2,106人	2,089人	2,115人
	合計	3,247人	3,396人	3,656人	3,635人	3,652人

(3) 保育ニーズに対する本市の状況

上記の表では、児童数が毎年減少傾向にありつつも、保育ニーズは少しずつ増加している状況にあります。その状況においても、幼稚園の認定こども園化や利用定員の見直し等が進んだことにより、保育ニーズを満たす定員の確保ができている状況にあります。

(4) こども基本法とこども大綱

わが国では、令和5年4月に「こども基本法」が施行し、同年12月に法に基づき、政府全体のこども施策の基本的な方針等を定めた「こども大綱」が定められており、国や地域が中心となり、全てのこどもが健全で将来にわたって幸せに生活できる社会を形成してい



くことが求められています。

今後、「こども誰でも通園制度」等、こども大綱の理念に沿って新たな施策が展開されることも想定され、本市においても実施や運用面で対応していく必要があります。

【参考】こども大綱が目指す「こどもまんなか社会」(こども家庭庁HP掲載資料より抜粋)

全てのこども・若者が、日本国憲法、こども基本法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等に関わらず、等しくその権利の擁護が図られ、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会を言います。

2. 将来的な教育・保育ニーズの予測

前述のデータから、長期的な予測について、次に示します。

(1) 短期的な教育・保育ニーズの将来予測

令和12(2030)年頃までは、児童数の減少は緩やかでありながら、保育所(園)の申込率は増加傾向にあると予測され、これに伴って保育ニーズも増加傾向にあると予測されます。

教育ニーズについては、保育所(園)の申込率に連動し、現状同様に減少傾向を続けると予測されます。

(2) 中期的な教育・保育ニーズの将来予測

令和12(2030)年から令和22(2040)年頃については、申込率の上昇がある程度で緩やかになり、令和27(2035)年頃に保育ニーズとしてのピークを迎えると予測されます。

教育ニーズについては、申込率に連動して減少が緩やかにはなるものの、児童数は減少を続けるためニーズとしても減少傾向を続けると予測されます。

(3) 長期的な教育・保育ニーズの将来予測

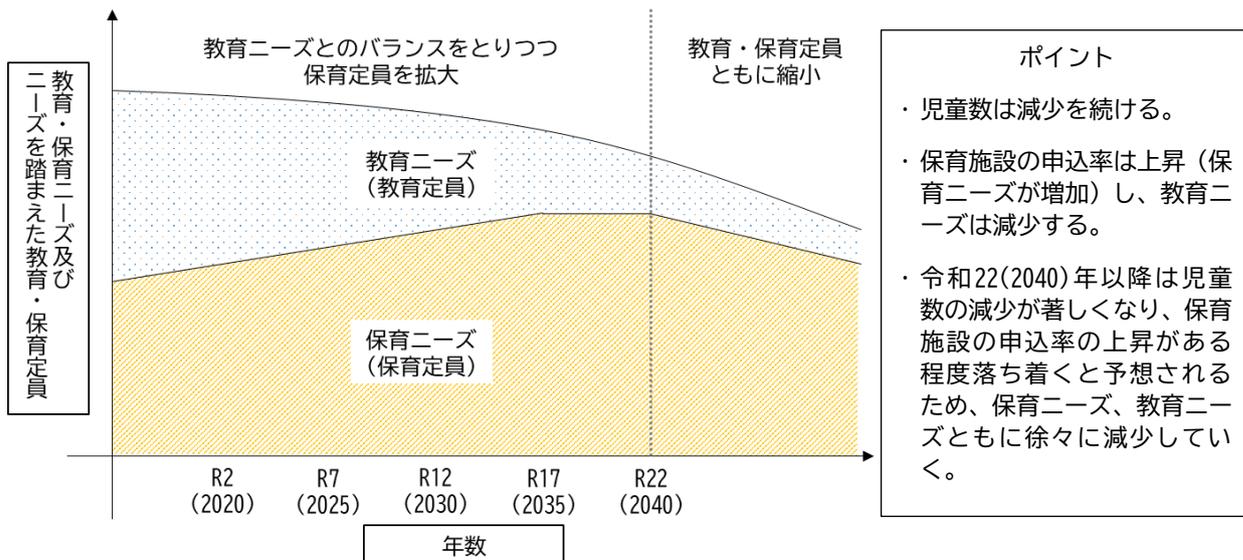
令和22(2040)年以降については、児童数の減少が著しくなることに加え、申込率の上昇もほぼ止まることが予測されることから、保育ニーズも減少傾向に転じると予測されます。教育ニーズについては、児童の減少に伴ってさらに著しく減少すると予測されます。

(4) 将来的な教育・保育定員の考え方

- ① 本市では今後、教育定員を増加させることは控える。
- ② 令和17(2035)年頃までは、現在と同水準の施設規模を保ちながら、増加する保育ニーズに対応するための教育・保育定員のバランスを検討・調整する。
- ③ 令和22(2040)年頃以降に見込まれる更なる児童数の減少に備えた、保育施設数の適正化のため、教育・保育定員を縮小していく検討を令和12(2030)年頃から進めていく。
- ④ 保育所整備計画の改定時期(5年ごと)に、教育・保育ニーズに関わるデータを整理し、状況にあった方針に修正していく。



【教育・保育ニーズの予測と定員の考え方モデル】



第5章 保育所整備の方針

1. 公立保育所の整備方針

(1) 整備に関する基本的な姿勢

前述の「公立保育所の役割」及び「将来的な保育定員の考え方」に則り、公立保育所の整備方針として、下記を念頭に進めていきます。

- ① 公立保育所の配置については、小山市全域の地域のバランスも考慮しつつ、地区ごとの配置を検討する。
- ② 将来にわたり持続可能な運営となるよう、エリアが近く統合できる保育所は統合を検討する。
- ③ 速やかに複数の保育所を整備していくため、民営化する場合には市内で保育所・認定こども園を運営している事業者の中でも実績のある社会福祉法人や学校法人・NPO法人による建設・運営を優先して検討する。
- ④ 具体的な整備にあたっては、保育所ごとの個別の状況を検証して行う。

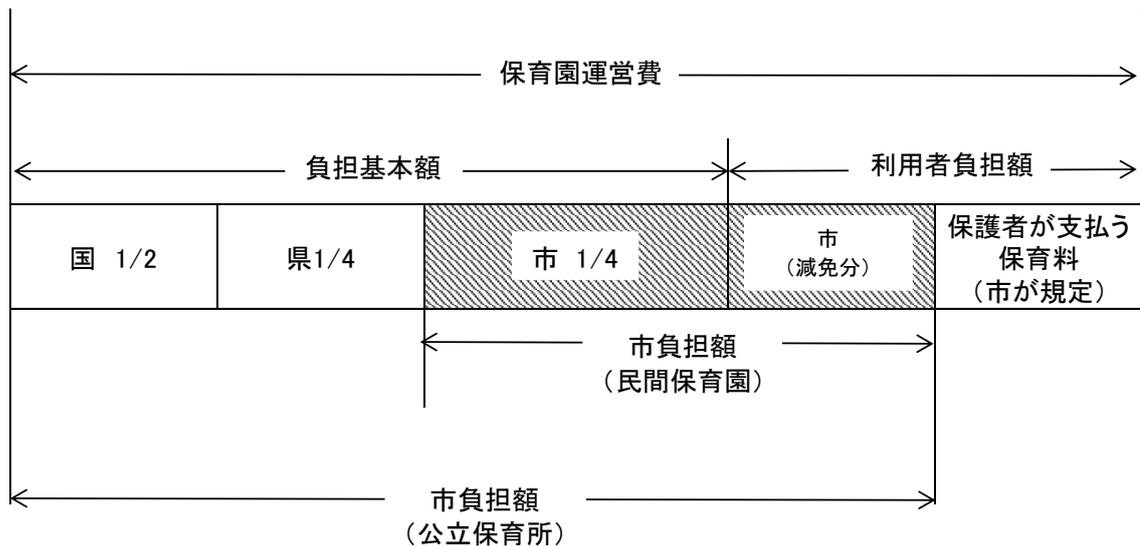
(2) その他児童に関して配慮すべき事項

- ① 整備が完了するまで、児童の安全の確保を行いながら保育を継続する。
- ② 保護者や地域へ丁寧な説明を行いながら整備を進めていく。

(3) 公立保育所の整備、運営に係る費用

民間保育園の整備、運営に係る費用は、国・県・市・事業者が、それぞれの割合に基づき負担しています。一方で、公立保育所の整備、運営に係る費用は全額市の負担となっており、民間保育園と比較すると、公立保育所に係る費用負担は非常に大きくなっています。

【保育所(園)の運営費負担割合】



(4) 公立保育所の整備方針

上述の「公立保育所の役割」及び「整備に関する基本的な姿勢」を踏まえ、整備方針を次のとおり定めます。

- ① 市の拠点施設として定める公立保育所は、児童数の減少に関わらず、基幹的な役割を担う保育所として存続し、必要に応じて建物を更新する。
- ② 拠点施設以外の公立保育所は、現在の建物の耐用年数を迎えるまでは基本的に存続し、保育ニーズの状況に応じて更新または廃止を検討する。

【拠点施設として存続する公立保育所】

- ・ やはた保育所
本市の中心地区に立地し、市全域の基幹的な役割を担う。
- ・ 間々田北保育所、網戸保育所を統合する新設保育所
間々田地区に立地し、本市の南部地域における基幹的な役割を担う。
- ・ 出井保育所
桑地区に立地し、本市の北部地域における基幹的な役割を担う。

(5) 公立保育所整備の実施計画

地 区	公立保育所	年度（年）				
		R 7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)	10年度 (2028)	11年度 (2029)
		第4次計画				
小 山	①やはた保育所	市の拠点施設として存続				
	②城北保育所	当面存続				
大 谷	③中久喜保育所	令和9年4月目標 民営化し保育定員を確保				
間々田	④もみじ保育所	令和8年4月目標 民営化し保育定員を確保				
	⑤間々田北・網戸保育所	令和8年4月目標 令和6年中に統合し、市の拠点施設として存続 (令和8年4月に新園舎開設予定)				
桑・絹	⑥出井保育所	令和8年度中目標 市の拠点施設として存続 (令和8年度中に新園舎開設予定)				
	⑦絹保育所	当面存続				
公立保育所の施設数		7	6	5	5	5



2. 民間の教育・保育施設を含む市全体の整備方針

(1) 各地区の保育ニーズ予測

上述の「就学前児童数の推移」及び「保育施設申込率の推移」を踏まえ、今後も保育施設の申込率が年間で1%増加し、令和17(2035)年には申込率が約62%となり、以降は申込率を維持していくものと想定し、保育ニーズを次のとおり予測しました。

【各地区の保育ニーズの予測】

		R7 (2025)	R12 (2030)	R17 (2035)	R22 (2040)	R27 (2045)	R32 (2050)
小山	児童数予測	2,217	2,130	2,078	1,977	1,876	1,718
	保育ニーズ予測	1,157	1,218	1,293	1,230	1,167	1,069
大谷	児童数予測	2,041	2,014	1,991	1,914	1,810	1,661
	保育ニーズ予測	1,065	1,152	1,238	1,191	1,126	1,033
間々田	児童数予測	1,368	1,374	1,383	1,347	1,287	1,198
	保育ニーズ予測	714	786	860	838	801	745
生井	児童数予測	26	24	22	20	18	16
	保育ニーズ予測	14	14	14	12	11	10
寒川	児童数予測	13	10	8	7	6	5
	保育ニーズ予測	7	6	5	4	4	3
豊田	児童数予測	354	353	362	359	347	338
	保育ニーズ予測	185	202	225	223	216	210
中	児童数予測	59	55	53	49	46	42
	保育ニーズ予測	31	31	33	30	29	26
穂積	児童数予測	108	108	108	104	100	93
	保育ニーズ予測	56	62	67	65	62	58
桑	児童数予測	848	856	857	826	792	735
	保育ニーズ予測	443	490	533	514	493	457
絹	児童数予測	118	115	113	108	102	94
	保育ニーズ予測	62	66	70	67	63	58
市全体	児童数予測	7,152	7,038	6,974	6,712	6,383	5,899
	保育ニーズ予測	3,734	4,027	4,338	4,174	3,972	3,669
定員	保育利用定員	3,682					
	保育認可定員	3,910					
	保育・教育利用定員	5,552					
	保育・教育認可定員	6,048					

※ 児童数は、第4章における予測値と同値。

※ 保育ニーズは、第4章におけるR6(2024)年度の申込率(51.2%)を基準に、毎年1%ずつ上昇し、R17(2035)年度以降は62.2%を維持したと仮定した数値。

※ 定員は、R6(2024)年度の利用(もしくは認可)定員数を基に、今後予定されている定員の変動を加味した数値。



(2) 現在の各地区定員と保育ニーズの比較

上述の予測値のうち、ピークと考えられる令和17(2035)年頃の保育ニーズと利用定員及び認可定員を比較すると、次のとおりとなります。

【各地区の保育ニーズ予測値と保育・教育定員の比較】

	ニーズ 予測	保育 利用定員	保育 認可定員	保育・教育 利用定員	保育・教育 認可定員
小山	1,293	1,100	1,150	1,480	1,530
大谷	1,238	1,038	1,087	1,767	1,934
間々田	860	530	530	735	785
生井	14	30	40	45	60
寒川	5	0	0	0	0
豊田	225	70	70	70	70
中	33	60	94	85	139
穂積	67	90	105	270	315
桑	533	674	734	995	1085
絹	70	90	100	105	130
市全体	4,338	3,682	3,910	5,552	6,048

(3) 教育ニーズ（教育を必要とする児童数）の予測と考察

第3章の「保育所(園)・認定こども園・幼稚園の年齢区分別入所状況」における3歳児以上の在籍状況にあるとおり、児童数の減少及び保育ニーズの上昇により、相対的に教育ニーズは減少しており、今後も同様の傾向が継続すると予測されます。

(4) 保育ニーズ予測と保育定員の考察

- ・ 現状、各地区にある程度バランスよく利用定員が確保されている状況にありますが、将来的に、現在の保育定員では不足する地区が多く見込まれます。
- ・ 将来的に児童数は減少していくため、現在の施設規模を維持しながら教育定員とのバランスを見直すことにより、保育ニーズに対応することが可能と見られる状況です。

(5) 関連計画との連携・整合

小山市立地適正化や学校適正配置等の本計画以外の関連計画等との連携・整合を図ります。

(6) 市全体の教育・保育施設の整備方針

上述の予測値や考察を踏まえ、民間の教育・保育施設を含む市全体の整備方針を次のとおり定めます。

- ① 本市では今後、教育定員を増加させる施設整備は控える。
- ② 令和17(2035)年頃までは、現在と同水準の施設規模を維持する整備を推進しつつ、増加する保育ニーズに対応するために教育・保育定員のバランスを検討・調整する。
- ③ 施設規模を維持していくための整備にあたっては、市全体を俯瞰しつつ、地区のニーズや施設の老朽化等の個別の状況を踏まえながら、優先度を検討していく。
- ④ 令和22(2040)年頃以降に見込まれる更なる児童数の減少に備え、施設規模を縮小していく検討を令和12(2030)年頃から進めていく。
- ⑤ 保育所整備計画の改定時期(5年ごと)に、教育・保育ニーズに関わるデータを整理し、状況にあった方針に修正していく。



第6章 計画の推進に向けて

1. 計画の推進体制

本計画の推進にあたり、行政、教育・保育施設関係者、その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、其々の役割分担に基づき認識を共有しながら、社会・経済の動向、保育ニーズに合致した持続可能な保育施設の整備に積極的に取り組んでいくものです。

2. 計画の進捗管理

本計画は「第3次 小山市子ども・子育て支援事業計画」における教育・保育の利用児童数の見込みと確保の方策に基づき、市内保育施設の整備を効果的・効率的に実施するためのものです。

保育ニーズの推移や教育・保育の受け皿確保の実績に応じ、毎年計画の検証・見直しを図りながら、保育課・公立保育所・民間保育施設等が連携を図り計画的に取り組んでいきます。





1 小山市子ども・子育て会議条例

○小山市子ども・子育て会議条例

平成25年6月27日

条例第46号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第72条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援について審議する合議制の機関として、小山市子ども・子育て会議(以下「子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

- (1) 法第31条第2項の規定に基づき、特定教育・保育施設の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (2) 法第43条第2項の規定に基づき、特定地域型保育事業の利用定員の設定に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (3) 法第61条第7項の規定に基づき、小山市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に際し市長が行う意見聴取に対する意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

(組織)

第3条 子育て会議は、20人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 子どもの保護者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 医療関係者
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、前任者が欠けた場合における後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱されたときの要件を欠いたときは、その職を失うものとする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 子育て会議に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、子育て会議を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。



(会議)

第6条 子育て会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 子育て会議の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 子育て会議は、特に必要があると認めるときは、子育て会議の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 子育て会議の庶務は、保健福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるものの他、必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日条例第2号)

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成29年3月15日条例第6号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(令和3年3月18日条例第5号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月18日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第1条及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(委員の任期に関する経過措置)

2 この条例の施行後最初に委嘱される小山市子ども・子育て会議の委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、令和7年7月31日までとする。



2 小山市子ども・子育て会議委員名簿

No.	区分	氏名	所属団体等
1	会長	川瀬 善美	白鷗大学名誉教授
2	副会長	平野 章雄	小山市幼稚園・認定こども園連合会
3		小林 英恵	小山市議会
4		大内 晃子	小山市議会
5		柴田 かおり	小山市PTA連合会
6		大橋 康子	小山市幼稚園・認定こども園PTA連合会
7		小井 幹郎	小山市私立保育園保護者会
8		齋藤 好子	小山市私立保育園協議会
9		鈴木 隆作	小山市学童保育クラブ連合会
10		田村 浩一	小山市校長会
11		浅井 秀実	小山地区医師会
12		小川 圭子	栃木県助産師会
13		森 榮一郎	小山市自治会連合会
14		望月 晨子	小山市民生委員児童委員協議会
15		寺内 由幸	栃木県県南健康福祉センター
16		初澤 正実	副市長

令和7(2025)年3月現在



3 小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会設置要領

○小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会設置要領

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づく小山市子ども・子育て支援事業計画（以下「事業計画」という。）の策定及び推進に資するため、小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について調査検討する。

- (1) 事業計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 子どもの貧困・虐待に関する総合的な対策に関すること。
- (3) その他事業計画に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、別表第1に掲げる委員をもって組織する。

- 2 委員長には市長、副委員長には副市長の職にある者をもって組織する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、特に必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 委員会の所掌事務を補佐するため、小山市子ども・子育て支援事業計画推進委員会幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会は、別表第2に掲げる幹事をもって組織する。
- 3 幹事会に会長及び副会長を置き、会長には保健福祉部長の職にある者をもって充て、副会長は幹事の中から会長が指名する。
- 4 幹事会の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。
- 5 幹事会は、特に必要があると認めるときは、幹事会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 6 幹事会は、その会議、活動等の経過、結果等を委員会に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、保健福祉部こども政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるものの他、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和5年4月1日から施行する。



附 則（令和5年8月4日）

この要領は、令和5年8月4日から施行する。

附 則（令和6年4月4日）

この要領は、令和6年4月4日から施行する。

別表第1（第3条関係）

市長 副市長 教育長 総合政策部長 総務部長 理財部長 市民生活部長
保健福祉部長 産業観光部長 建設水道部長 都市整備部長 教育部長
消防長 社会福祉協議会事務局長

別表第2（第5条関係）

保健福祉部長 保健福祉部次長 総合政策課長 田園環境都市推進課長
行政総務課長 人権・男女共同参画課長 資産経営課長 公共施設整備課長
財政課長 市民生活安心課長 国際政策課長 福祉総務課長 生活福祉課長
こども政策課長 子育て家庭支援課長 保育課長 健康増進課長
商業観光課長 工業振興課長 建築課長 教育総務課長 学校教育課長
生涯学習課長 社会福祉協議会事務局地域福祉係長



4 小山市子ども・子育て会議 開催状況

本計画策定期間（令和5年度から2年間）における小山市子ども・子育て会議の開催状況は次のとおりです。

開催日	議事
令和5年度第1回 令和5年7月24日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和4年度実績報告及び令和5年度事業計画について 2. (仮称) 第3次子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査について 3. 学童保育施設整備計画について (案) 4. 第3次保育所(園)整備実施計画の変更について (案)
令和5年度第2回 令和5年11月13日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ及び子ども・若者の生活実態に関する各種アンケート調査の素案について
令和5年度第3回 令和6年3月22日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 子ども・子育て支援事業計画に係るニーズ調査、子どもの生活実態調査及び若者の生活と意識に関する各種アンケート調査結果(速報値)について 2. 学校施設を活用した放課後児童健全育成事業の実施について 3. 間々田小学校区民設学童保育施設の整備補助について 4. 第3次保育所整備計画に基づいた事業の推進について
令和6年度第1回 令和6年5月29日	<ol style="list-style-type: none"> 1. 令和5年度実績報告及び令和6年度事業計画について 2. (仮称) 第3次小山市子ども・子育て支援事業計画策定及び小山市子ども・子育て支援事業計画に関する調査報告について 3. 学童期児童の放課後の居場所拡充について 4. 第4次保育所整備計画(案)について
令和6年度第2回 令和6年8月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1. (仮称) 第3次小山市子ども・子育て支援事業計画骨子(案)について 2. 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」(案)について 3. 学童期児童の放課後の居場所拡充について 4. 保育所型認定こども園に係る中間報告について
令和6年度第3回 令和6年10月11日	<ol style="list-style-type: none"> 1. (仮称) おやまこどもプラン 素案について 2. (仮称) 放課後のこどもの居場所におけるモデル校の選定及び概要について 3. 学童保育施設整備計画(案)について
令和6年度第4回 令和6年11月20日	<ol style="list-style-type: none"> 1. おやまこどもプラン(案)について 2. 第4次保育所整備計画(案)について
令和6年度第5回 令和7年3月17日	<ol style="list-style-type: none"> 1. おやまこどもプラン(案)について 2. 放課後こどもの居場所事業について 3. 間々田地区新設保育所名称公募の報告について



5 こども・若者への意見聴取結果

(1) 実施の目的

令和5年4月に施行されたこども基本法(令和4年法律第77号)では第11条において、こども施策の策定等にあたって、こども・若者・子育て当事者等の意見を反映するために必要な措置を講ずることを地方自治体に義務付けている。

令和6年度は第3次小山市子ども・子育て支援事業計画立案の年であることから、計画にこども・若者・子育て当事者等の意見を反映するため、“おやま子どもフェア”、“御殿広場ピクニックマルシェ”において意見聴取を実施した。

(2) 実施状況

	おやま子どもフェア	御殿広場ピクニックマルシェ
開催	令和6年5月25日(土)	令和6年6月29日(土)
主催	NP0法人 笑光(後援:小山市)	御殿広場ピクニックマルシェ実行委員会
会場	小山御殿広場	小山御殿広場
設置	B1パネル6枚	B1パネル6枚

(3) 調査方法及び対象者

【こども】

- パネル① 自身の意志でシールを貼ることができるこども(2歳以上~上限は定めず)
- パネル② 自身の意見を付箋に書くことができるこども(小学生以上~上限は定めず)
- パネル④⑤ 小学生

【おとな】

- パネル② 子育てをしていないおとな
- パネル③ 子育て中のおとな
- パネル④⑤ おとな



(4) 回答状況

パネル	質問	回答方法	回収方法	おやま子どもフェア	ピクニックマルシェ
パネル①	住みたいまち	選択枠	シール	538枚	228枚
パネル②	住みたいまち	自由意見	付箋	98枚	106枚
パネル③	子育てのために市へ	自由意見	付箋	293枚	197枚
パネル④	放課後の過ごし方①	選択枠	シール	小学生175枚 おとな141枚	小学生76枚 おとな297枚
パネル⑤	放課後の過ごし方②	選択枠	シール	小学生150枚 おとな192枚	小学生68枚 おとな283枚



(5) 集計結果

こどもたちと 未来のおやまについて考えた!

みらい かんが

小山市では、子ども・子育てについての計画を作っています。こどもたちの意見を聞くため、5月25日の「おやま子どもフェア2024」・6月29日の「クニックマルシェ」で「こんなまちに住みたい!」をテーマに、こどもと保護者にアンケートをしました。たくさんの回答をありがとうございます!

こどもに聞きました!

Q.1 どんなまちに住みたい?

8つの選択肢から2つを選択

こどもたち 全体
全766件

- 遊び場がある楽しいまち: 32.0%
- みんなが仲良く笑顔なまち: 16.1%
- バスや電車がたくさん走る便利なまち: 10.3%
- 困っている人を助け合うまち: 9.3%
- スポーツが盛んなまち: 8.5%
- 子どもを大切にするまち: 7.8%
- 自然(緑・花)のあるまち: 6.7%
- 買い物しやすいまち: 6.7%
- 安全安心なまち: 6.3%
- 2~6歳: 35.9%
- 1~6年生: 27.5%

自由記入形式
全240件

- 遊び場がある楽しいまち: 25.8%
- 安全安心なまち: 14.2%
- 自然(緑・花)のあるまち: 10.0%
- 犯罪やいじめがないみんなが仲良く笑顔なまち: 4.2%
- 子ども・若者を大切にすまち: 4.2%
- イベントが盛んで活気のあるまち: 4.2%
- バスや電車がたくさん走る便利なまち: 4.2%
- 動物や生き物とふれあえるまち: 3.3%
- 買い物しやすいまち: 2.9%
- みんなが助け合うまち: 2.9%

Q.2 放課後に学校で遊べたら、どこで過ごしたい?

こどもたち
全251件

- 1位 体育館・校庭: 54.2%
- 2位 図書室: 17.5%
- 3位 音楽室・図工室・家庭科室: 14.7%

おとなたち
全438件

- 1位 体育館・校庭: 60.5%
- 2位 音楽室・図工室・家庭科室: 18.0%
- 3位 図書室: 13.7%

Q.3 放課後に学校で遊べたら、なにがしたい?

こどもたち
全218件

- 1位 運動など、体を動かす: 34.4%
- 2位 んびり・おしゃべり・ボードゲーム: 28.9%
- 3位 読書・勉強・読書: 20.6%

おとなたち
全475件

- 1位 運動など、体を動かす: 59.4%
- 2位 読書・勉強・読書: 17.7%
- 3位 んびり・おしゃべり・ボードゲーム: 17.7%

おとなに聞きました!

Q.4 安心な子育てのために小山市に望むことは?

1 環境と安全 計351

- 居場所・遊び場: 191
- 治安・安心・安全: 100
- 街中整備・図書館・遊・バス・交通: 60

2 支援と制度 計69

- 経済支援・手当・クーポン・無償・無料: 45
- 子育て支援: 24

3 地域とコミュニティ 計62

- 地域連携・交流・コミュニティ・相談: 26
- イベント・活気・お祭り: 20
- 子ども・高齢者・人にやさしい: 16

4 教育と医療 計50

- 学校・教育・学習: 23
- 医療・小児科: 23
- 障がい・特別支援: 4

5 預け先 計31

- 保育園・施設・あずけ先・託児所: 21
- 学童: 10

✿ ✿ ✿ わからないときは、おとなにきてね! ✿ ✿ ✿

6 小山市子ども・子育て支援事業計画ワーキンググループ

(1) 庁内ワーキンググループ目的

「こどもまんなか社会」の実現に向け、全庁的に子ども・子育て支援の視点を養うことを目的に、様々な部署の職員が参加してのワーキンググループを実施しました。ワーキンググループは以下の4つのテーマで構成し、参加者の意見を付箋に書き出しながら模造紙等にまとめ、発表を行いました。



(2) 庁内ワーキンググループ概要

開催日	テーマ
第1回 6月4日（火）	市民目線で考えよう！小山市にこうなって欲しい！でも実際はどうだろう？
第2回 6月20日（金）	①担当課（行政）目線で考えてみよう！どんなことができるかな？ ②他の町の先進事例を見てみよう！
第3回 7月3日（水）	①若者が希望をもてる小山市にするにはどうしたらいい？ ②子ども・子育てに関して、好循環で楽しい小山市にするためには？

(3) ワーキンググループメンバー

No	関係部署
1	総合政策課
2	まちの魅力推進課
3	田園環境都市推進課
4	人権・男女共同参画課
5	情報政策課
6	資産経営課
7	市民生活安心課
8	国際政策課
9	環境課
10	福祉総務課
11	生活福祉課
12	子育て家庭支援課（2名）
13	保育課

No	関係部署
14	健康増進課
15	商業観光課
16	工業振興課
17	都市計画課
18	まちづくり推進課
19	公園緑地課
20	教育総務課
21	学校教育課
22	生涯学習課
23	生涯スポーツ課
24	社会福祉協議会事務局
25	中央図書館

計26名



(4) 庁内ワーキンググループ結果抜粋

【テーマ①】「市民目線で考えよう！小山市にこうなって欲しい！でも実際はどうだろう？」

○経済的負担の軽減(p.48掲載)

子育て支援充実を理想とし、おむつ定期便やおむつ券の提供が意見として挙がりました。

○こども向けイベントの開催(p.52掲載)

こどもが行きたくなる祭りがあるまちが理想として挙がる一方、こどものお神輿やこどもが楽しめる地域イベントが減少しているとの意見が挙がりました。

○教育相談体制の充実(p.71掲載)

不登校のこどもの増加により、不登校のこどもや親のニーズを知り、対応するための体制が必要との意見が挙がりました。

【テーマ②】「担当課（行政）目線で考えてみよう！どんなことができるかな？」

○行政手続きのオンライン申請(p.45掲載)

子育て世帯の窓口行脚ゼロを理想に掲げ、様々な悩みを抱える保護者等が場所と時間を選ばずに申請できるようにオンライン申請を推進する必要があるとの意見が挙がりました。

○情報提供の充実(p.44掲載)

小山市の子育てに関する情報を全ての市民に知ってもらうことを理想とし、情報を集約した子育てガイドブックを配布できると良いとの意見が挙がりました。

○交通安全対策の推進

こどもの安全確保と交通弱者減少の両立を目標に、停留所の概念をなくし、どこからでも乗降できる地域内循環小型モビリティの整備ができると良いとの意見が挙がりました。

○妊産婦・子育ての移動支援(p.78~79掲載)

子育て世帯の移動負担軽減を目指し、駅前への産科誘致やおーバス車両のノンステップ化、子育てタクシーの導入といった意見が挙がりました。

【テーマ③】若者が希望をもてる小山市にするにはどうしたらいい？

【テーマ④】子ども・子育てに関して、好循環で楽しい小山市にするためには？

○居場所・コミュニティづくり(p.51掲載)

小山市に住んでいて良かったと思えるコミュニティの存在が重要との考えから、地域とのつながりや若者の話を聞く場があると良いとの意見が挙がりました。

○保育サービスの充実(p.56掲載)

子育てを楽しむためには、子育て当事者が心の余裕をもつことが重要との考えから、子育てへの負担軽減を図るべく、こどもを預けたい時に預けられる環境が必要との意見が挙がりました。

○居場所の充実(p.59掲載)

学童クラブ等の親がこどもを見ることのできない時間帯でのこどもの居場所の充実が必要ではないかとの意見が挙がりました。

○就労支援の充実(p.60掲載)

地元での将来の生活がイメージできることが地元で希望をもつことにつながるとの考えから、安定した雇用による非正規雇用の減少・正規職員の増加を図る必要があるとの意見が挙がりました。

○プロモーションの充実

魅力的な取組だけでなく、それを伝えるプロモーション強化が重要との意見が挙がりました。



7 令和5年度小山市ひとり親家庭アンケート調査

(1) 調査の目的

市内のひとり親世帯（母子世帯、父子世帯及び養育者世帯）の生活の実態を把握し、これらの世帯の福祉対策の充実を図り、「(仮称) 第3次小山市子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料として活用することを目的としました。

(2) 調査対象者及び回収結果

調査対象者：児童扶養手当受給者（現況届出面接者）
ひとり親医療費受給資格証のみ交付対象者

対象者数：624人

回収数：193件（回収率30.9%）

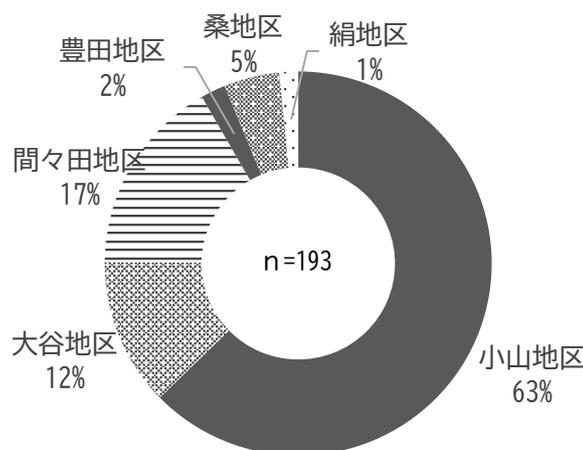
(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：オンライン回答（児童扶養手当現況届出時にアンケート依頼文配布、ひとり親医療費受給資格証のみ交付者は郵送配布）

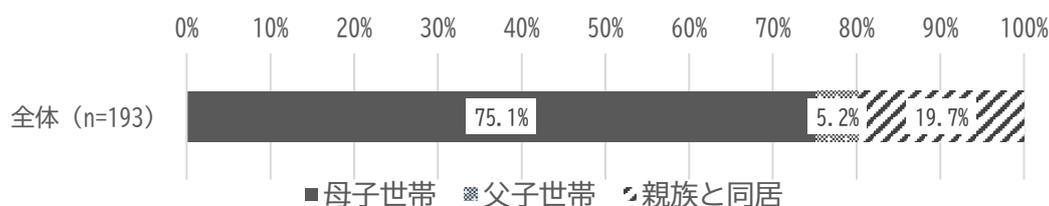
調査期間：令和5（2023）年8月1日（火）～8月31日（木）

(4) 調査結果

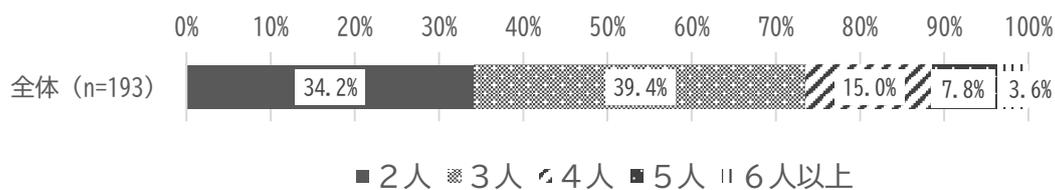
居住地区



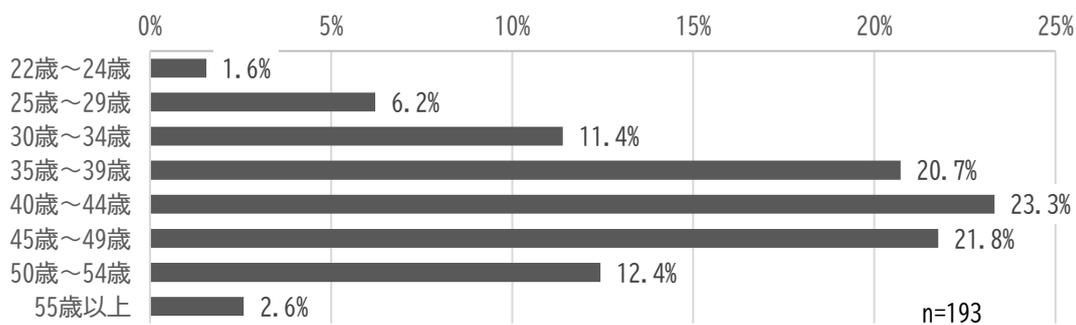
世帯種類



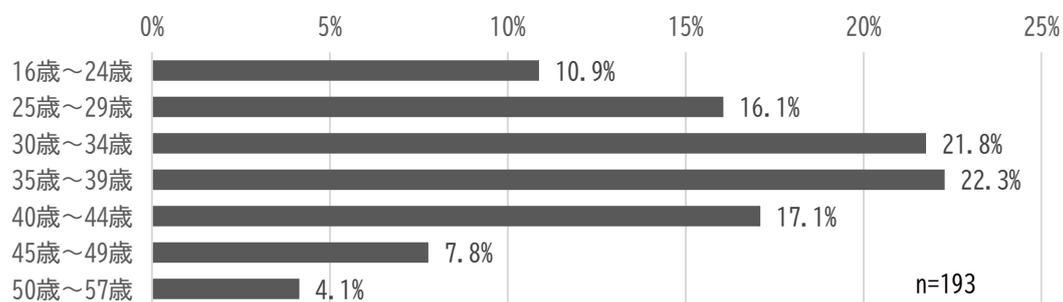
世帯人数



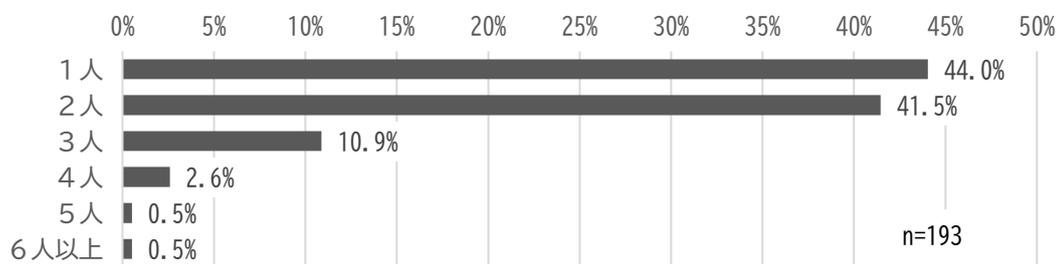
年齢



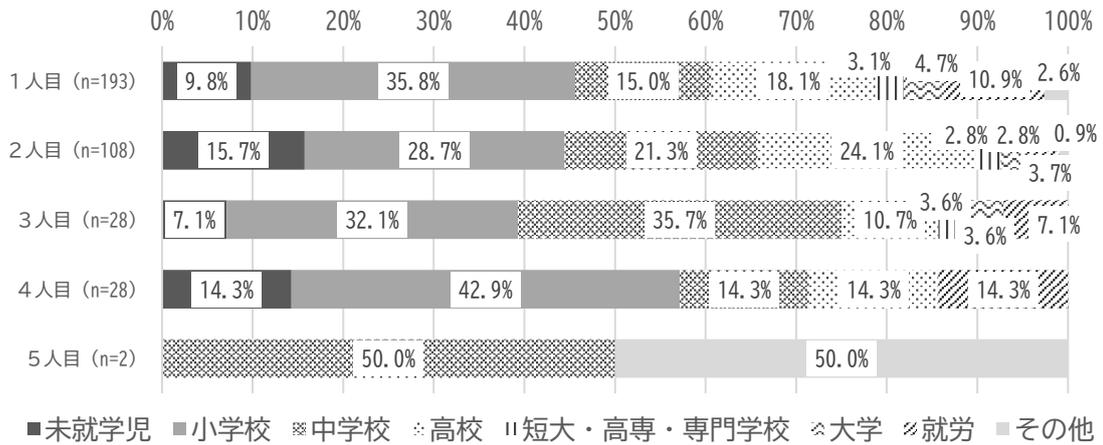
ひとり親になったときの年齢



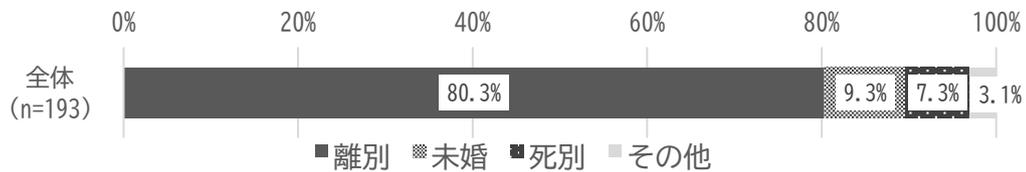
こどもの人数



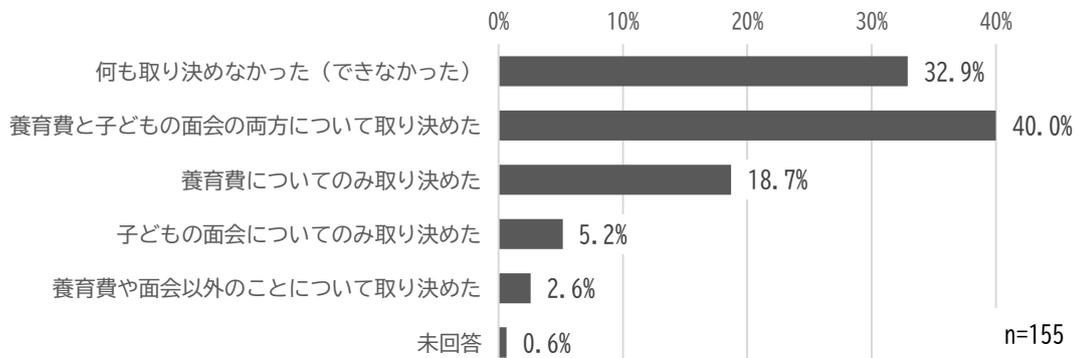
こどもの年齢と就学・就労状況



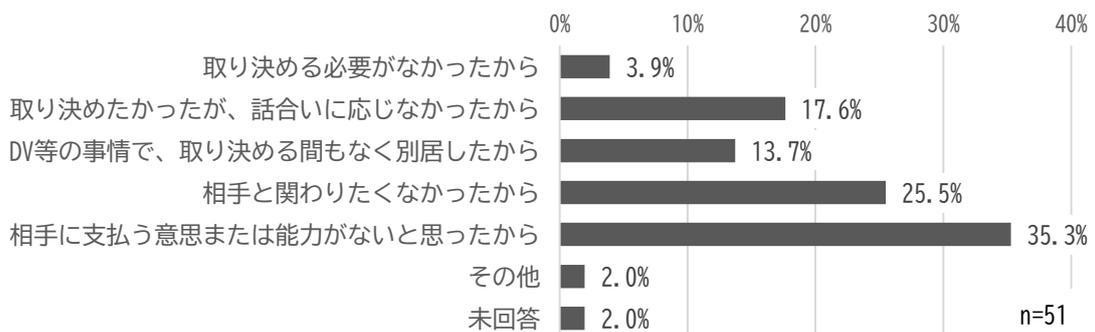
ひとり親家庭になった理由



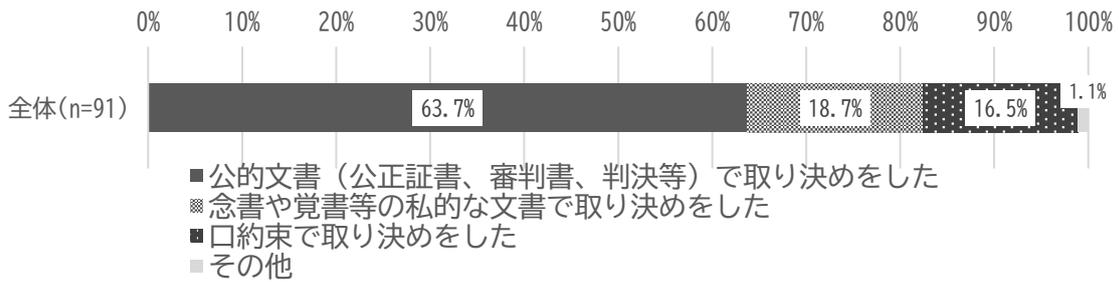
養育の取り決め状況



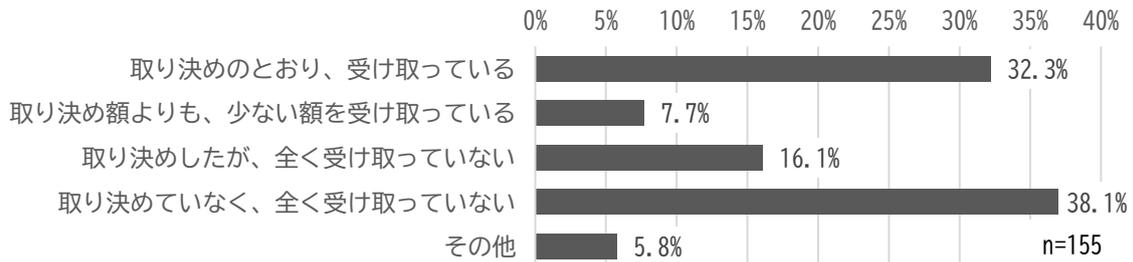
養育を取り決めなかった理由



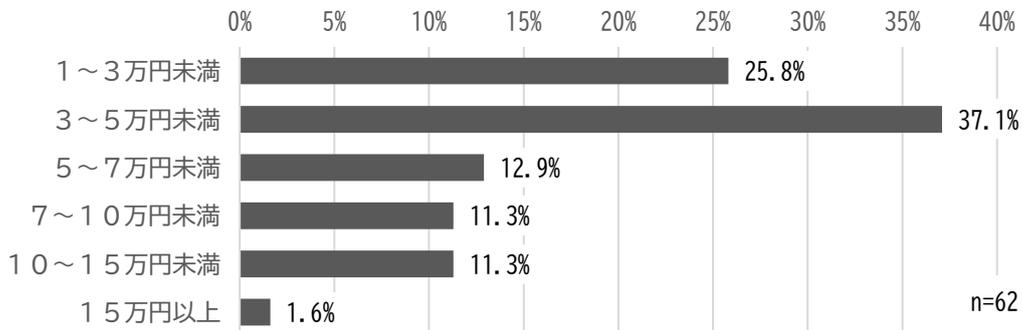
養育の取り決め方法



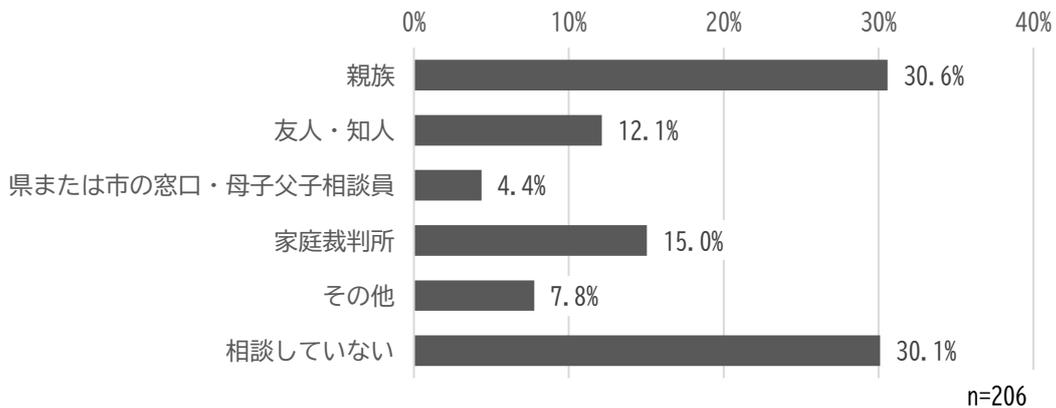
養育費の受け取り状況



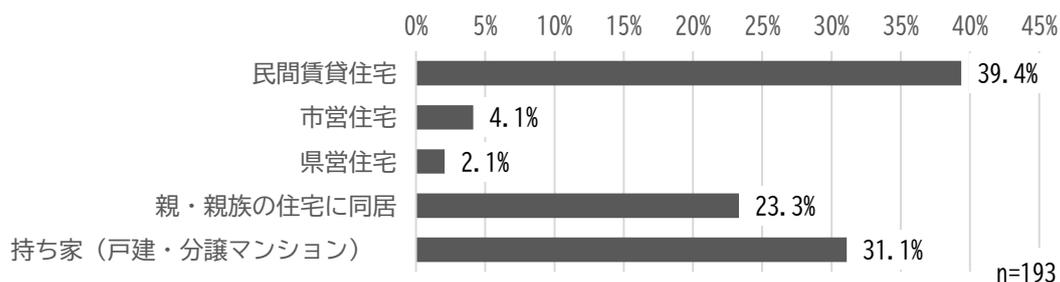
養育費の平均月額



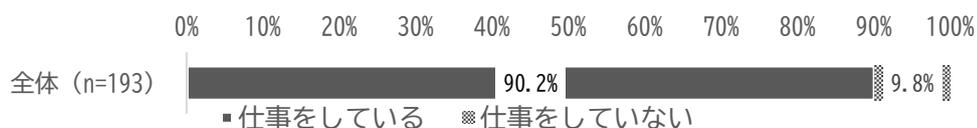
養育費の相談先



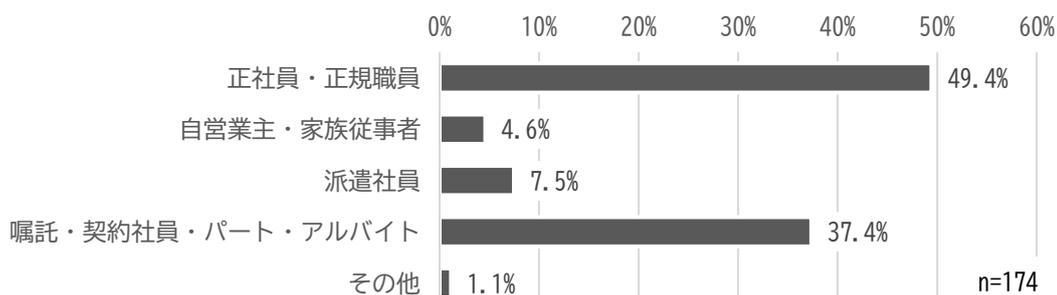
住居形態



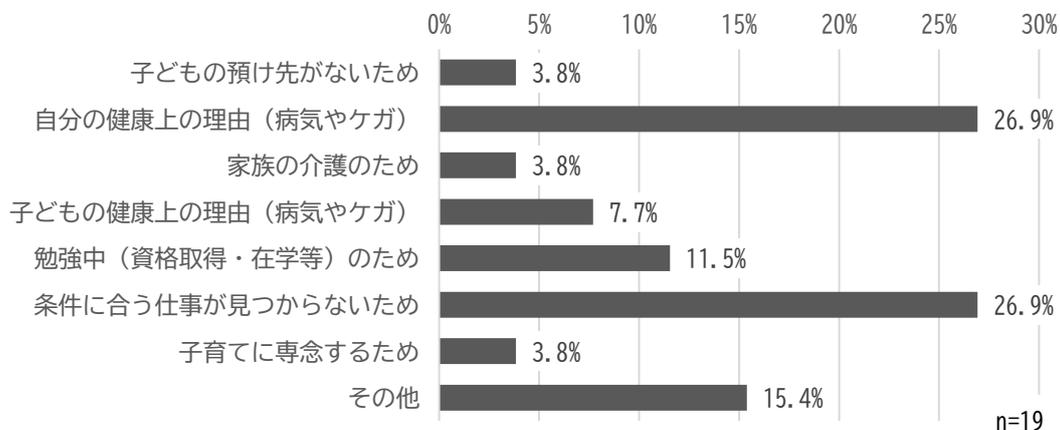
就労の有無



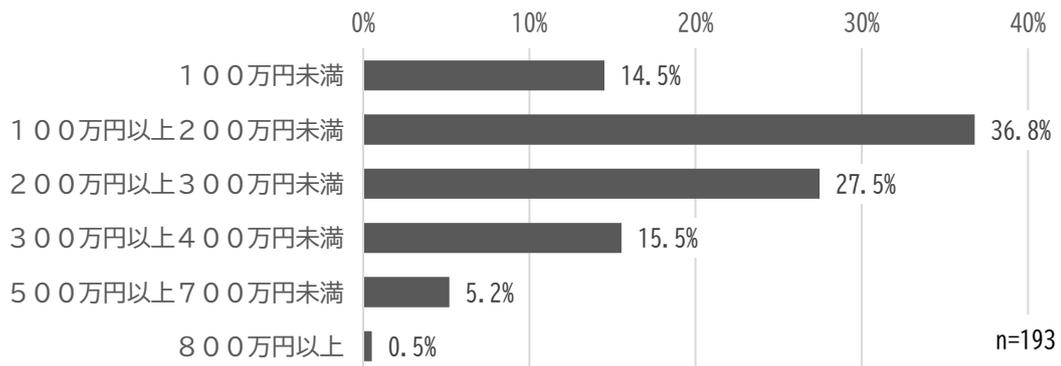
就労形態



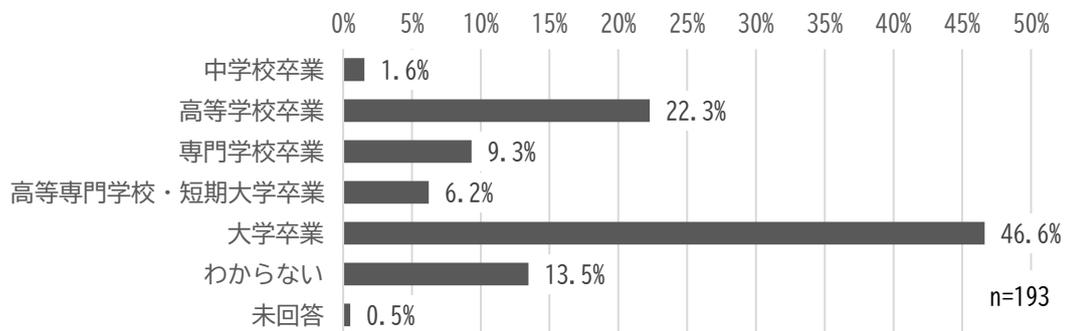
就労していない理由



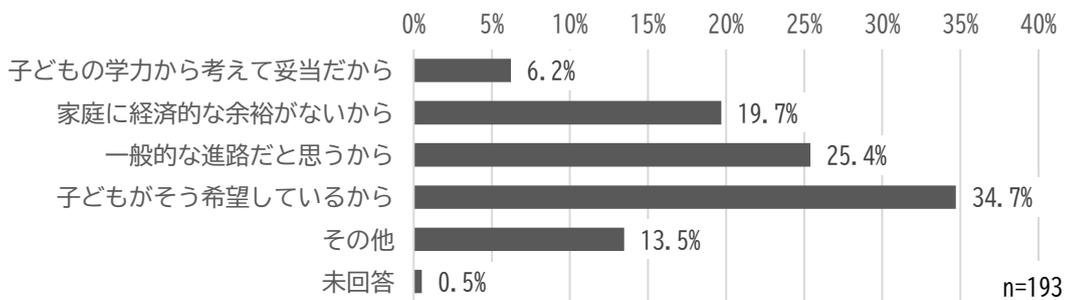
世帯収入額



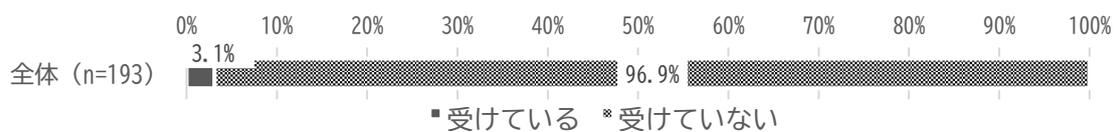
進学希望



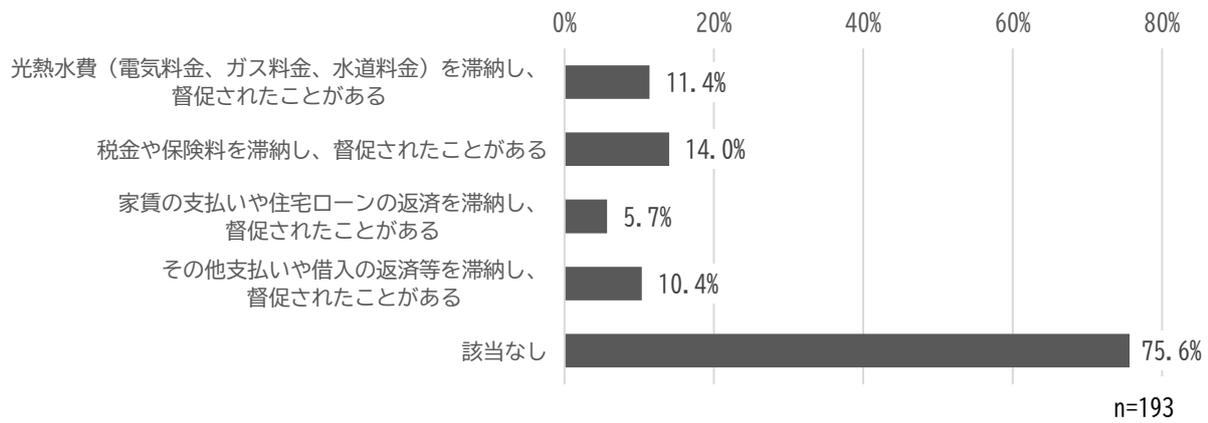
進学希望の理由



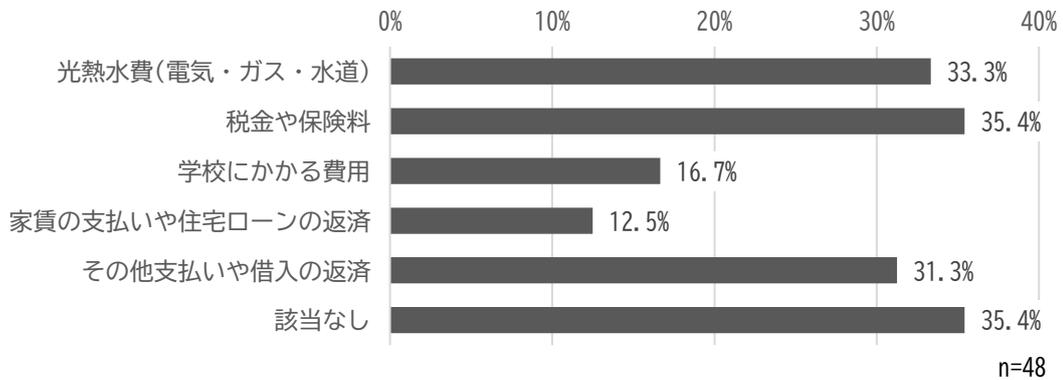
生活保護の有無



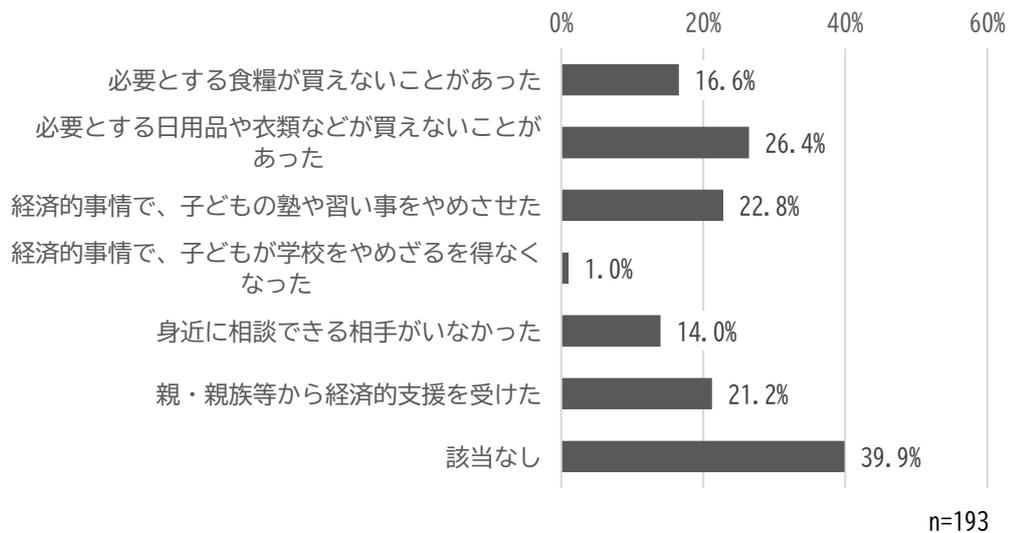
1年間の支払い滞納経験



現在の滞納状況



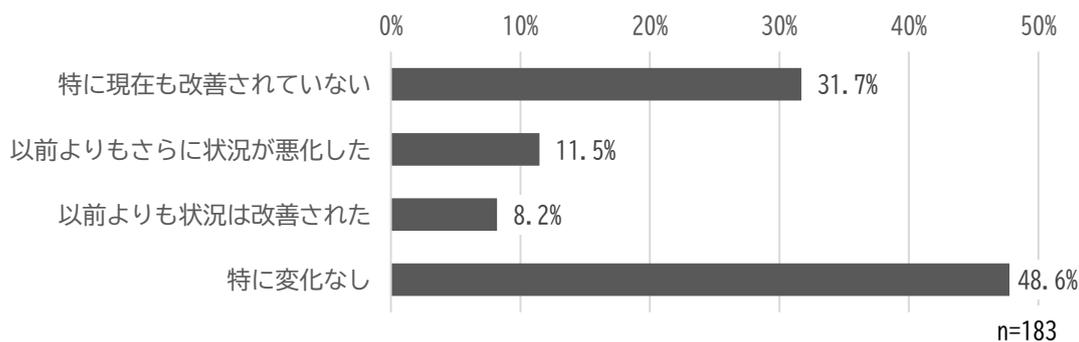
1年間の生活状況



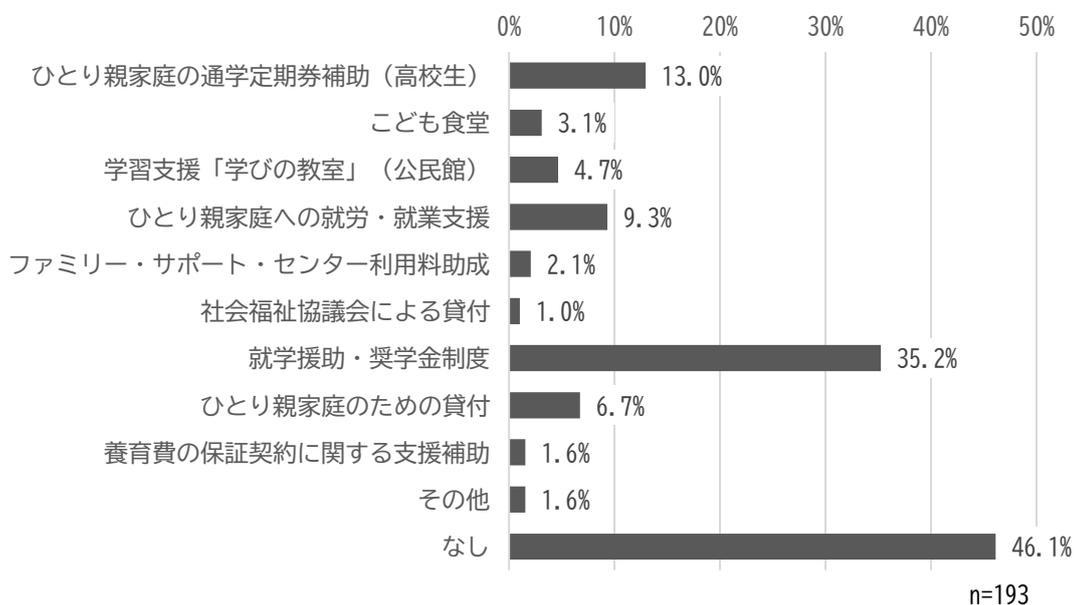
資料編



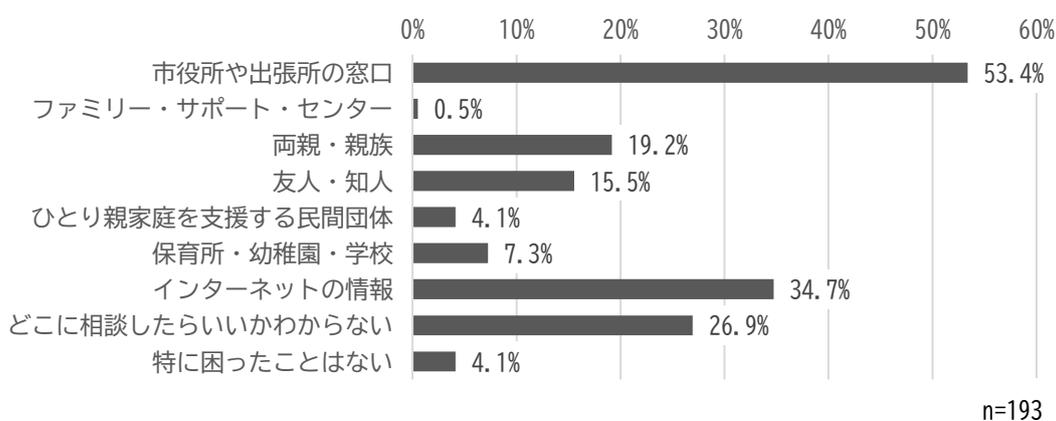
現在の生活状況の変化



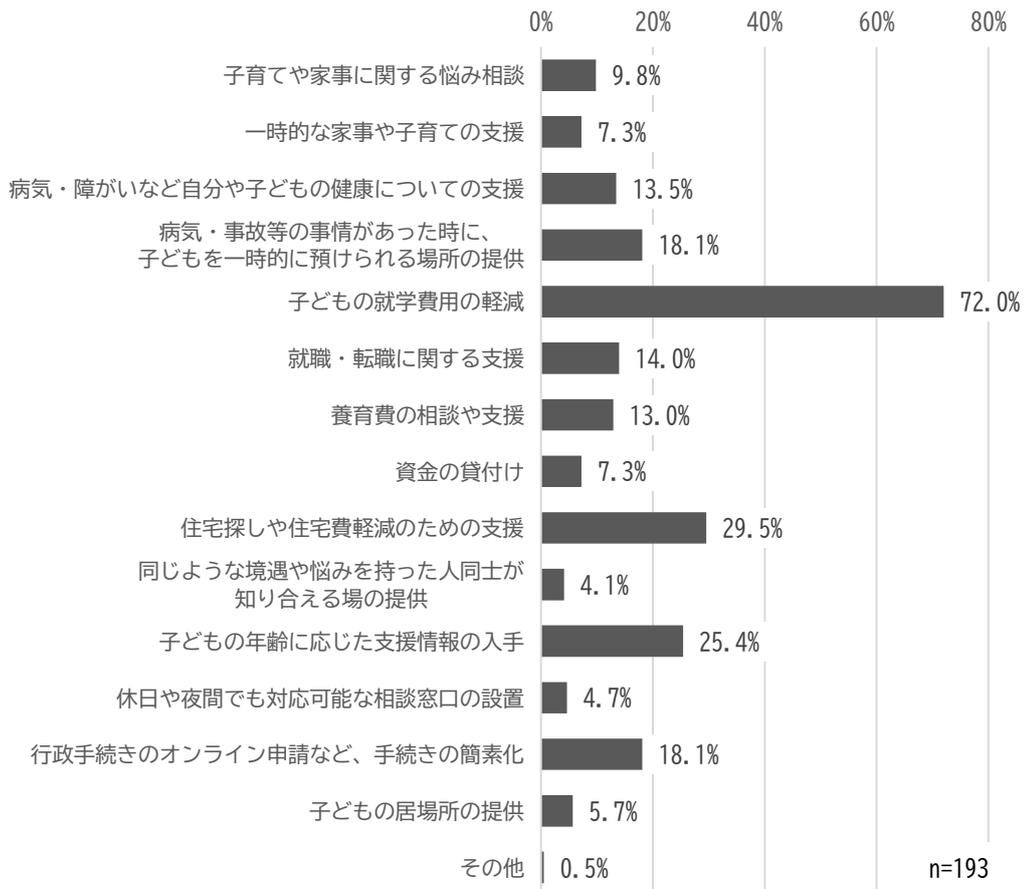
ひとり親家庭支援の利用有無



ひとり親家庭支援利用時の相談先



必要だと思うひとり親家庭支援策



8 令和5年度小山市子どもの生活実態調査(資源量調査)

(1) 調査の目的

令和6年度に「(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、支援対象となる子どもやその家庭について、支援する立場から見た、子どもやその家庭の様々な状況を把握することを目的としました。

(2) 調査対象者及び回収結果

調査対象者：

① 外部支援者

民生委員児童委員、乳児院、子どもの居場所(NPO法人)、こども食堂、保育園(所)・認定こども園・幼稚園、小・中・義務教育学校、学童保育クラブ、子育て支援総合センター(ファミリー・サポート・センター、子育てひろば)、放課後デイサービス、児童発達支援施設 等

計217(か所・人)

② 庁内支援者

保健師、社会福祉協議会、生活保護ケースワーカー、虐待対応専門員兼家庭相談員、子ども家庭支援員兼家庭相談員、母子・父子自立支援員兼婦人相談員、子育て支援総合相談員、育児支援家庭訪問員、訪問指導員、スクールソーシャルワーカー、青少年相談員

計62人

調査対象	配布数	回収数	回収率
外部支援者	217件	150件	69.1%
庁内支援者	62件	47件	75.8%

(3) 調査方法及び調査期間

調査方法：①郵送による配布・オンライン回答または郵送回収

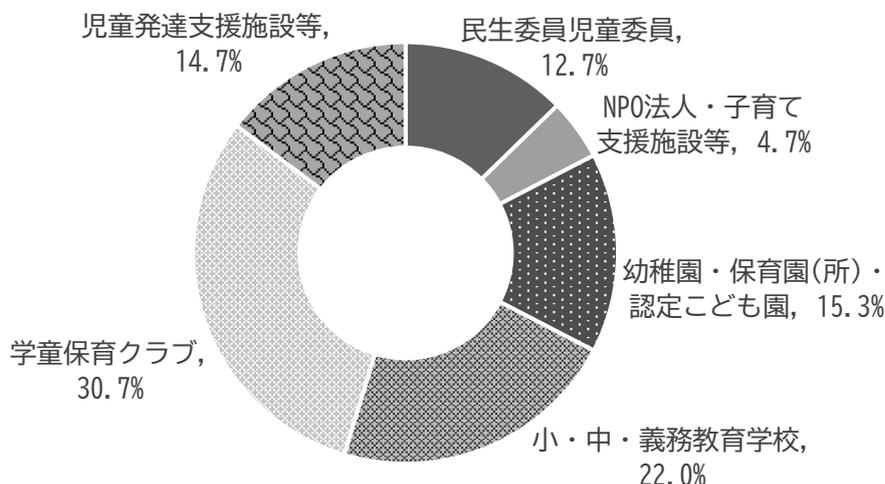
②庁内事務連絡による配布・オンライン回答

③ヒアリング調査

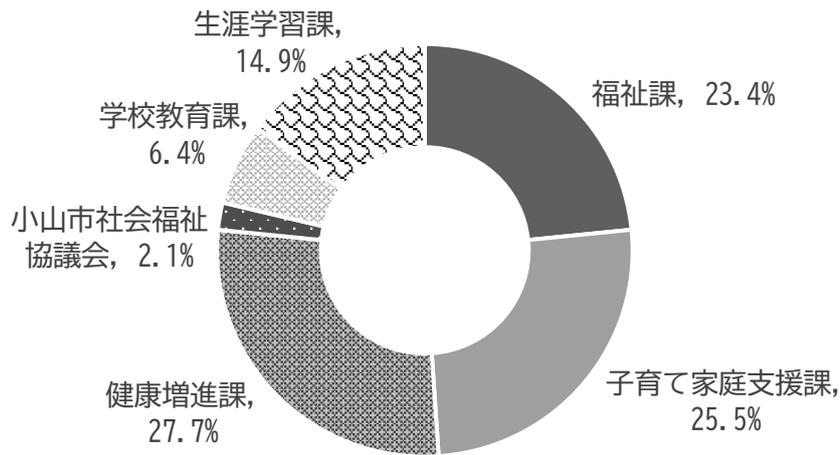
調査期間：令和6年2月21日(水)～3月4日(月)

(4) 調査結果

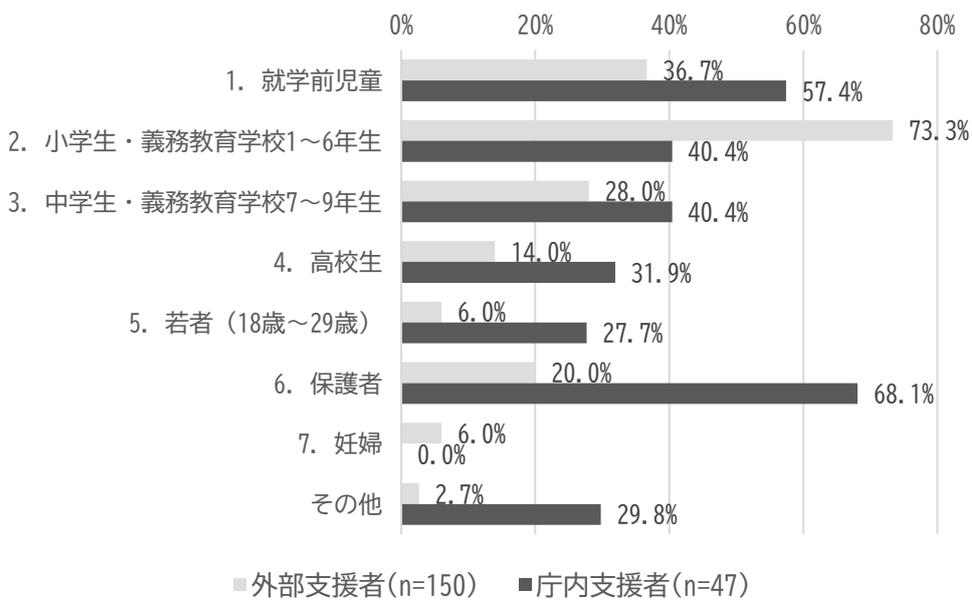
所属機関団体：外部支援者



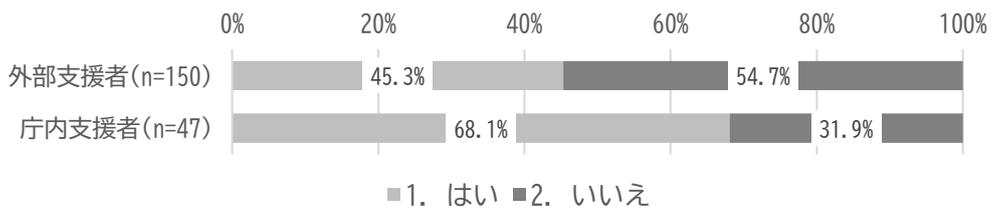
所属機関団体：庁内支援者



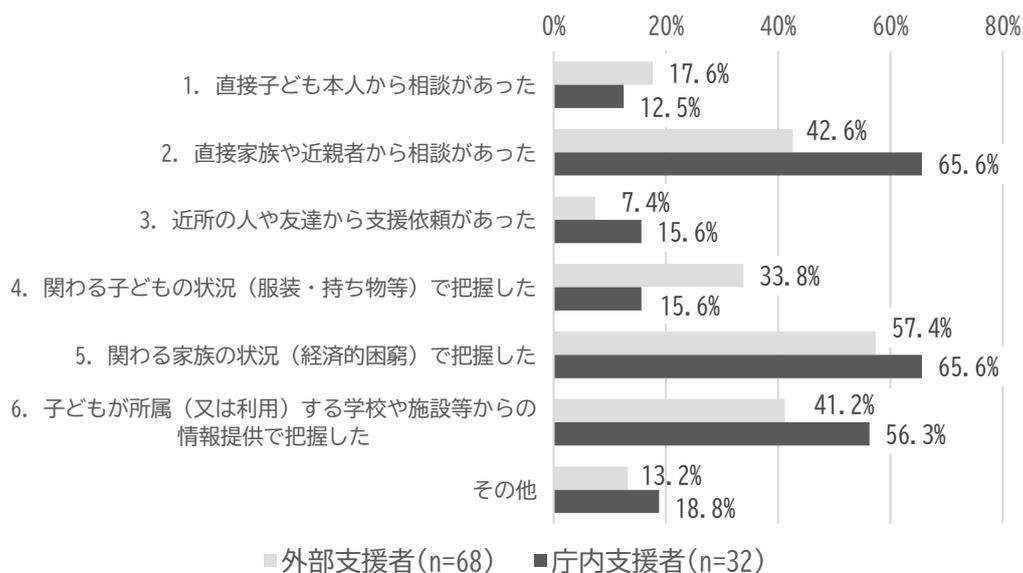
主な支援対象



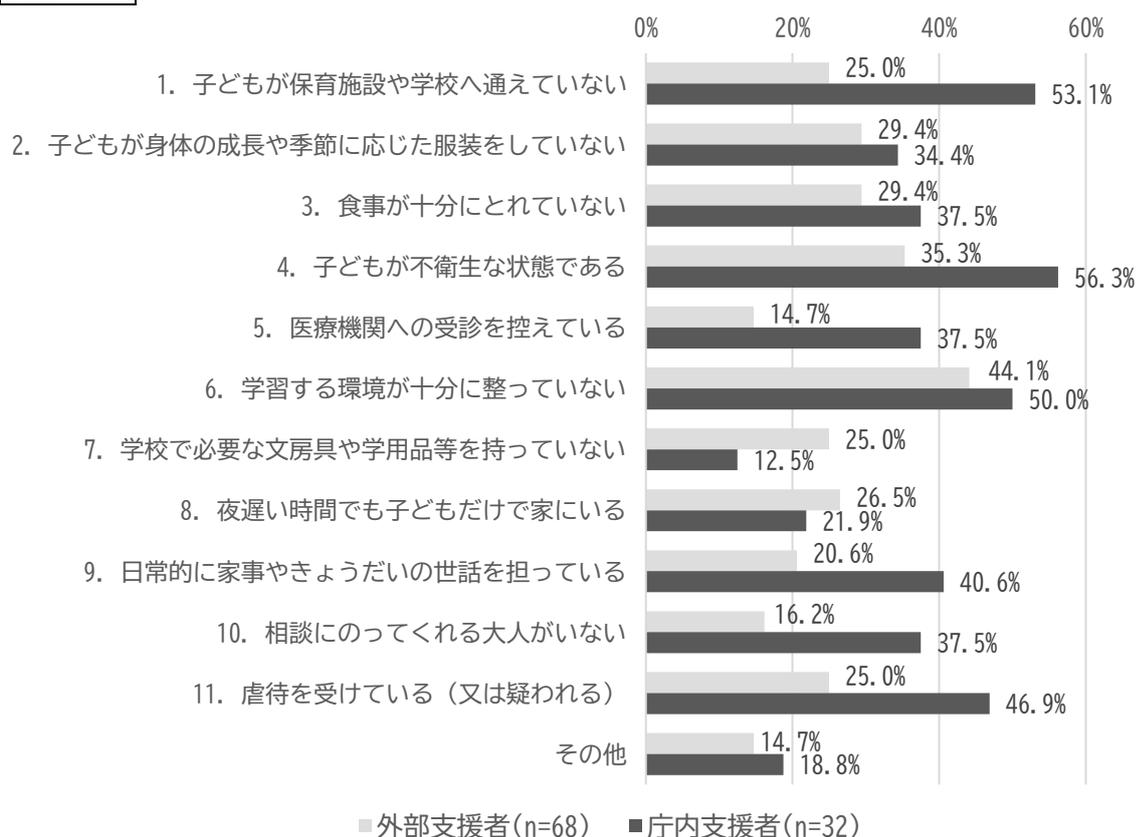
経済的困難を抱える子ども・家庭を把握しているか



把握した経路



家庭の状況



経済的困難状況にある子ども・家庭への支援の頻度と内容

【外部支援者】

	週に1回以上	月に1～数回程度	年に1～数回程度	まったく行っていない	該当なし (所属機関で 該当しない)
(1)家庭訪問	10.3%	11.8%	36.8%	11.8%	29.4%
(2)保育サービスの提供	14.7%	2.9%	2.9%	10.3%	69.1%
(3)こどもの居場所(遊びや読書等の場)の提供	23.5%	4.4%	1.5%	11.8%	58.8%
(4)子ども食堂の提供	4.4%	1.5%	4.4%	14.7%	75.0%
(5)子ども自身の相談	19.1%	17.6%	23.5%	11.8%	27.9%
(6)親の相談(育児、発達、生活相談など)	7.4%	25.0%	42.6%	10.3%	14.7%
(7)乳幼児の健康診査、予防接種等の勧め、受付	1.5%	2.9%	10.3%	14.7%	70.6%
(8)親子教室の開催	0.0%	1.5%	7.4%	23.5%	67.6%
(9)経済支援(就学援助費、児童扶養手当など)の勧め、受付	1.5%	7.4%	45.6%	8.8%	36.8%
(10)こどもの学習支援	41.2%	7.4%	2.9%	10.3%	38.2%
(11)こどもの進学指導	5.9%	8.8%	13.2%	11.8%	60.3%
(12)子どもへの文化的活動(自然体験、スポーツ等)の機会の提供	19.1%	4.4%	11.8%	11.8%	52.9%
(13)親の就労支援	0.0%	0.0%	8.8%	14.7%	76.5%
(14)その他	4.4%	5.9%	4.4%	8.8%	76.5%

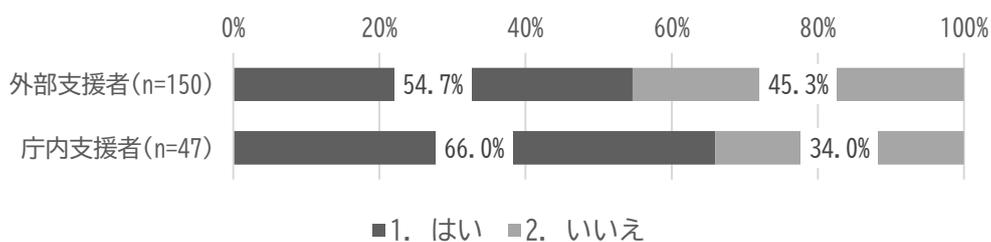
【庁内支援者】

	週に1回以上	月に1～数回程度	年に1～数回程度	まったく行っていない	該当なし (所属機関で 該当しない)
(1)家庭訪問	3.1%	43.8%	28.1%	3.1%	21.9%
(2)保育サービスの提供	3.1%	3.1%	12.5%	6.3%	75.0%
(3)こどもの居場所(遊びや読書等の場)の提供	6.3%	9.4%	9.4%	3.1%	71.9%
(4)子ども食堂の提供	0.0%	3.1%	6.3%	12.5%	78.1%
(5)子ども自身の相談	3.1%	34.4%	15.6%	12.5%	34.4%
(6)親の相談(育児、発達、生活相談など)	15.6%	65.6%	15.6%	0.0%	3.1%
(7)乳幼児の健康診査、予防接種等の勧め、受付	6.3%	18.8%	18.8%	6.3%	50.0%
(8)親子教室の開催	0.0%	3.1%	9.4%	6.3%	81.3%
(9)経済支援(就学援助費、児童扶養手当など)の勧め、受付	6.3%	21.9%	31.3%	6.3%	34.4%
(10)こどもの学習支援	0.0%	6.3%	12.5%	6.3%	75.0%
(11)こどもの進学指導	0.0%	3.1%	6.3%	12.5%	78.1%
(12)子どもへの文化的活動(自然体験、スポーツ等)の機会の提供	0.0%	0.0%	6.3%	9.4%	84.4%
(13)親の就労支援	6.3%	9.4%	40.6%	3.1%	40.6%
(14)その他	6.3%	6.3%	6.3%	0.0%	81.3%

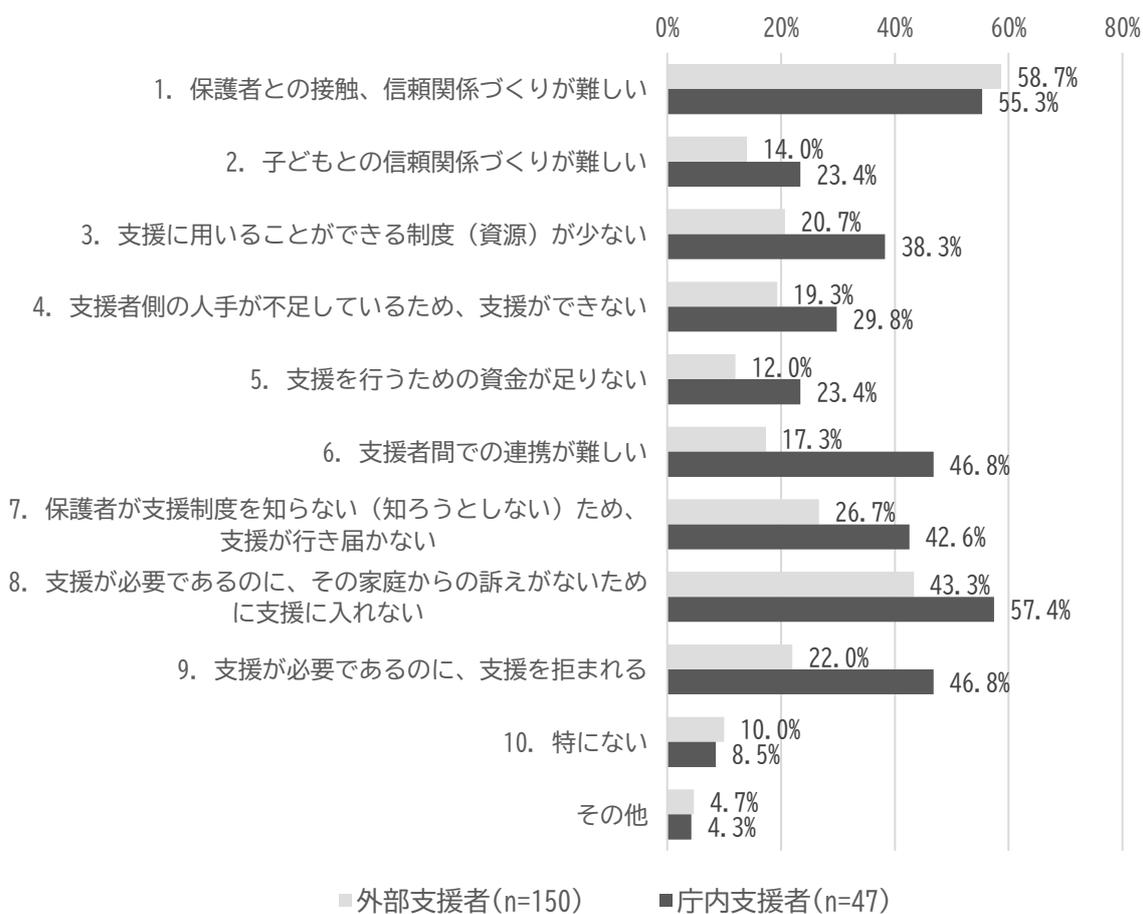
資料編



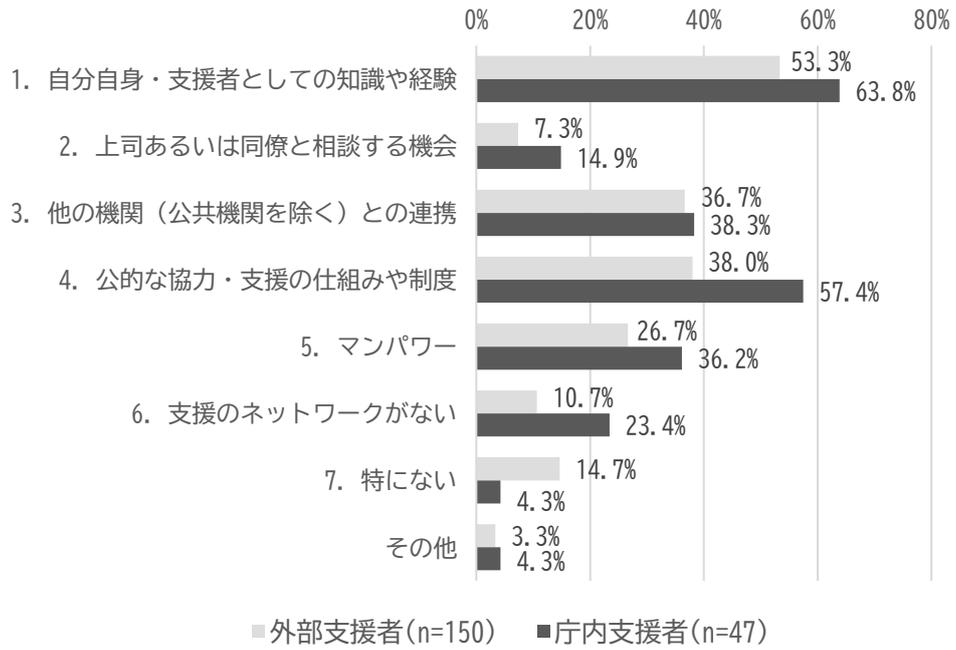
経済的困難を抱えるこども・家庭以外で、気になるこども・家庭の把握



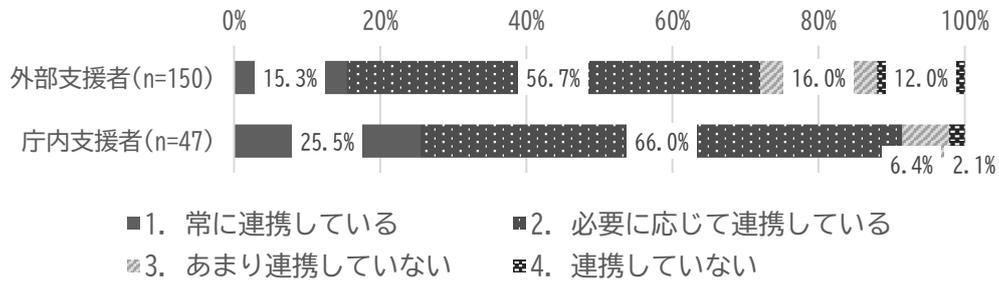
支援にあたり困難だと感じている点



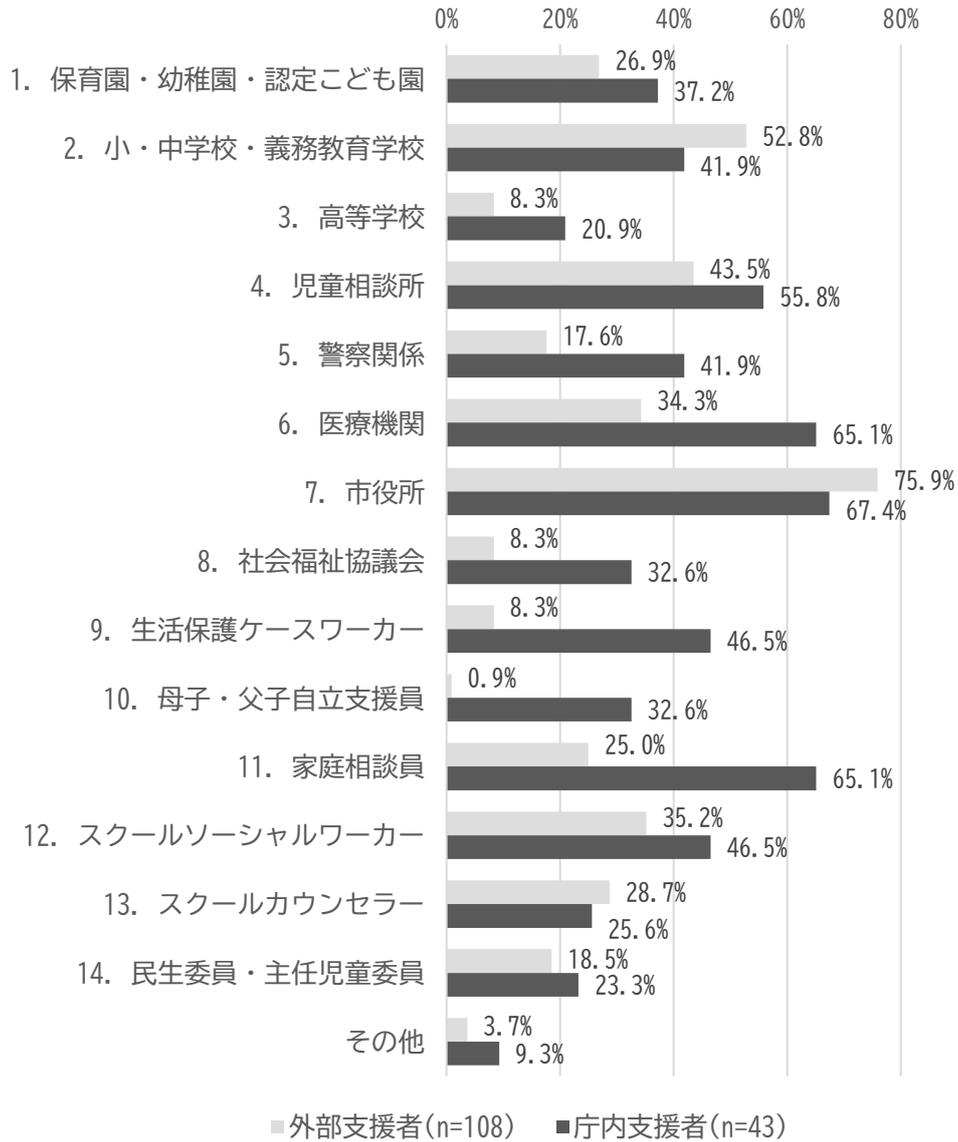
支援にあたり、自身に不足していると感じている点



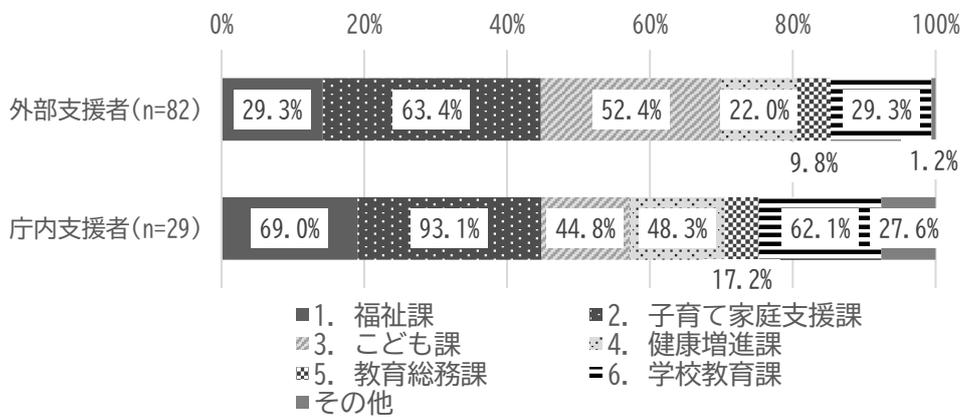
支援にあたり、他機関との連携



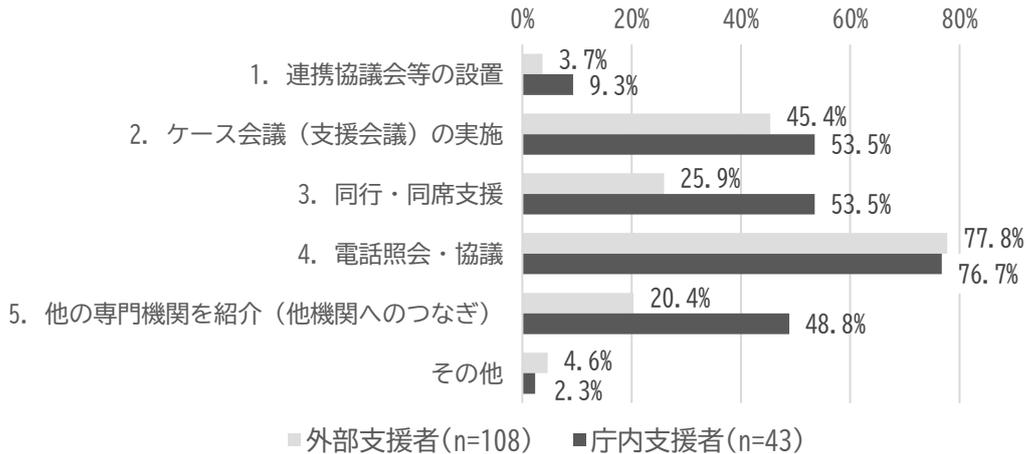
支援を行う上での連携先



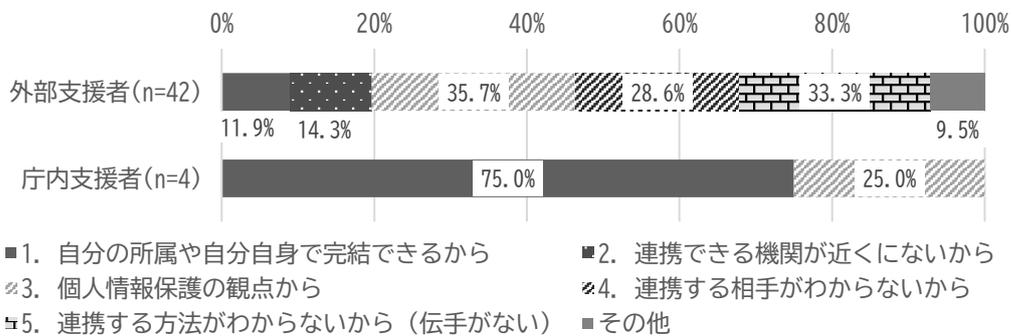
市役所で連携している課



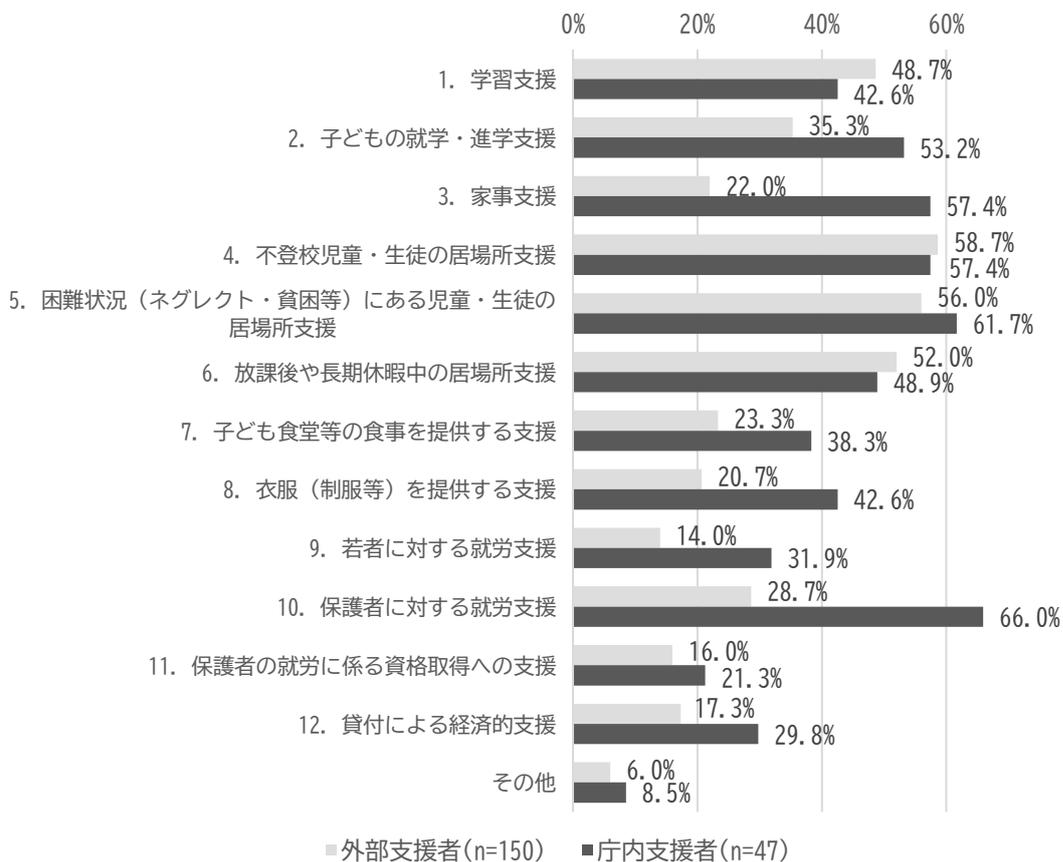
連携先との連携方法



連携しない、できない理由



必要だと思われる様々な困難を抱えるこども・家庭のための支援・制度



資料編



9 第2次健康都市おやまプラン21最終評価のためのアンケート調査

(1) 調査の目的

平成25年3月に策定した「第2次健康都市おやまプラン21」についての最終評価と、「(仮称)第3次小山市子ども・子育て支援事業計画」策定に活用することを目的としました。

(2) 調査対象者及び回収結果

調査対象者：乳幼児を持つ保護者

対象者数：1,000人

回収数：459件（回収率45.9%）

(3) 調査方法及び調査期間

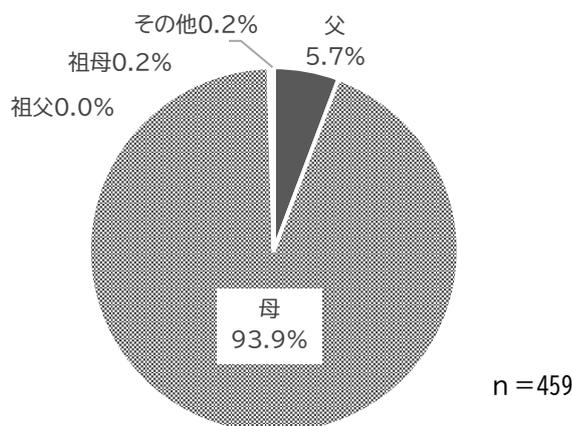
調査方法：乳幼児健診等※の問診票と一緒にアンケートロゴフォーム回答案内を同封し、ロゴフォームにて回答。未回答者、外国人は聞き取りにて健診会場にて回収。

※乳児健診、9か月児健康相談、1歳6か月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

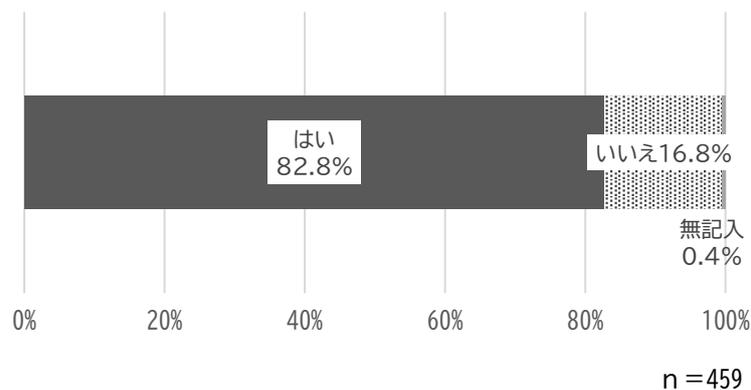
調査期間：令和6（2024）年2月～3月

(4) 調査結果

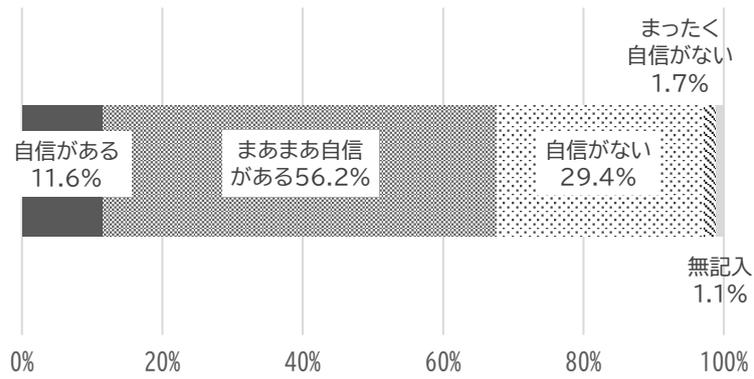
続柄



妊娠中、安心して過ごせたか

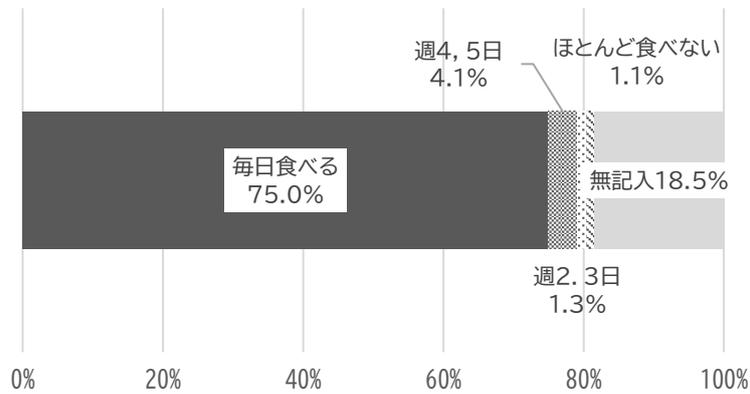


育児への自信



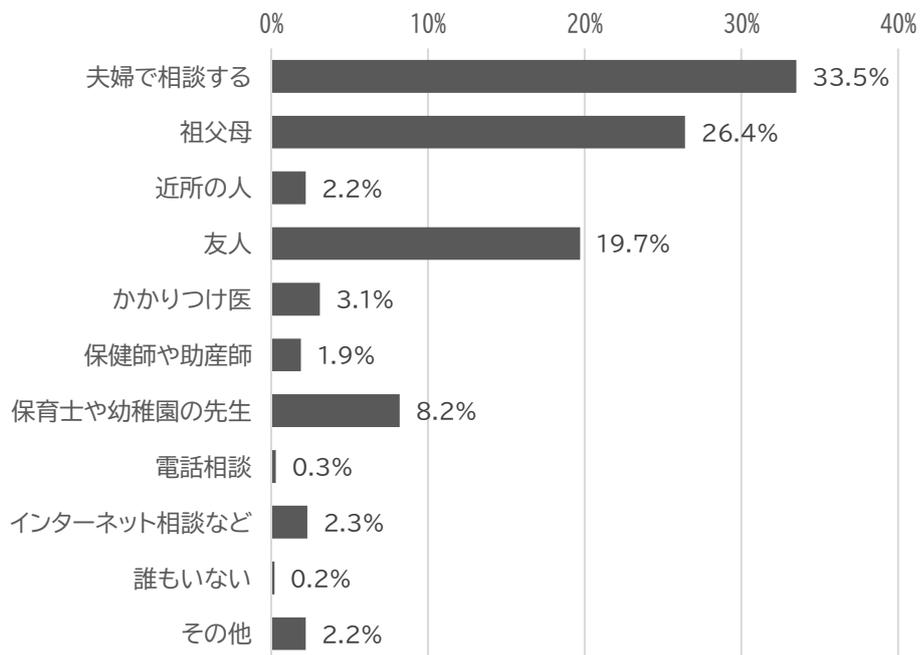
n = 459

朝食の摂取状況



n = 459

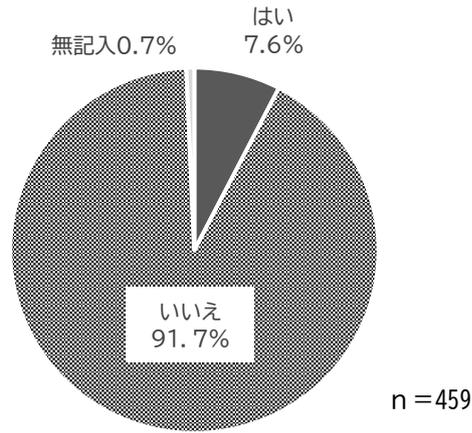
育児の相談相手



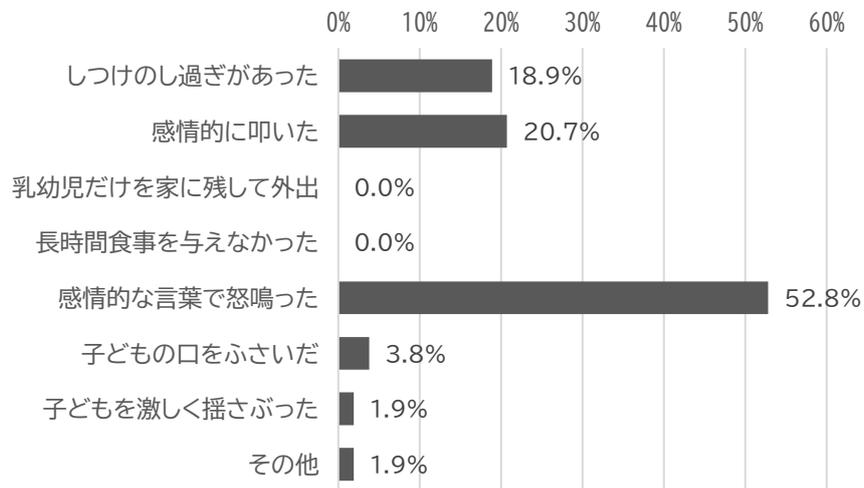
資料編



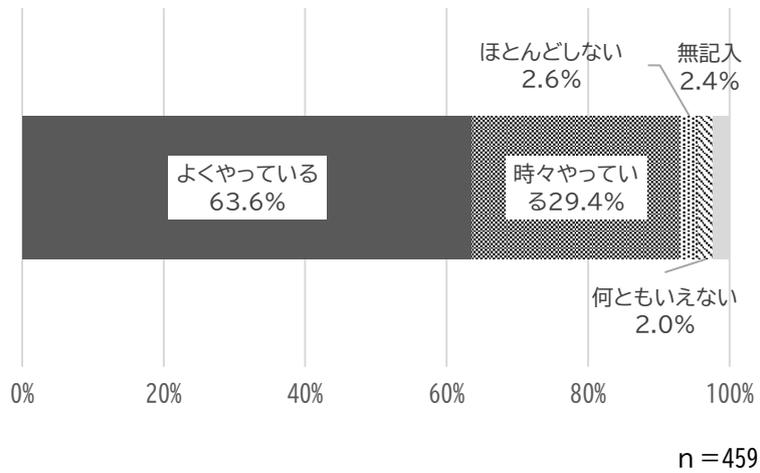
母親の虐待



(虐待だと思う理由)



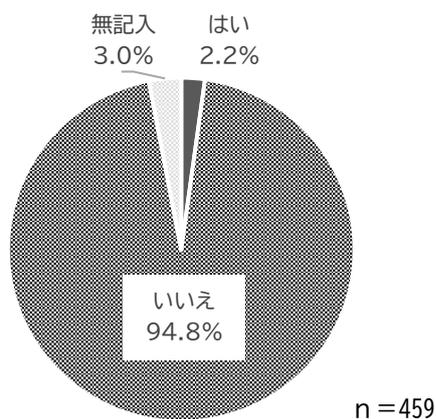
父親の育児



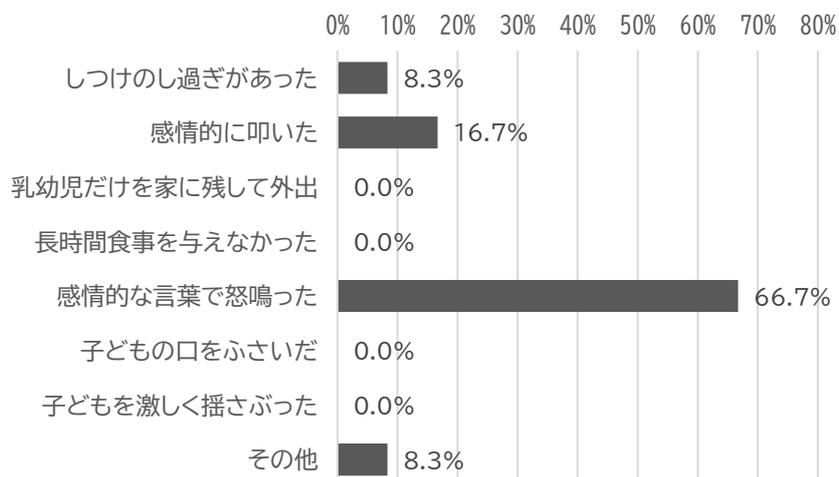
資料編



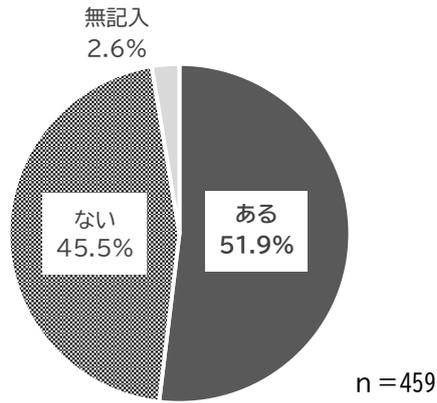
父親の虐待



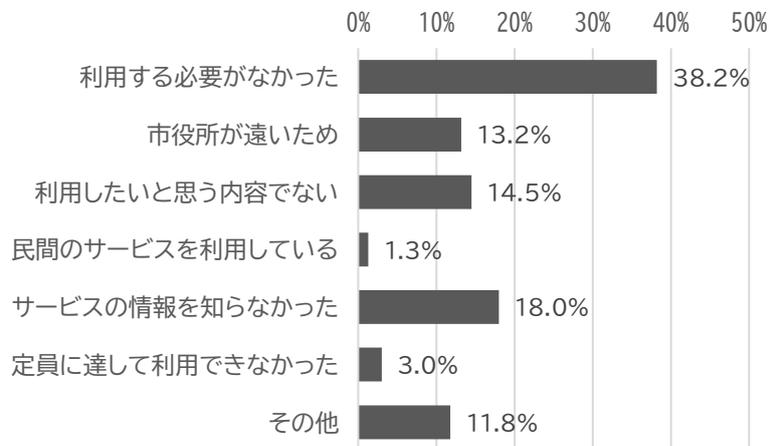
虐待だと思う理由



子育て支援サービスの利用



(利用していない理由)



あると良いと思う子育て支援サービス

カテゴリ	件数
子育て支援サービスについて	35件
一時預かり・保育園などについて	29件
遊び場・公園について	22件
経済的支援について	19件
イベントやセミナーについて	14件
産後ケアについて	8件
相談先について	7件
医療について	5件
レンタルやリサイクルについて	5件
移動支援について	3件
その他	18件



10 本計画(案)に対するパブリック・コメント(意見募集)の実施結果

(1) 意見募集の概要

意見募集期間：令和7年1月24日（金）～ 令和7年2月7日（金）

閲覧場所：こども政策課、各出張所、中央図書館、生涯学習センター、市ホームページ

提出方法：郵送、FAX、電子メール、入力フォーム、こども政策課へ直接書面提出

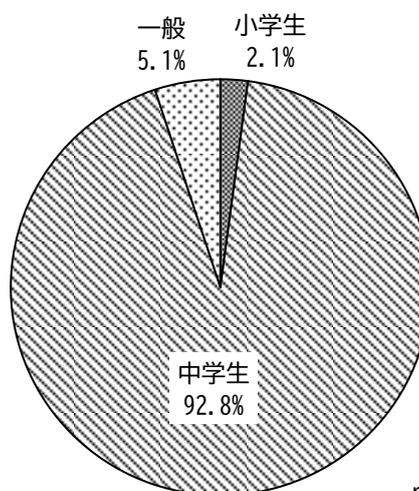
(2) 実施結果

① 意見数

市民の方、375名、計475件のご意見が寄せられました。

	人数	ご意見数
小学生	8	10
中学生	357	441
一般	10	24
合計	375	475

【ご意見の割合】



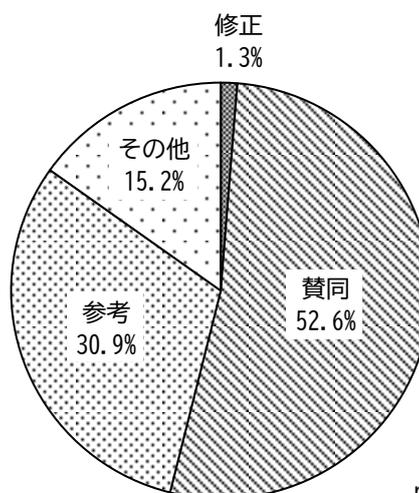
n = (475)

② ご意見への対応状況

計475件の割合になります。

対応状況	対応数
ご意見の趣旨を踏まえ 修正したもの	6
素案と同趣旨及び 賛同いただいたもの	250
計画推進の参考と させていただくもの	147
その他	72
合計	475

【対応状況の割合】



n = (475)

③ 項目別意見数

■小学生、中学生

項目	ご意見数
計画全体	75
1-1 総合的な子育て支援の充実	4
1-3 子育て相談体制・情報提供の充実	3
1-4 経済的負担の軽減	4
1-5 健やかな心と体づくり	1
1-6 こども・若者の居場所づくり	27
1-7 多様な遊びや体験ができる機会の創出	28
1-9 保育サービスの充実	2
1-11 教育の充実	6
1-12 放課後のこどもの居場所づくり	1
2-1 児童虐待防止対策と社会的養護の推進	2
2-2 ひとり親家庭への支援	1
2-3 こどもの貧困対策の推進	1
2-4 いじめ対策・不登校支援	16
2-6 障がい児・医療的ケア児等への支援	6
2-7 外国にルーツを持つこどもへの支援	2
3-1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有	10
3-2 安全・安心な環境の整備	141
その他・遊び場	22
その他・商業施設	25
その他・学校関係	32
その他・文化スポーツ施設	10
その他・経済面	8
その他	24
合計	451

■一般

項目	ご意見数
計画全般	7
第1章 計画の概要	6
第2章 計画ビジョンと体系	1
第3章 施策の展開	5
第5章 新・放課後子ども総合プランの推進	1
第6章 計画の推進体制と進捗管理	1
その他	3
合計	24





おやまこどもプラン

発行年月：令和7(2025)年3月

編集・発行：小山市保健福祉部こども政策課

(令和7年4月からは、「こども未来部 こども政策課」となります。)

住所：栃木県小山市中央町1丁目1番1号

電話：0285-22-9604



小山市
OYAMA CITY

